

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年1月29日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 浅尾 昇 太
同 瓜生 和也
同 前田 圭一朗

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - PIMCO Short Term
Strategy)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 1,000億トルコリラ(約1兆3,190億円)を上限とします。
(注)トルコリラの円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対
顧客電信売買相場の仲値(1トルコリラ=13.19円)によります。以下、別段の
記載がない限り、トルコリラの円貨表示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ピムコ ショート・ターム ストラテ
ジー

(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - PIMCO Short Term Strategy)

(注)ピムコ ショート・ターム ストラテジー(以下「ファンド」といいます。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラ
スト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)は記名式無額面受益
証券のトルコリラクラスです。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼
により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供さ
れもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億トルコリラ(約1兆3,190億円)を上限とします。

(注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券はトルコリラ建てのため、以下の金額表示は
別段の記載がない限りトルコリラ貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合がありま
す。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入
してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日(以下に定義されます。)に適用される受益証券
1口当たり純資産価格

(注)発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5)【申込手数料】

日本国内における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

1口以上1口単位

(7)【申込期間】

2021年1月30日(土曜日)から2022年1月31日(月曜日)まで

(注1)申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注2)申込みの取扱いは各取引日(以下に定義します。)に行われ、日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後4
時)までとします。

(注3)上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日(以下に定義します。)の申込みとして取り扱われます。

(8)【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「S M B C 日興証券」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03 - 5644 - 3111 (受付時間：日本における営業日の8：40～17：10)

(注)上記日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資家は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日までに、日本における販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。

申込金額は、日本における販売会社によって、各取引日後4ファンド営業日(以下「支払日」といいます。)以内に、保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーのファンド口座に、トルコリラ貨で払い込まれます。

「取引日」とは、2019年7月29日およびそれ以降の各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「国内営業日」とは、日本の金融商品取引業者および日本の銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行う日ならびにニューヨークおよびイスタンブールの銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

S M B C 日興証券は、管理会社との間の、2019年7月12日付で締結の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会」といいます。)をファンドに関して代行協会に指定しています。

(注)「代行協会」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「J S D A」といいます。)の協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、トルコリラ貨により支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。ただし、日本における販売会社は、ファンドの受益証券の売買に関し、外貨での取扱いのみを行います。

申込金額は、日本における販売会社によって、各支払日以内に、保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーのファンド口座に、トルコリラ貨で払い込まれます。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

海外において、当初1口当たり10.00トルコリラで受益証券の発行が行われました。

管理会社のグループ会社であり、ファンドの代行協会員に指定されているクレディ・スイス証券株式会社は、シードマネーの拠出として、2019年7月29日に、ファンドの受益証券を、約100万米ドルに相当するトルコリラ建ての金額で取得しました。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主として米ドル建て投資適格債券の分散化されたポートフォリオに間接的に投資を行うことにより、投資元本の保全および日々の流動性を確保しつつ、現在のインカムを最大化を目指すことです。ファンドは、ピムコ ショート・ターム ストラテジー クラスC(米ドル)クラス(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてバミューダの法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・バーミューダ・トラスト(以下「アンブレラ・トラスト」ということがあります。)のシリーズ・トラストです。ファンドは、現金(米ドル)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および短期国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

トルコリラクラス受益証券に関して、信託金の限度額はありません(ただし、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により募集の停止を行う場合があります。)

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2019年7月5日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンドの資産の管理・運営を行う責任を負います。

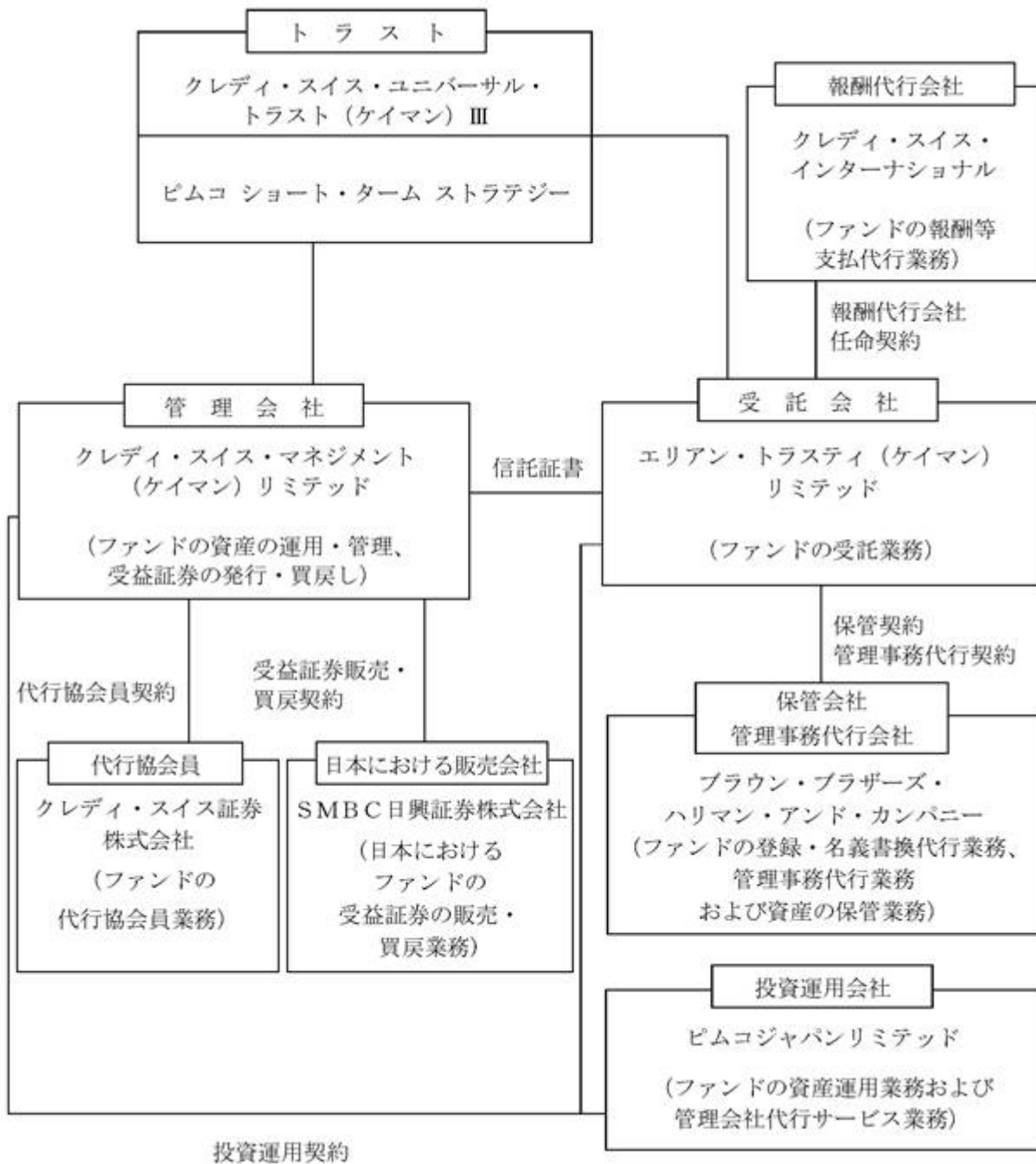
管理会社はケイマン諸島の会社法(改正法)(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2019年7月5日	補遺信託証書締結
2019年7月29日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

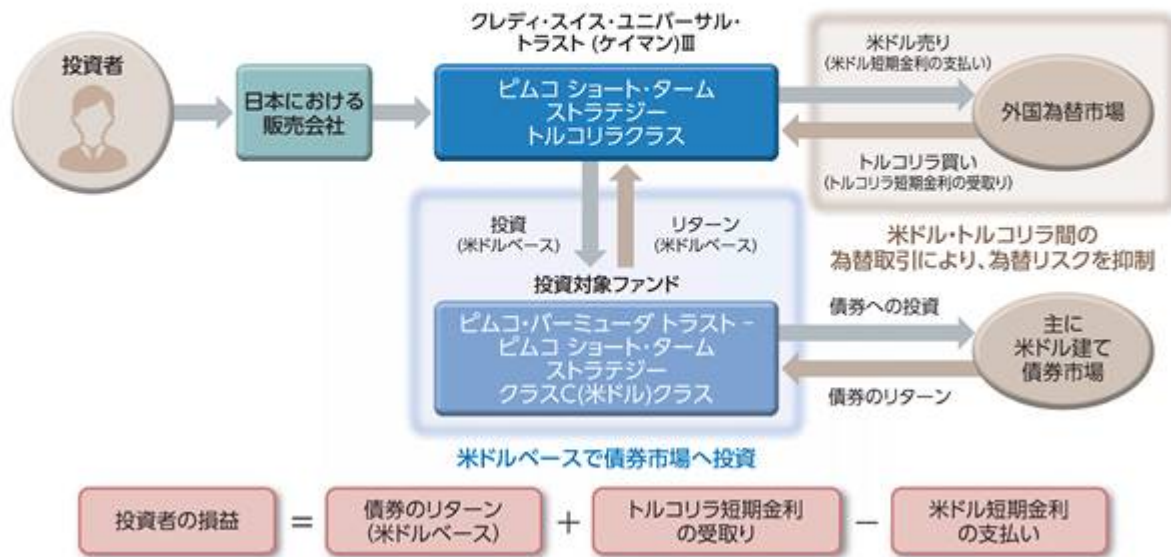
ファンドの仕組み



■ ファンドの仕組み

ファンドは、ピムコ ショート・ターム ストラテジー クラスC(米ドル)クラスに投資し、主に米ドル建て債券市場に投資を行います。また、ファンドにおいては、米ドル売りトルコリラ買いの為替取引により、米ドル・トルコリラ間の為替変動リスクを抑制し、トルコリラベースでの安定性を追求します。

ファンドの仕組みのイメージ



出所: PIMCOのデータを基にクレディ・スイス作成

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management（Cayman） Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド （Elian Trustee（Cayman） Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー （Brown Brothers Harriman & Co.）	保管会社 管理事務代行会社	2019年7月12日付で受託会社との間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。 2019年7月12日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2019年7月10日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	日本における販売会社	2019年7月12日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル （Credit Suisse International）	報酬代行会社	2019年7月12日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
ピムコジャパンリミテッド	投資運用会社	2019年7月12日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注6）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

- （注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- （注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
- （注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。
- （注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- （注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6)投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2020年11月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約7,636万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナショナル・コマーズ・センター88階)	735,000株 (100%)

(注)米ドルの円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.89円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5)【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(2020年改訂)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年1月31日までには前年の7月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年7月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2020年7月31日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されたインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社)は、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されず。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

・投資目的

ファンドの投資目的は、主として米ドル建て投資適格債券の分散化されたポートフォリオに間接的に投資を行うことにより、投資元本の保全および日々の流動性を確保しつつ、現在のインカムの最大化を目指すことです。ファンドは、ピムコ ショート・ターム ストラテジー クラスC（米ドル）クラスに、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてバミューダの法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・バーミューダ・トラストのシリーズ・トラストです。

ファンドは、現金（米ドル）およびマネーマーケット証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および短期国債を含みますがこれらに限定されません。）を保有することもできます。

投資運用会社（以下に定義します。）は、投資対象ファンドならびに現金（米ドル）およびマネーマーケット証券により構成されるファンドのポートフォリオ（以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。）について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。疑義を避けるために付言すると、サブアドバイズド・ポートフォリオには、下記の「通貨先渡取引」の項目で定義される通貨先渡取引は含まれません。

投資運用会社は、原則として満期までのデュレーションが1年以内の確定利付証券（国債、政府関連債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイイールド債券、バンクローン等）、確定利付先渡取引またはオプション、先物契約、スワップ契約等のデリバティブおよび関連資産に投資する投資対象ファンドのクラスC（米ドル）クラス受益証券に投資することで、かかる投資目的を達成することを目指します。

また、受託会社は、ファンドの受託者としての立場において、トルコリラクラス受益証券の勘定で、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「通貨管理事務会社」といいます。）との間で通貨先渡取引を行います（下記「通貨先渡取引」の項目に詳述されます。）が、その想定元本は、受益者の米ドル建てのエクスポージャーをトルコリラ建てのエクスポージャーに変換する目的で、トルコリラクラス受益証券に帰属する受益証券1口当たり純資産価格に関連付けられます。

ファンドは、デリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除きます。）またはその他類似する取引を行いません。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ピムコジャパンリミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオをモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

（a）投資対象ファンド、および

（b）米ドル（現金）およびマネーマーケット証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および短期国債を含みますがこれらに限定されません。）。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、保管会社のスイープピークルで保有されることがあります。

投資運用会社はショートポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理等のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。純資産総額とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、管理事務代行会社によって決定される投資対象ファンドの価値に基づき、各評価日に計算されます。

「評価日」とは、各ファンド営業日および/または管理会社が適宜ファンドに関して決定することのできるその他の日をいいます。

投資対象ファンドは米ドル建てです。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

投資運用会社は、下記の「通貨先渡取引」の項目で定義される通貨先渡取引について責任を負いません。

通貨先渡取引

通貨管理事務会社は、トルコリラベースでの安定性を確保することを目指し、トルコリラクラス受益証券の勘定で、通貨先渡取引(以下「通貨先渡取引」といいます。)を受託会社(ファンドの受託者としての立場においてのみ)との間で行います。通貨先渡取引に基づき、受託会社(ファンドの受託者としての立場においてのみ)は、先渡(通常1か月)ベースで、可能な限り純資産総額の約100%(未実現通貨損益を除きます。)に相当する想定元本で、米ドル売りトルコリラ買いの取引を行います。また、通貨先渡取引は、満期日に受渡決済され、差金決済されることはありません。通貨先渡取引は、米ドル・トルコリラ間の為替変動リスクを抑制する目的で、(疑義を避けるために付言すると、投資対象ファンドの資産と関連する通貨に対するエクスポージャーのヘッジを図ることなく)関連する受益者に(トルコリラクラス受益証券の基準通貨である)トルコリラと(投資対象ファンドのクラスC(米ドル)クラス受益証券の基準通貨である)米ドルとの間の為替相場の変動に対するトルコリラ買いのエクスポージャーを提供することを通じて、関連する受益者の米ドルに対するエクスポージャーをトルコリラに対するエクスポージャーに実質的に変換します。通貨先渡取引は、通貨管理事務会社により管理されます。

■ ファンドの目的

実質的に主として、米ドル建て投資適格債券に幅広く投資を行い、投資元本の保全と日々の流動性を確保しつつ、インカムの最大化を目指します。

■ ファンドの特色

- 実質的に主として米ドル建て投資適格債券に投資を行い、デュレーションは原則1年以内とします。
 - 投資運用会社は、主として米ドル建て投資適格債券に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 投資対象ファンドのポートフォリオの構築においては、金利リスク、信用リスクを抑制し、高い流動性と安定性の確保を追求します。
 - 投資適格未満のハイイールド債への投資比率は投資対象ファンドの総資産額の10%を上限とします。
 - 米ドル建て以外の通貨建ての債券への投資は投資対象ファンドの総資産額の10%を上限とします。
- 債券運用において専門性を有するPIMCOが実質的な運用を担当します。
 - 投資対象ファンドの運用はグローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が行います。
- トルコリラクラスは、米ドル・トルコリラ間の為替変動リスクの抑制を目的として米ドル売り/トルコリラ買いの為替取引を行い、トルコリラベースでの安定性の確保を目指します。

(注)円貨にてトルコリラ建てのトルコリラクラスを評価する際には、トルコリラ対日本円の為替相場の影響を受けます。

(注)クレディ・スイス・インターナショナルは、通貨管理事務会社として、受託会社との間で通貨先渡取引を行います。かかる通貨先渡取引は、通貨管理事務会社により管理されます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 分配方針

原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。また、投資元本の一部から分配を行う場合があります。

※毎年7月の最終ファンド営業日である分配基準日の翌ファンド営業日(取引日でない場合、翌取引日)である分配宣言日に分配の有無を決定します。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

・投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、投資元本の保全および日々の流動性を確保しつつ、現在のインカムを最大化を目指すことです。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、債券運用における専門性を有し、投資対象ファンドの管理会社(以下「投資対象ファンド管理会社」といいます。)および投資顧問会社(以下「投資対象ファンド投資顧問会社」といいます。)を務めます。クラスC(米ドル)クラス受益証券の基本通貨は米ドルです。投資対象ファンドのポートフォリオを構成するにあたって、投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、金利リスクおよび信用リスクを管理することで高い流動性と安定性の確保を目指します。

投資対象ファンドの投資ガイドライン

投資対象ファンドは、通常の場合において、その総資産額の65%以上を満期が異なる確定利付証券に係る分散化されたポートフォリオに投資することにより投資目的の実現を図っています。当該ポートフォリオは、先渡取引またはオプション、先物契約、スワップ契約等のデリバティブに代表され、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 政府、政府機関、政府部局または政府関連の事業体により発行または保証される証券
- (b) 米国および米国外の発行体による社債(企業発行の無担保の短期約束手形を含みます。)
- (c) モーゲージまたはその他資産の担保付きの有価証券
- (d) インフレ指数連動の債券
- (e) ハイブリットまたは物価指数の証券を含むストラクチャード・ノート、特定事象に関連する債券およびローン・パーティシペーション
- (f) 遅延の資金調達貸付および回転信用取引
- (g) 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形
- (h) レポ契約およびリバース・レポ契約
- (i) 国際機関または世界的機関の債務
- (j) 州または地方政府により発行された債券

投資対象ファンドは、総資産額の5%を上限として、新興経済国(または「新興市場」)に拠点を置く発行体の証券に、また、総資産額の10%を上限として、米ドル建て以外の証券に投資できません。ただし、これらの投資制限は、投資対象ファンドによる満期までの残存期間が1年以内の現地通貨建ての投資適格ソブリン債への投資には適用されません。投資対象ファンドは、米国以外の発行体の米ドル建ての証券にも制限なく投資できます。

投資対象ファンドは、全ての資産をオプション、先物契約、先物契約に係るオプション、スワップ契約(ロング/ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックを含みますが、これらに限定されません。)およびスワップ契約に係るオプション等のデリバティブ商品に投資することができます。

投資対象ファンドは一連の売買契約の締結、またはその他の投資手段(買戻しやダラー・ロールを含みます。)により、主に投資を行う証券の市場エクスポージャーの獲得を図ることができます。

投資対象ファンドのあらゆる投資ポリシーは、下記「日本における受益証券の販売ポリシー」に記載する投資規制の対象となります。

デュレーション

投資対象ファンドの実効デュレーションは、投資対象ファンド投資顧問会社の予測金利により異なり、通常1年を超えることはありません。

信用度

投資対象ファンドは、主として投資適格債券に投資しますが、総資産額の10%を上限として、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによりB格以上、または、S&Pグローバル・レーティングもしくはフィッチ・レーティングによりこれと同等に格付けされている、または格付けされていない場合、これと同等の格付けを有すると投資対象ファンド投資顧問会社により決められたハイイールド証券に投資することができます。

通貨に対するエクスポージャー

投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを投資対象ファンドの総資産額の20%を上限とします。それ以外の場合、投資対象ファンドは、クラスC(米ドル)クラス受益証券に関する通貨に対するエクスポージャーを管理しないため、その結果、クラスC(米ドル)クラス受益証券の保有者は、為替相場の変動に起因する損失のリスクにさらされます。

転換証券および株式

投資対象ファンドは、総資産額の10%を上限として、優先株式に投資することができます。

デリバティブ

投資対象ファンドは、(投資対象ファンド管理会社が決定する合理的な方法により事前に計算される)取引額が投資対象ファンドの純資産を上回るデリバティブ取引またはその他の同様の取引を行うことはできません。投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、UCITSに適用されるEUの規制に基づくリスク管理手法に従って、デリバティブ取引に関連するリスクを管理し、制御します。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

投資対象ファンドは、債券担保証券(以下「CBO」といいます。)、ローン担保証券(以下「CLO」といいます。)および同様の仕組みの証券を含む債務担保証券(以下「CDO」といいます。)に投資することができます。

日本における受益証券の販売ポリシー

投資信託協会の規則が規定する日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズに係る制限およびJSDAの規定する外国証券の取引に関する規則に係る選別基準に関連して、投資対象ファンドは以下の投資制限を適用します。

空売りの制限：空売りされる有価証券の時価総額は、投資対象ファンドの純資産総額を超えないものとします。

借入れの制限：借入残高の総額が投資対象ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れを行ってはなりません。ただし、特別または緊急の場合(合併等の場合)一時的に10%を超えることを許されます。本項において、借入れとは銀行からの借入れをいい、したがって、リバース・レポ取引およびダラー・ロールを含みますがこれらに限定されない取引は、上記の10%の上限の対象とはなりません。

同一法人の株式の取得制限：任意の会社(投資法人を含みますが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限ります。)の議決権付きの発行済株式総数の50%を超える株式を取得することはできません。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により

運用されている全ての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできません。当該割合制限は、投資時において適用されます。

流動性の低い有価証券への投資制限：投資対象ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできません。投資対象ファンドが当該証券に投資する場合、当該証券が公正価格にて算定される方法が講じられるものとしします。

利害関係当事者との取引の制限：投資対象ファンド管理会社が、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引をはじめ、投資対象ファンドの受益者の保護に反する、または投資対象ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。

デリバティブ取引およびその他の同様の取引の制限：投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、(投資対象ファンド管理会社が決定する合理的な方法により事前に計算される)取引額が投資対象ファンドの純資産を上回るデリバティブ取引またはその他の同様の取引を行うことはできません。

信用リスク管理：投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、両社の能力において可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体(UCITS)規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従い、投資対象ファンドの信用リスクを管理するものとしします。投資対象ファンドは、その純資産の35%を超えて、次のリスト(元々はアイルランドの中央銀行が2014年5月付UCITS申請フォームに記載したリストから選定されたもの)から選定される発行体に投資することを企図します。経済協力開発機構加盟国政府(ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とします。)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当銀行(フレディ・マック)、連邦政府抵当金庫(ジニー・メイ)、連邦奨学金融資金庫(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートAファンディング・エルエルシー。投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、これらの個々の発行体の証券に対する投資に伴うリスクを十分に管理するものとしします。

また、投資対象ファンドは、日本の金融商品取引法第2条第1項(昭和23年法律第25号)(その後の改正を含みます。)の「有価証券」の定義に該当する証券および/または当該「有価証券」に関連するデリバティブ商品にその純資産の50%超を投資します。

投資対象ファンドの運用会社

投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社としてのパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要は以下のとおりです。

■投資対象ファンドの運用会社の概要

PIMCOは、1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立された、債券運用に専門性を有する資産運用会社です。

債券運用における専門性と強い存在感

世界最大級の債券運用残高

グループの運用残高は約2.02兆ドル(約213兆円)*と、世界最大級の債券運用残高を有します。

*2020年9月末時点1米ドル=105.5300円で換算

世界の様々な債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置

PIMCOは債券運用をリードする資産運用会社として、世界中の債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置し、投資機会の発掘に努めています。

経済見通しにおける実績

経済の構造変化を予測してきた実績

PIMCOは四半期毎に開催する経済予測会議に基づき経済見通しを策定します。過去、リーマン・ショックの原因となった米国サブプライム・ローン問題やギリシャ財政危機に端を発した欧州債務問題などを予測した実績を有します。

実績あるPIMCOの短期債運用

30年以上にわたる運用実績

PIMCOの短期債運用は1987年に運用を開始、現在同戦略を統括するジェローム・シュナイダーは、2015年に米国モーニングスター社より最優秀債券マネージャー賞を受賞しました。



Awards
2015

2015年米国モーニングスター社
最優秀債券マネージャー賞

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team for PIMCO Short Term (2015); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year. 個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

出所：PIMCOのデータを基にクレディ・スイス作成

※PIMCOの過去の実績は、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

(2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社であるピムコジャパンリミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ(「バラ」)・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミアム・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレク

ターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2020年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

トルコリラクラス受益証券に関する現在のファンドの方針では、分配を行う予定はありませんが、管理会社は、その裁量により、随時、かかるクラスの受益証券に関して分配金を宣言し、支払うことができます。投資者は、投資対象ファンド管理会社は、現在、投資対象ファンドについて分配を宣言する予定がないことに留意してください。

管理会社があるクラスの受益証券に関して分配の宣言を行う場合、当該分配は、2020年7月(同月を含みます。)から始まる毎年7月の最終ファンド営業日もしくはある受益証券クラスについて管理会社が決定するその他の日(以下「分配基準日」といいます。)の翌ファンド営業日(取引日でない場合、翌取引日)またはある受益証券クラスに関して管理会社が決定するその他の日(以下「分配宣言日」といいます。)において年次ベースで宣言され、当該クラスの受益証券に帰属する投資元本(投資対象ファンドの受益証券の換価)から拠出される予定です。

投資者は、あるクラスの受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、管理会社が当該クラスの受益証券に関する分配金を当該年に支払わないと決定できることに留意することが重要です。

あるクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、投資者は、一定の状況において、分配金の全部または一部が、当該クラスの受益証券の申込み水準に応じて、投資元本の買戻しの一部とみなされることにご留意ください。同様に、ファンドの運用実績に応じて、あるクラスの受益証券に関する元本増価が分配金額を下回る場合、当該クラスの受益証券に係る分配の全部または一部が投資元本の買戻しの一部とみなされる場合があります。

あるクラスの受益証券に関して全ての宣言された分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します)。あるクラスの受益証券に関する分配金は関連する分配基準日に当該クラスの受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する「外国証券の取引に関する規則」第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、

この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。

3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社に対する議決権総数が当該企業の全議決権総数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、()管理会社(またはその代理人)が新規に拠出する資産の初期投資を行っているスタートアップ期間に、および/または() (a) ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b) ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

1 口当たり純資産価格の変動要因

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

トルコリラクラスはトルコリラ建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

ファンドは、その財産のおおむね全てを投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

主なリスク要因

価格変動リスク(債券市場リスク)

債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

為替リスク(トルコリラクラス)

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資し、トルコリラクラスについては米ドル売りトルコリラ買いの為替取引を行うことで、為替変動リスクの抑制をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、トルコリラ短期金利が米ドル短期金利より低い場合、トルコリラと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

政府および通貨当局は、為替相場に悪影響を及ぼすおそれのある為替管理を課すことがあります。その結果、投資家が受領する換金代金または分配金が予想より減少したり、場合によってはこれらは一切受領できない場合があります。さらに、トルコリラが流動性を欠き、資金移動ができなくなったり、トルコリラを管轄する当局により外貨との交換制限および為替管理等の通貨制限が課されたりするリスクがあります。その場合、換金代金の支払が停止されることによる不利益および損失を被る可能性があります。

このような通貨リスクは、経済的および政治的事由ならびに通貨の需給等の管理会社または投資運用会社のコントロールの及ばない要因によります。トルコリラの為替相場は、主要な通貨と比較して、大きく変動する場合があります。

カントリー・リスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。

その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

ハイイールド債リスク

ハイイールド証券および同等の信用格付のない証券(一般に「ジャンク債」と称されます。)に投資するファンドは、かかる証券に投資しない他のファンドに比べて、より大きな信用リスク、繰上償還リスクおよび流動性リスクにさらされます。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられています。

新興市場リスク

非米国への投資リスクは、新興市場の証券にファンドが投資する場合、とりわけ高くなります。新興市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがあります。

発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、繰上償還リスク、信用リスク、経営リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した当初の額を超える損失を被る可能性があります。

マネジメント・リスク

ファンドの直接の投資対象である投資対象ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資対象ファンドの運用会社は、投資対象ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用しますが、これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日(以下に定義します。)より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券のクラスの投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ当該受益証券のクラスに帰属する投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資運用者の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

サブアドバイズド・ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、サブアドバイズド・ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

トルコリラクラス受益証券に関する現在のファンドの方針では、分配を行う予定はありませんが、管理会社は、その裁量により、随時、かかるクラスの受益証券に関して分配金を宣言し、支払うことができます。投資者は、投資対象ファンド管理会社は、現在、投資対象ファンドについて分配を宣言する予定がないことに留意してください。したがって、トルコリラクラス受益証券および/またはファンドへの投資は、現行利回りを追求する投資家に適していない可能性があります。分配(もしあれば)は、クラス受益証券に帰属する投資元本から全部または一部が支払われます。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということをご考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日(以下に定義します。)までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での該当する受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、ある受益証券クラスの受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買戻すことができます。不履行投資者が該当する受益証券クラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同一受益証券クラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一受益証券クラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同一受益証券クラスの受益証券をかかると同時に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一クラスの受益証券を保有する受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同一クラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的また

は間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限られません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

あるクラスの受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は、当該クラスの受益証券の未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が、該当する受益証券クラスの監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が、該当する受益証券クラスの監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

為替リスク(トルコリラクラス受益証券)

トルコリラクラス受益証券は、トルコリラ建てです。そのため、投資者の財務活動が主としてトルコリラ以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。)建てで行われて

いる場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(トルコリラ安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)およびトルコリラまたは場合によっては投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。トルコリラに対する投資者の通貨の高騰により、(a)純資産総額および該当する受益証券1口当たり純資産価格の投資者の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

通貨先渡取引(トルコリラクラス受益証券)

通貨先渡取引は、トルコリラクラスの受益者にトルコリラ(トルコリラ受益証券の表示通貨)と米ドル(投資対象ファンドのクラスC(米ドル)クラス受益証券の表示通貨)間の為替レートの変動に対するトルコリラ買いのエクスポージャーを提供することによって、トルコリラ受益証券の受益者の米ドルに対するエクスポージャーをトルコリラに対するエクスポージャーに変換することを目的に、トルコリラクラス受益証券の勘定で締結されます。

通貨管理事務会社は、トルコリラクラス受益証券のトルコリラと米ドル間の為替変動に対する通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、主に関連投資の将来価値が変動するため、当該エクスポージャーは常には100%ヘッジされません。さらには、通貨管理事務会社は、投資対象ファンドの米ドル以外の通貨建て(またはそのエクスポージャーにされている)資産に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを企図しません。投資者は、上記のような通貨ヘッジ取引を理由に、トルコリラに対し米ドル高になった場合、これに比例してトルコリラクラス受益証券1口当たり純資産価格は上昇しないことにご留意ください。

ポートフォリオ・ポジションの価値の減少に対するヘッジは、当該ポジションの価値の変動を除外するものではなく、また、当該ポジションの価値が減少した場合の損失を防ぐものでもありませんが、これらと同じ変化から利益を得ることを意図した別のポジションを設定することによって、ヘッジされているポートフォリオ・ポジションの価値の減少を緩和します。ファンドのヘッジ取引が成功するか否かは、通貨および金利の変化の動向に左右されます。ヘッジ戦略で使われる商品の価格変動とヘッジされているポートフォリオ・ポジションの価格変動の相関性の程度は変動します。通貨管理事務会社は、当該ヘッジ商品とヘッジされている投資の間で完全な相関性を確立することができない可能性があります。このような不完全な相関によって通貨管理事務会社が意図しているヘッジの達成が妨げられ、またはトルコリラクラス受益証券が損失リスクにさらされる可能性があります。

トルコリラは、新興市場の通貨です。通貨リスクは、(トルコリラクラス受益証券のように)受益証券が新興市場国に関連する通貨取引の実績と経済的に繋がっている場合、特に高いことがあります。これらの通貨取引は、米国以外の成熟通貨に投資するリスクまたは米国以外の先進国と経済的な繋がりがある米国以外の通貨取引を行うリスクとは異なる、またはこれを上回る市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクが生じる可能性があります。新興市場通貨の為替相場は、金利変動、政府、中央銀行、もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入(もしくは不介入)、または、米国もしくは諸外国における通貨管理の実施若しくはその他の政治的な変化を含む、様々な理由から短期間で大きく変動する可能性があります。

通貨先渡契約リスク(トルコリラクラス受益証券)

通貨先渡取引を行うことは、通貨先渡契約の通貨の変動によって、利益または損失を発生させることがあります。通貨先渡契約を利用することによって、後述のとおり、ファンドのトルコリラクラス受益証券をカウンターパーティー・リスクにさらします。カバーとして利用されているまたは勘定に保有されているファンドの一切の資産は、対応するデリバティブ・ポジションが未決済の間は、適切な資産と置き換えられない限り、売却することができません。結果として、ファンドの資産の大部分をカバーまたは分離勘定に用いると約することは、ポートフォリオ管理または買戻請求もしくはその他既存の義務に対応する能力を妨げる可能性があります。あるいは、ファンドは、通貨先渡のカOUNTERパーティー

に対して無担保のエクスポージャーを有することができますが、これによってトルコリラクラス受益証券に関連するカウンターパーティー・リスクが高まります。

先渡取引(トルコリラクラス受益証券)

先渡契約およびそのオプションは、先物契約と異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーがこれらの市場の当事者として行われ、各取引について個別に交渉を行います。先渡および「現金」取引は、実質的な規制を受けていません。日々の価格変動について制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は取引を行う通貨のマーケット・メイクを継続させることは要求されておらず、これらの市場は非流動化の期間を経験することがあり、時には相当な期間に及ぶことがあります。市場の非流動化または混乱によって、投資対象ファンドのトルコリラクラス受益証券に多額の損失が生じる可能性があります。

通貨リスク(トルコリラクラス受益証券)

政府および通貨当局は、為替相場に悪影響を及ぼすおそれのある為替管理を課すことがあります。その結果、投資家が受領する換金代金または分配金が予想より減少したり、場合によってはこれら的一切受領できない場合があります。さらに、トルコリラが流動性を欠き、資金移動ができなくなったり、トルコリラを管轄する当局により外貨との交換制限および為替管理等の通貨制限が課されるリスクがあります。その場合、換金代金の支払が停止されることによる不利益および損失を被る可能性があります。

このような通貨リスクは、経済的および政治的事由ならびに通貨の需給等の管理会社または投資運用会社のコントロールの及ばない要因によります。トルコリラの為替相場は、主要な通貨と比較して、大きく変動する場合があります。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

買戻しおよび購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での該当クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

キャッシュスイープ

保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部

もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券およびその他の流動性の低い投資対象に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券クラスの受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、当該クラスの受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連する全ての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド管理会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があります。かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド管理会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があります。かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資顧問会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があります。投資目的達成のための投資対象ファンド投資顧問会社の能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資顧問会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資顧問会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資顧問会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資顧問会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。)の重複が生じうることには留意すべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意すべきです。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者(ファンドおよびその他投資者を含みます。)による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があります。これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドのユニットの価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものに基きます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、投資対象ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含む多くの要因に伴って変動します。

新興市場のリスク

投資対象ファンドは、新興市場国に所在する発行体または会社はその資産の一部を投資することがあります。新興市場とは、通常、一人当たりの所得が低く、産業化サイクルの初期段階にある国と定義されます。新興市場国の市場は通常、経済がより成熟した先進国の市場と比べ不安定です。海外での政治、社会および経済の展開、新興市場および先進市場の発行体が対象となる規制の違い、政府による会社の資産、超過課税ならびに配当金および利息に係る源泉徴収税の差押え、ポートフォリオ資産の使用または譲渡に対する制限、ならびに政治・社会不安などの要因によって、新興市場の証券の価格は、国内の株式と比べ不安定である場合があります。

新興市場証券は多くの場合、米ドルまたはユーロ以外の通貨で取引します。為替相場の変動によって、投資対象ファンドの純資産価格、配当金および受取利息の価値ならびに証券の売買に係る実現損益に影響が及ぶ可能性があります。かかるその他の通貨に対するドル高の進行によって、投資対象ファンドの価値が下落する可能性があります。米ドル以外の通貨の中には、特に不安定になる可能性のあるものもあり、また新興市場国の政府は、その価値が影響を受ける外貨と連動する投資対象ファンドの外貨保有高に影響を及ぼす可能性があります。米ドル建ての米国預託証券および新興市場証券も通貨リスクを負います。

投資対象ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場に投資する可能性があるため、かかる市場で取引され、副保管会社の登用が必要な状況においては、副保管会社に預託された投資対象ファンドの資産は、リスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドの保管機関はこれについて一切の責任を負いません。

転換証券のリスク

転換証券は、株式および債券の性格を併せ持ち、その結果、両方の資産の種類に関連する特定のリスクにさらされます。転換証券の市場価値は、金利の上昇に伴って下落する傾向にある一方で、金利の下落に伴って上昇する傾向にあります。しかし、転換証券の市場価値は、発行会社の普通株式の市場価格の影響を受ける傾向もあります。転換証券は、発行体が、財務状況または市況の変化を受けて、配当金または利息および元本を期日に支払う義務を履行できないリスクにもさらされます。強制転換証券については、転換が任意ではなく、かつ満期到来時の転換価格が原普通株式の市場価格のみを基準とし、額面または支払われた価格(額面を上回るか下回る)を大幅に下回る可能性があるため、転換証券の一部

として区別されています。強制転換証券は、通常、その損失の可能性を、保有者の裁量によって転換できる証券と同程度に制限することはありません。

優先株式のリスク

投資対象ファンドは、その資産の一部を優先株式または優先証券に投資することがあります。優先株式または優先証券は、会社の資本構成における債券およびその他の負債証券に劣後するため、それらの負債証券よりも大きな信用リスクを負います。また、優先証券は、議決権がないかまたは制限されている、特別償還請求権の対象となる、分配を保留または省略される、流動性が限定される、課税措置の変更および厳しく規制される産業に所属し得るなど、その他のリスクも負います。

レバレッジ・リスク

投資対象ファンドによる一定の取引がレバレッジの形式をとることがあります。かかる取引には、とりわけ、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、空売りおよび発行時取引、繰延受渡および売買予約取引を含むことがあります。レバレッジは、投資対象ファンドの投資規模を増大するかもしくは取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがあります。レバレッジは、投資対象ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもあります。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもあります。レバレッジの活用により、投資対象ファンドは、義務の履行または分別義務の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがあります。借入れを含むレバレッジにより、投資対象ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなります。

流動性のリスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じます。流動性のない有価証券は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合があります。投資対象ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、投資対象ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資対象ファンドのリターンが減少することがあります。これにより、投資対象ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性があります。金融仲介機関が債券の「値付けをする」能力を判定する指標となるディーラーの債券在庫は、市場規模との関連で史上最安値またはこれに近い値となりました。値付け能力の低下は、投資対象ファンドが投資する固定利付債券市場において、特に経済または市場の不況の間、流動性を低下させ、価格変動を増大させる可能性があります。かかる流動性の低下の結果、投資対象ファンドは、証券の低い売値を受け入れ、現金を得るために他の証券を売却し、または投資機会を諦めることを余儀なくされる可能性があります。これらはいずれも、パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドにおいて、受益権者の償還請求に応えるまたは現金を得るために大量の債券を売却する必要が生じた場合、かかる売却は、債券の価格をさらに低下させる可能性があります。また、その他の市場参加者が投資対象ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがあります。

コール・リスク

投資者が満期日前に投資対象ファンドにより保有される償還条項付き証券を発行体が償還またはコールした場合、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

マネジメント・リスク

投資対象ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用しますが、これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。投資対象ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがあります。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資対象ファンド投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがあります。このような場合、投資対象ファンド投資顧問会社またはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがあります。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、投資対象ファンドが損失を被ることがあります。投資対象ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、投資対象ファンドは、かかる戦略に係る証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、投資対象ファンドのリターンが減少する、または投資対象ファンドに損失が生じるおそれがあります。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するための投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社の人員が全て、今後も投資対象ファンド投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、投資対象ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがあります。投資者は、ある特定の期間において、投資対象ファンドが行う投資や達成する業績が、投資対象ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するファンドを含む、投資対象ファンド投資顧問会社が投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきです。これは、それぞれ他の同様のポートフォリオと比較して、特定のポートフォリオが運用を開始した際における別のポートフォリオ管理チームもしくは戦略の使用または特定のポートフォリオの規模を含みますが、これらに限られない様々な要因に起因することがあります。

新設ファンドまたは運用資産が少ないファンドにおけるマネジメント・リスク

新設ファンドまたは運用資産が少ないファンドは、運用資産規模が相対的に大きいファンドに比べて、受益者の購入および買戻しにより大きく影響をされることがあります。大口受益者による購入および買戻しは、投資対象ファンドのポートフォリオ管理に悪影響を及ぼすことがあります。たとえば、新設ファンドまたは規模が小さいファンドは、受益者からの大量の買戻し請求を充足するために組入銘柄の大部分を売却したり、大口受益者による購入によりそのポートフォリオの多数部分が現金となる場合があります(いずれの場合においても、投資対象ファンドがそのように望まない場合を含みます。)。かかる受益者の取引により、投資対象ファンドが都合が良くない時期または価格で投資決定を行うことになったり、投資妙味の高い投資機会を逃すことがあります。また、かかる取引により、投資対象ファンドの取引コストが上昇したり、証券の売却の結果利益を得る場合に課税収益の換金が増大したり、それ以外の場合において投資対象ファンドの意図とは異なる行動を取ることになる場合もあります。同様に、大口受益者による購入は、投資対象ファンドが新たな現金を投資することが遅れ、その結果、通常の状態よりも比例的に大きな現金ポジションを保有することとなった場合、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあります。このようなリスクは、いずれの規模のファンドにも適用され得ますが、かかるリスクは、運用資産規模が少ないファンドで発生することが多いとされています。さらに、新設ファンドは、投資業務の開始直後に投資戦略を完璧に実施できない場合があり、そのために投資実績が低下するおそれがあります。

信用リスク

信用リスクとは、債券の発行体が満期到来時に、利息および元本を支払うことができないまたは支払う意思がないリスクおよびこれに関連して、かかる支払いを行う発行体の能力または意思に関する懸念から債券の価値が下落するリスクをいいます。これは、証券の価格および投資対象ファンドのユニットを大きく変動させる可能性があります。また、債券の信用格付けの変更は、債券の流動性に影響を及ぼし、また投資対象ファンドによる債券の売却をより困難にさせる可能性があります。

インカムリスク

インカムリスクとは、投資対象ファンドのインカムが金利の下落期間に下落するリスクをいいます。

金利リスク

金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利の上昇期間に下落するリスクをいいます。金利が変動すると、継続期間が長期の債券の価値は多くの場合、継続期間が短期の債券の価値に比べ大幅に変動します。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利の環境(マイナスの金利を含みます。)ならびに政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べより大きな金利上昇のリスクを負う可能性があります。

格下げのリスク

投資対象ファンドが投資する固定利付証券の発行体は、格付機関が発行体の事業の見通しまたは信用力が悪化したと確信した場合、その後格下げされる可能性があり、かかる格下げを受けて証券の市場価格にマイナスの影響が及んだ場合、投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。

インフレーション・リスク

インフレーション・リスクとは、インフレーションによって貨幣価値が減少することに伴い、投資対象から生じる資産または所得の価値が将来的に低下するリスクをいいます。インフレーションが上昇すると、投資対象ファンドの資産の価値は、投資対象ファンドの配当金の価値と同様に減少する可能性があります。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン債の発行体またはソブリン債の返済を管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がないリスクをいいます。その原因として、政治または社会的要因、特定の国の経済環境全体、対外債務水準または外国為替相場などが考えられます。発行体または管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がない範囲において、投資対象ファンドは、不履行があった場合に支払いを強制する手段が限られる可能性があります。

相関性リスク

市場は多くの場合、ある国または地域に固有の経済その他の開発によって、異なる時期にまたは異なる金額で上昇・下落します。かかる現象は、米国および米国以外の投資対象を含むポートフォリオの価格変動全体を抑える傾向にあります。しかし、世界的な動向によって、米国および米国以外の市場が同じ方向に動き、リスク軽減という国際投資の利点を減じるまたはなくすこともあります。

集中/分散不能リスク

投資対象ファンドは、その資産の比較的高い割合を限られた数の発行体(すなわち、特定のマーケット・セクター、産業または商品にさらされる発行体および/または1つの国もしくは地域または限られた数の国もしくは地域に所在するまたはさらされる発行体)に投資することがあります。投資対象ファンドは、広範な地理的エクスポージャーを有するおよび/または多数のまたは多様化した発行体に投資するその他のファンドよりも分散の程度が低いことがあり、そのため、特定の政治、規制または経済関連の事由および投資先の個々の発行体、マーケット・セクターまたは国の財務状況の影響を受けやすくなります。これらのいずれも、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび運用にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

最近の市況

2008年に発生した世界金融危機以来、様々な資産にポジションを保有する銀行の能力を制限する国際規制の変更をその一因として、世界市場の一部では流動性が低下しました。かかる流動性の低下は、継続するまたは一段と悪化する可能性があります。また投資対象ファンドの短期的なボラティリティのリスクを一層高める可能性があります。かかる状況下では、影響を受ける市場でポートフォリオ取引を実行することは極めて困難になる可能性もあります。また、世界経済と金融市場の結び付きは一段と強まり、このため特定の国または地域の状況が別の国または地域の発行体に影響、時には悪影響を及ぼす可能性が高くなります。世界金融危機を受けて、欧州連合、米国および様々な政府ならびに欧州中央銀行、米国連邦準備制度理事会およびその他の中央銀行は、金融市場を支援するための措置を講じました。かかる支援の打ち切りは、特定の証券の価値および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況の深刻度または継続期間も、政府または準政府機関による政策変更の影響を受ける可能性があります。

ハイイールド債、非投資適格証券および非格付証券のリスク

投資対象ファンドは、ハイイールド債を含む非投資適格証券または非格付証券に投資することが予想されます。非投資適格証券への投資は、利息の支払いおよび元本の返済に関して投資適格の証券に比べリスク・エクスポージャーが高くなるとみなされています。したがって、投資者はかかる投資対象ファンドへの投資に伴うリスクを評価すべきです。低格付債券は、一般的に、高格付債券よりも高い現行利回りを提供します。しかし、低格付債券は、高いリスクを伴い、また一般的な経済情勢および発行体が関与する産業の悪化ならびに発行体の財務状況の変化および金利変動の影響を受けやすいです。また、低格付債券の市場は、一般的に、高品質の証券よりも活動が鈍く、また経済または金融市場の変化に応じて持分を清算する投資対象ファンドの能力が、悪評および投資者の認識などの要因によりさらに制限される可能性があります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社が、格付機関により格付けされていない、非格付証券を投資対象ファンドが購入できる格付証券と同格の証券であると判断した場合、当該非格付証券を購入することができます。非格付証券は同格の格付証券と比べて流動性が低く、投資対象ファンド投資顧問会社によって当該証券の相対的な信用格付けに対する正確な評価が行われにくいというリスクを伴う可能性があります。ハイイールド債の発行体の信用分析は、高格付確定利付証券よりも複雑である場合があります。投資対象ファンドがハイイールド債および/または非格付証券に投資する限りにおいて、投資対象ファンドによるその投資目的の達成は、投資対象ファンドが格付証券のみに投資する場合と比べて、投資対象ファンド投資顧問会社の信用分析により大きく依存する可能性があります。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴うことがあります。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなります。個々のモーゲージ保有者が期限前返済のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、投資対象ファンドが損失を被ることがあります。その結果、金利上昇時期において、投資対象ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、投資対象ファンドのボラティリティは大きくなります。これが延長リスクと呼ばれるものです。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資対象ファンドが当該投資エクスポージャーに関して損失を被ることがあります。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴います。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴います。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがあります。これにより、投資対象ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資対象ファンドのリターンは減少される可能性があります。

投資対象ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされます。アセット・バック証券の元金金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産における担保権による利益を得ることができない可能性があります。さらに、アセット・バック証券の価値は、サービスの実績に関連するリスクを伴います。一定の状況下において、サービスまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス(例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等)を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがあります。

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証書(以下「CMO」という。)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれます。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがあります。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資対象ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなります。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがあります。対象モーゲージに関する期限前返済率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがあります。対象モーゲージの予想外の期限前返済率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想されます。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがあります。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/または保険によって担保されていますが、民間保証人または保険会社はその債務を充足するとの保証はありません。

SMBSには、モーゲージ資産から利息の全てを受領するクラス(利息限定または「I0」クラス)と、全ての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)のある種類のものがあります。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本返済率(期限前返済を含む。)に極めて影響されやすく、また元本返済率の急上昇は、かかる証券から得られる投資対象ファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国の領土、領地もしくはアメリカ合衆国の管轄権に服する地域(以下「米国」という。)の住宅用モーゲージ市場は困難に直面する可能性があり、これより投資対象ファンドの一定のモーゲージ関連投資の運用実績および市場価格に悪影響が及ぶ場合があります。住宅用モーゲージ・ローン(特に、サブプライム・ローンおよび第2順位モーゲージ・ローン)の不履行および損失が増加する可能性があり、住宅価格の下落または平坦化は、かかる不履行および損失を悪化させる可能性があります。変動利付モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できない可能性があります。また、住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、深刻な財政上の困難または破産に陥ることがあります。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要の減少および投資家の増大する利回りへの要求は、一部のモーゲージ関連証券の流通市場での流動性を制限することがあり、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、様々な市場および政府の措置により、裏付となる抵当権の保有者に対して差押えを行うか、もしくは当該保有者に対する他の救済手段を行使する能力が損なわれたり、または差押えにより受領する金額が少なくなる可能性があります。これらの要因により一部のモーゲージ関連証券の評価額が下がり、流動性が低下することがあります。また、景気がさらに悪化したとしても、米国政府がかつて行ったようなモーゲージ関連証券産業を支援するための追加的な措置を講ずるとの保証はありません。さらに、最近の立法措置および今後の政府の措置によりモーゲージ関連証券市場が機能を果たす方法が大きく変わる場合があります。これらの要因の各々により、投資対象ファンドがモーゲージ関連証券により損失を被るリスクが最終的に増大することがあります。

アセット・バック証券(以下「ABS」といいます。)は、ローンやその他の債権のプールを裏付けにした債券です。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定されます。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通じて発行されます。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右されます。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与されます。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒されます。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響します。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクも伴います。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性があります。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは早期返済のリスクとして知られています。早期返済事由は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されています。それらの事由は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれます。期限前償還が発生すると、ローンの返済金全てが(費用の支払後に)、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用されます。

CDO、CBOおよびCLO

さらに、投資対象ファンドは、債券担保証券(以下「CBO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)および同様の仕組みの証券を含む債務担保証券(以下「CDO」という。)に投資することがあります。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の一種です。CBOは、多様な高いリスクのプールにしばしば担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券です。担保は、ハイイールド債、住宅用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、商業用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、信託優先証券および新興市場債等の多くの異なる種類の確定利付証券から構成されることがあります。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に米国内外の担保付シニア・ローン、無担保シニア・ローン、企業向け劣後ローンを

含みます。他のCDOは、様々な当事者の債務を表す他の種類の資産を担保とする信託です。CBO、CLOおよびその他のCDOは管理費用および管理事務費用を請求することができます。

CBO、CLOおよび他のCDOにおいて、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類されます。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、信託の債券またはローンのデフォルトの大部分を負担し、最も深刻な状況を除いて、階層がもっと高い他のトランシェをデフォルトから保護する役割を果たしています。CBO信託、CLO信託および他のCDO信託のシニア・トランシェは、デフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもあります。CBO、CLOおよび他のCDOのトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCBO、CLOまたは他のCDO証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがあります。

CBO、CLOまたは他のCDOへの投資のリスクは、担保証券の種類および投資対象ファンドが投資する商品の種類に主に左右されます。通常、CBO、CLO、他のCDOは私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われません。その結果、投資対象ファンドがCBO、CLOおよび他のCDOへの投資を流動性の低い証券として特徴づけることができますが、CBO、CLOおよびその他のCDOが規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがあります。

CBO、CLO、その他のCDOは、債券に伴う通常のリスクに加えて、以下のリスクを含みますがこれらに限られない追加的なリスクを負担します。

- () 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。
- () 担保の信用力の価値が低下するか、または債務不履行水準となること。
- () 投資対象ファンドが他のクラスより返済順位が低いCBO、CLOまたはその他のCDOに投資することがあるリスク。
- () 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との紛争または予想外の投資結果が生じること。

バンクローンリスク

バンクローンは、銀行等の金融機関が企業向けに行う融資であり、流通市場で取引されています。バンクローンは、資本再構成、企業買収または借換えに際し組成される企業の債務です。バンクローンに伴うリスクには、() 期限前返済はプレミアムまたは違約金なしにいつでも生じることがあり、スプレッドが縮小する期間中における期限前返済の権利行使により、投資対象ファンドが、期限前返済の資金をより低い利回りの投資対象に再投資せざるを得ないこと、() 元本および金利の支払いならびに借主の債務の金利の支払いについて、借主が支払不能となること、() 金利感応度、借主の弁済能力への市場認識および一般的な市場の流動性等の要因による価格変動が含まれます。バンクローンが不履行となった場合には、大幅な債務整理の交渉またはその結果もたらされる再編、とりわけ金利の大幅な減免および/またはローン元本の大幅な減額が必要となる場合があります。

上記のリスクに加え、第三者の同意が求められることによりまたはその他の理由により、一定のローンは、上場取引証券ほど容易にまたは迅速に売買することができません。さらに、過去のローン市場の出来高は、上場証券の市場ほど流動性は高くありません。

バンクローンの権利は、債権譲渡により直接的に、またはローン・パーティシペーションもしくはローンの一般的な特徴を有し、源泉税上もローンとして扱われるシンセティック証券、仕組金融証券、リース契約の持分の購入を通じて間接的に、購入することができます。ローン債務の譲渡においては、購入者は通常、販売した金融機関(以下「販売機関」といいます。)の全ての権利および義務を継承し、債務に関するローン契約または与信契約に基づき、貸主となります。その一方、販売機関が保有する債務の一部についてのローン・パーティシペーションは、通常、債務者とではなく、かかる販売機関との間でのみで契約上の関係を有します。投資対象ファンドは、ローン・パーティシペーションに伴う元本、金利および費用の支払いを、販売機関からのみ、また販売機関に債務者からかかる支払いがなさ

れた後で、受領する権利を有します。ローン・パーティシペーションの購入に際し、投資対象ファンドは通常、貸付契約、与信契約またはかかる債務を証するその他の文書の規定により、債務者に強制執行し、債務者と相殺する権利は有しておらず、投資対象ファンドは、購入したローン・パーティシペーションの債務を保証する担保から、直接的に利益を得ることはできません。そのため、投資対象ファンドは、債務者と販売機関の双方の信用リスクを負います。販売機関が破綻した場合には、投資対象ファンドは、ローン・パーティシペーションについて販売機関の一般債権者として扱われ、販売機関と債務者との間の相殺による利益を享受することはできません。

ローン購入者の大部分は、商業銀行、投資ファンドおよび投資銀行です。流通市場の出来高が増えると、ローン取引を効率化するためにしばしば標準化された説明書を付した新しいローンが、市場の流動性を改善することがあります。しかしながら、将来のローン取引の需給の水準が、流動性の適正なレベルを示すという保証はなく、または現在の流動性の水準が今後も続く保証はありません。かかるローンの所有者は、借主、ローン契約の独自にカスタマイズされた性質および特定の融資団に関する機密情報入手しているため、上場取引証券の売買ほど容易にローンを売買できません。さらに、過去のローン市場の出来高は、ハイイールド証券の市場と比べて少額です。

発行体のリスク

これは、発行体の収益見通しおよび財務状態全体が悪化し、これによって短期間または長期間にわたって発行体の金融商品の価値が下落するリスクです。市場の混乱期には、発行体の信用リスクの認識は一変することがあり、大手の十分に確立した発行体でさえも、ほとんどまたは全く何の前触れもなく急速に悪化する可能性があります。

頻繁な取引のリスク

ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、投資対象ファンドが証券の売買にあたってブローカーディーラーに支払う手数料またはマークアップの金額を引き上げ、投資対象ファンドのパフォーマンスを損なう可能性があります。ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、キャピタル・ゲインを生み、かかるキャピタル・ゲインが分配された場合は、税金が投資家に課せられる可能性があります。

評価リスク

投資対象ファンドが投資する債券は通常、市場に基づく様々な情報および仮定(かかる商品の値付けを行うブローカーディーラーから入手した容易に利用できる市場相場、キャッシュフローおよび同等商品の取引を含む。)を用いる価格決定サービスにより評価されます。投資対象ファンドが価格決定サービスにより設定された価格でポートフォリオ証券を売却できるという保証はなく、これは投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。価格決定サービスは通常、規格化された「取引単位」での秩序ある取引を前提に債券の価格を決定しますが、取引の中には、「単位未満」で、多くの場合、規格化された取引単位のものよりも低価格で生じ得るものもあります。

デリバティブ・リスク

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のために、デリバティブ商品を使用することがあります。かかる商品の使用は、特別なリスクを伴います。先渡契約などのデリバティブ契約は、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、かつ標準化されていません。むしろ、銀行やディーラーが主体となって、かかる市場において取引毎の交渉を行います。かかる取引において、投資対象ファンドは、カウンターパーティーの信用およびかかる契約の条件を充足する能力にさらされます。投資対象ファンドがクレジット・デフォルト・スワップならびにその他のスワップ契約およびデリバティブ手法を締結する場合、投資対象ファンドは、特にカウンターパーティーの破産または支払不能が発生した場合に、カウンターパーティーが当該契約に基づき債務不履行となるリスクにさらされます。投資対象ファンドは、適用される法令に基づき、または特にカウンターパーティーまたはその親会社の信用格付けの引下げがあった場合に投資対象ファンド投資顧問会社の裁量において、カウンターパーティーが適格なカウンターパーティーではなくなるリスクにもさらされます。カウンターパーティーが債務不履行となったまたは適格なカウンターパーティーではなくなった場合、投資対象ファンドは、後任の適格なカウン

ターパーティーの任命またはポジションの清算に手間取り、大きな損失を被る可能性があります。破産、後発的違法性または契約が発生した時点でかかる取引に関連のある税法または会計法の変更など、投資対象ファンドの支配の及ばない事由により、進行中のデリバティブ取引が突然終了する可能性もあります。かかる事由の結果、または投資対象ファンドが取引を行うカウンターパーティーまたはブローカーが特定の市場へのアクセスを妨げられた場合、投資対象ファンドは、特定の市場においてデリバティブ取引を実行できず、そのためかかる市場およびデリバティブ商品へのエクスポージャーが制限または排除される可能性があります。デリバティブ商品は特に、デリバティブの価値が派生または関連する商品、資産、レートまたは指標の市場価値の変化および実勢金利の変化の影響を受ける可能性があります。デリバティブ商品は、誤った値付けのリスクおよびデリバティブの価値変動が原商品、資産、レートまたは指標と完全に相関しないリスクも伴います。投資対象ファンドにより保有される通貨ポジションが、保有される証券ポジションと一致しないため、パフォーマンスが、外国為替相場の動きの影響を強く受ける可能性があります。デリバティブ・ポジションの不利な価格変動によって、投資対象ファンドは変動証拠金の現金払いを求められ、また、ポートフォリオにおいて利用可能な現金が不十分な場合には、不利な条件に基づく投資対象ファンドの投資対象の売却を求められる可能性があります。投資対象ファンドは、通貨、金利、財務指標、信用度およびその他の潜在的なエクスポージャーに関してスワップ契約を締結することがあります。特定の時期に特定のスワップについて流通性が高い流通市場が存在するという保証はありません。投資対象ファンドは、為替相場、証券価格、市場動向の変化を防ぐための効率的なポートフォリオ管理のために、またはその投資全体の戦略の一環としてかかる手法を用いることがあります。

投資対象ファンドによる効率的なポートフォリオ管理のためのデリバティブ商品の使用の成功は、特定の種類の投資対象が他の投資対象よりも大きなリターンを生む可能性が高いかを正確に予測する投資対象ファンド投資顧問会社の能力に依存しています。また、金融デリバティブ商品の使用には法的リスクが伴い、その結果、予期せぬ法令の適用によりまたは契約が適法に執行できないまたは正確に文書化されていないため損失が生じる可能性があります。特に、米国の最近の法律では、デリバティブ市場のための新たな規制枠組みの構築が義務付けられています。新たな規制の影響は依然不明ですが、デリバティブの使用に係る費用を増大させ、一部の形態のデリバティブの利用または投資対象ファンドがデリバティブを使用する能力を制限し、投資対象ファンドが使用する一部のデリバティブ商品のパフォーマンスおよび投資ファンドがかかる商品の使用を通してその投資目的を追求する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

空売りのリスク

投資対象ファンドは空売りを行うことができ、これは特別なリスクを伴います。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、投資対象ファンドが所有していない証券を売却することを意味します。投資対象ファンドは、売買予約によりショートポジションを保有することもでき、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショートポジションを保有することもできます。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資対象ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになります。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴います。これに対して、ロングポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的です。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資対象ファンドに損失をもたらすリスクもあります。

市場のボラティリティ

市場は、時には変動しやすく、個々の証券およびその他の投資対象の価格は、発行体、政治、規制、市場、経済またはその他の動向の悪化で、市場価格およびこれらに関する公共認識の大きな変化をもたらす可能性のあるものならびに投資家心理の悪化に応じて、著しく低下する可能性があります。投資対

象ファンド投資顧問会社が、投資対象ファンドのポートフォリオ・ポジションを市場の最高値に達する前に売却した場合、より好調なパフォーマンスの機会を逃す可能性があります。

格付機関のリスク

格付けは、一般的なものであり、信用度の絶対的な基準ではありません。同じ満期、金利および格付けを有する証券が異なる市場価格を有することもあります。信用格付けは、元本および利息の支払いの安全性を評価することを試みるものであり、市場価格の変動リスクを評価していません。さらに、格付機関は、信用格付けを適時に変更することができない可能性があります。発行体の現在の財務状況は、格付けが示すよりも良い状況または悪い状況にある可能性があります。格付機関が発表する信用格付けが格付けされている証券の信用またはその他のリスクを正しくまたは適切に反映するという保証はありません。

投資対象ファンド投資顧問会社への依存

投資対象ファンド受託会社は投資対象ファンドの受託および管理事務につき最終的な権限および責任を有するものの、投資対象ファンドの資産の投資にかかる判断は全て投資対象ファンド投資顧問会社(またはその代理人)に委任されており、投資対象ファンド投資顧問会社(またはその代理人)によってなされるため、投資対象ファンドの資産にかかる総合的な取引権限は投資対象ファンド投資顧問会社が有することになります。投資対象ファンドの成功は、適切な投資対象を特定し、また場合によって、かかる投資に利益を上乗せして処分する投資対象ファンド投資顧問会社の能力に依存します。投資対象ファンド投資顧問会社の戦略、投資選択または取引実行によっては、そのベンチマーク指標または同様の投資目的を有するその他の集団投資スキームに比べ、投資対象ファンドのパフォーマンスが低下する可能性があります。投資対象ファンドの資産の投資および再投資に関する専門的な知見は、投資対象ファンド投資顧問会社との契約の継続ならびに投資対象ファンド投資顧問会社の役員および従業員のサービスおよび技術に大きく依存します。投資対象ファンド投資顧問会社の全ての職員が、その期間の長短にかかわらず、投資対象ファンド投資顧問会社の関係者であり続けるという保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社のサービス(またはその主要担当者のサービス)の喪失は、投資対象ファンド投資顧問会社の開発した独自の投資手法を利用できなくなることにつながる可能性があるため、資産価値に対し大きな悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、投資対象ファンドの運用に参加する権利または権限を一切有しません。

エクイティ証券

投資者は、エクイティ証券への投資について習熟しているべきです。投資者は、世界的な経済、金融および政治的発展が、特に、エクイティ証券の価値および/または投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えることがあるということを理解するべきです。

エクイティ証券の価格は激しく変動することがあります。証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、これらの市場で急速な変動を引き起こすことがあります。投資対象ファンド投資顧問会社が将来の価格レベルを正しく予測できるという保証はありません。

現金および現金同等物に関するリスク

投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物(預金およびコマーシャル・ペーパーを含みますがこれらに限定されません。)は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は悪影響を受ける可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社が、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの勘定で保有される現金の引き出し、および/または投資対象ファンドの勘定で保有される現金同等物の現金

化を行うことができない場合、これは投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/または投資対象ファンドに損失を生じさせる可能性があります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約と異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーがこれらの市場の当事者として行為し、各取引について個別に交渉を行います。先渡および現金取引は、実質的な規制を受けていません。日々の価格変動について制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は取引を行う通貨のマーケット・メイクを継続させることは要求されておらず、これらの市場は非流動化の期間を経験することがあり、時には相当な期間に及ぶことがあります。市場の非流動化または混乱によって、投資対象ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。

先物契約の流動性リスク

先物ポジションは、一定の取引所が「日々の価格変動制限」または「日々の制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的であることがあります。当該日々の制限に基づき、一取引日に、日々の制限を超えた価格での取引を行うことはできません。特定の先物契約の価格が日々の制限相当額分増減した場合、トレーダーが制限以内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできません。これにより、投資対象ファンド投資顧問会社が不利なポジションを解消できない可能性があります。

店頭取引における規制上のリスクおよびカウンターパーティー・リスク

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの勘定で店頭通貨デリバティブ取引を締結することがあります。店頭市場に対する政府の規制および監督は一般に強化されているものの、多くの組織化された取引所と比べると、店頭市場の規制は依然として緩やかです。また、一部の組織化された取引所では、店頭市場では利用できない保護を参加者に提供しています。例えば、取引所清算機関による決済履行の保証は店頭取引に関しては利用することができません。したがって、投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドの取引を規制取引所に限定した場合と比べ、投資対象ファンドが、債務不履行によって損失を被るリスクは大きくなります。また、米国その他の規制当局は、店頭市場の監視を強化しています。新たな規制が課されることで、記録保持および報告要件、最低文書化基準ならびに証拠金要件の導入によって見込まれるものを含め、投資対象ファンドにおける当該取引の費用が増加する可能性があります。

上場商品に伴うリスクと比べ、商品のカウンターパーティーによる不履行のリスクは一般に大きく、投資対象ファンド投資顧問会社が商品を処分しまたは商品について反対売買を行うことは難しいことが一般的です。投資対象ファンドは、取引について、支払不能、倒産、政府による禁止その他の事由のいずれによるかを問わず、カウンターパーティーによる不履行のリスクにさらされ、これにより投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。取引のカウンターパーティーは、適宜、特定の契約または商品においてマーケット・メイクを行わないことがあり、その結果、すでに当該契約または商品を保有している者はそのエクスポージャーを清算できなくなります。このような特性から、当該商品を保有する者が相当な損失を被ることになる可能性があります。また、取引所で取引されないデリバティブ商品については、「買呼値」と「売呼値」との差が大きくなる可能性があります。

清算ブローカーの倒産リスク

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドについて、証券および特定のデリバティブの取引を清算および決済するために複数のブローカーのサービスを利用することがあります。適用法令によって顧客の資産に一定の保護は与えられているものの、投資対象ファンドのブローカーの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーのもとで保有されている投資対象ファンドの資産が危険にさらされる可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない、もしくは他の債務を履行しないカウンターパーティーにさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する事由がある場合、または取引が単一もしくは小集団のカウンターパーティーとの間で締結される場合、満期がより長い契約について増加します。

投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は何名のカウンターパーティーとでも取引できる能力および当該カウンターパーティーの財務能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、投資対象ファンドの損失の可能性を高めることがあります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド管理会社または投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドについて非上場商品(リバース・レポ取引を含みます。)に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド管理会社または投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドについて当該商品を取引するカウンターパーティーに支払不能、倒産または不履行があった場合、投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド管理会社または投資対象ファンド投資顧問会社は、特定の取引に関連する契約に従い不履行があった場合、契約上の救済方法を受けすることができます。ただし、かかる救済方法は、実行可能な担保その他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

この十年、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限到来時に契約上の義務を履行できず、またはあやうく不履行となる事例がありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンドについてのその代表者、および投資対象ファンドについての投資対象ファンド投資顧問会社が取引を行うカウンターパーティーにおいて不履行が生じないという保証および投資対象ファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

為替リスク

投資対象ファンドのクラスC(米ドル)クラス受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドル安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a)投資対象ファンドの純資産総額および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の投資者の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

さらに、投資対象ファンドは、米国以外の通貨で取引を行い、かつ収益を得る有価証券、または、米国以外の通貨に対するエクスポージャーを提供するデリバティブに投資する可能性があり、このため、当該通貨の価値が米ドルと比べて低下するリスク、または、ヘッジポジションの場合、ヘッジされる通貨の価値が米ドルと比べて低下するリスクにさらされます。米国以外の国における為替相場は、金利変動、米国政府もしくは米国以外の国の政府、中央銀行、もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入

(もしくは不介入)、または、米国もしくは諸外国における通貨管理その他政治情勢を含む、様々な理由から短期間で大きく変動する可能性があります。その結果、投資対象ファンドが外貨建ての有価証券に投資する場合、投資対象ファンドのリターンが減少する可能性があります。

流通市場の不存在

ユニットについて、流通市場は想定されていません。そのため、受益者は、英文目論見書補遺に定める買戻方法によってのみ、ユニットを処分することができます。買戻請求日から買戻日までの期間において、自己のユニットの買戻しを請求する受益者が保有するユニットに係る投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の下落リスクについては、買戻しを請求する受益者がこれを負担します。

スタートアップ期間

投資対象ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、投資対象ファンドのポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。投資対象ファンド投資顧問会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

源泉徴収リスク

投資者は、一部の市場において、投資対象ファンドの投資を売却した場合の利益または当該投資にかかる配当金、分配もしくはその他の支払いの受領金は、当該市場の監督当局による課税、課徴金、公租公課その他の手数料または課金(源泉徴収を含む。)の対象となるまたはなり得ることに留意しなければなりません。

米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)により、米国由来のまたはその他の特定の支払いに対して、通常、30%の源泉徴収税が課されます。投資対象ファンドがFATCAに関連する要件または義務を履行しなかった場合、投資対象ファンドが、自己が受領する支払額につき源泉徴収税を課され、投資対象ファンドの純資産価額が減少し、受益証券の価値に悪影響が及び可能性があります。投資対象ファンドは、自己に対して課された義務を履行し、FATCAの源泉徴収税の賦課の回避に努めますが、投資対象ファンドが当該義務を履行できるという保証はありません。投資対象ファンドは、該当する源泉徴収税を当該源泉徴収税の賦課の原因となったまたはこれに寄与した投資者に割り当てることができないことがあります。FATCAの遵守に由来する管理費用も、投資対象ファンドの運営費用の増加につながる可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社が取得時点で源泉徴収税の対象となっていない証券に投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制の改正またはそれらの解釈の変更により、当該証券が将来においても源泉徴収の対象とならないという保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社が、当該源泉徴収税を回収することができず、上記の変更が投資対象ファンドが投資する投資証券に係る投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を与える可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社が売却時点で源泉徴収税の対象となる証券を短期間で売却する場合、売却額が買主の源泉徴収税負債を反映したものである可能性があります。将来において当該証券につき源泉徴収税が賦課されなくなった場合、投資対象ファンド投資顧問会社ではなくその購入者がかかる恩恵を受けます。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

投資対象ファンドの運営に関連するインターネットおよびテクノロジーの利用の増加に伴い、投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害を通じた運用および情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなります。サイバー・セキュリティの侵害には、投資対象ファンドの資産または機密情報の不正取得を目的としたハッキングまたはその他の方法を通じたコンピュータ・ウイルスへの感染および投資対象ファンドのシステムへの不正アクセスの取得、データの破壊または事業の妨害が含まれますが、これらに限られません。サイバー・セキュリティの侵害は、不正アクセスの取得によらないもの(サービス妨害攻撃、または認証された個人による故意または意図的ではない投資対象ファンドのシス

テム上に保存されている機密情報の開示)により発生することもあります。サイバー・セキュリティの侵害は、投資対象ファンドの事業運営に、財務的損失をもたらし、投資対象ファンドの純資産価額の決定を不可能とし、適用法の違反、規制上の刑罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他費用につながる可能性のある混乱および影響を発生させる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは第三者のサービス・プロバイダーと緊密に提携しているため、当該第三者のサービス・プロバイダーにおける間接的なサイバー・セキュリティの侵害により、投資対象ファンドおよびその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連した同一のリスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関するリスクを緩和するためのリスク管理システムを確立していますが、当該手段が成功を収める保証はありません。

OECDによる共通報告基準

OECDは、FATCAの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、オフショアで行われる租税回避の問題に世界的な規模で対応するため、共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を策定しました。CRSは、金融機関の効率最大化および費用削減を目的として、財務会計情報に係るデュー・デリジェンス、報告および交換について共通の基準を定めています。CRSの参加表明国は、CRSに従い、金融機関が共通のデュー・デリジェンスおよび報告手続に基づいて特定した、報告対象となる全口座に係る財務情報を、年に一度報告義務を有する金融機関から入手し、自動的に情報交換先と交換こととなります。バミューダは、CRSの実施に取り組んできました。この結果、投資対象ファンドは、バミューダが採択した内容に従い、CRSによるデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守するよう求められます。投資者は、投資対象ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められる場合があります。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の料金の負担、および/または投資対象ファンドにおける自らのユニットの強制償還を課せられ、かつ/または投資者がFATCAについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を蒙る場合があります。

予測不能な将来における規制の変更

証券市場は、包括的な法令、規制および取引証拠金に係る要件に服しています。また、証券取引所は、例えば投機的な持高の制限または証拠金要件引上げの遡及的な実施、値幅制限の設定および取引の停止などを含め、市場に緊急事態が発生した場合には特別措置を講じる権限を付与されています。証券に関する規制事項は、法律の中でも急速に変化している分野であり、政府による修正および訴訟の対象となることがあります。投資対象ファンドに影響を及ぼす将来の規制事項の変更の結果は予測不能ですが、重大かつ不利益な結果となる可能性があります。

訴訟および規制措置

投資対象ファンドは、自らのおよび投資対象ファンド管理会社および/または投資対象ファンド投資顧問会社の活動に起因して訴訟または規制措置の対象となる場合があります、また防御費用を負担しかつ不成功な結果を被るリスクを負う場合があります。

利益相反

利益の相反が発生する場合があります。紛争が公正に解決されるよう意図している場合であっても、これが随時可能であるとは限りません。

早期終了リスク

投資対象ファンドは、状況に応じて、計画していた終了日以前に終了する場合があります。

保証の不存在

投資対象ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは政府組織、または銀行の補償基金による保険も保証も受けていません。投資対象ファンドのユニットは、銀行への預託金でも債務でもなく、また銀行による保証も裏付けもなされておらず、ユニットへ投資された金額は、上方および/または下方に変動する場合があります。元本の維持は保証されていません。投資対象ファンドへの投資は、元本の損失可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。

分配

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの分配を宣言する予定はないものの、その裁量によっていつでも分配の宣言をし、かかる分配を受益者に対して支払うことができます。このため、当該投資対象ファンドへの投資は、即時のリターンを求める投資者には適していない場合があります。

停止リスク

投資対象ファンド管理会社は、状況に応じて、投資対象ファンドの信託証書による条件に従い、投資対象ファンドの純資産総額の計算を停止し、ならびに/またはユニットの購入および買戻しを停止する場合があります。かかる停止が実行された場合、投資者はユニットを購入または買い戻すことができなくなります。また、投資対象ファンドの純資産総額の決定が停止された場合、投資者は自らの投資に関する市場価値を入手することができない場合もあります。

償還および購入の影響

投資対象ファンド管理会社が、取引日において購入申込書の通知を受領し、かつ当該取引日付で受益証券を発行するに先立ち、投資対象ファンドの勘定のために投資を行った場合、かかる投資による利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に配分され、かかる配分により、当該取引日における投資対象ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は上昇または下落する可能性があります。

同様に、投資対象ファンド管理会社が、償還日に、かかる償還日後の決算のために実施した償還において投資対象を清算した場合、かかる清算による利益(または損失)は、残された受益者により保有される受益証券に配分されます。

加えて、受益者の請求により多額の償還が行われる場合、投資対象ファンド管理会社は、望ましいとされたであろう期間よりも早期に、かつ達成可能であったと思われる価格条件を下回る価格において、償還への資金充当に必要な現金を調達するために、投資対象ファンドの投資資産を清算しなければならない可能性があります。

例えば極めて多数の投資者が単一の日に償還を請求するなど例外的な場合には、全ての受益者に対して、償還のために想定されたタイムテーブルから遅れて支払いがなされる可能性があります。

クラス間の負債

投資対象ファンドの受益証券は、将来、異なるクラスで発行される可能性があります。投資対象ファンドの信託証書は、投資対象ファンドの負債が、いかなる態様で受益証券の様々なクラス間に帰属するかを定めています(負債は、通常、受益証券のうち、かかる負債が発生した特定のクラスに帰属します。)。ただし、投資対象ファンドは単一の信託として構成されているため、負債が発生したクラスに帰属する資産が当該負債の返済に不十分である場合、受益証券のいずれのクラスの保有者も、当該保有者の保有する受益証券のクラスには対応しないその他のクラスの受益証券に発生した負債に対して負担を強いられる場合があります。したがって、受益証券のいずれかのクラスに帰属する負債が受益証券の特定のクラスに限定されることなく、受益証券の1つ以上のその他のクラスに帰属する資産から支払われるよう求められるリスクが存在します。

郵便物の取扱い

投資対象ファンドの受託者および/または投資対象ファンドに宛てており、かつその登記上の事務所にて受領された郵便物は、投資対象ファンドの受託会社により提供された転送先の住所に未開封のまま転送され、対処されます。投資対象ファンドの受託会社、その取締役、役員、アドバイザーまたはサービス提供者はいずれも(ケイマン諸島で登記事務所のサービスを提供している組織も含みます。)転送先の住所への郵便物到着に起因して発生した遅延について、その程度を問わず責任を負いません。投資対象ファンドの受託者の取締役は、(投資対象ファンドの受託者または投資対象ファンドにのみ宛てられた郵便物とは対照的に)自らに対して私的に宛てられた郵便物のみを受領し、開封しまたはこれに直接対処します。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。例えば、投資対象ファンドの管理事務代行会社および保管会社は、ファンドに関して、各自、同様の役割を果たします。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場

合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有しません。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイザー・ポートフォリオに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社のリスク管理の領域は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務領域に及びます。それぞれは、ポートフォリオ・リスクおよびコンプライアンスを適切に監視および管理することの確保を目的として、独立し、かつ一定程度は重複した責任を負います。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。下記右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。



※年間騰落率は、基準通貨であるトルコリラ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

出所: FactSet Research Systems Inc.のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業作成

<各資産クラスの指数について>

日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込)
 先進国株……………MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(トルコリラベース)
 新興国株……………MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(トルコリラベース)
 日本国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)
 先進国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)
 新興国債……………JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の各指数は、各月末時点の為替レートによりトルコリラ換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(トルコリラベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(トルコリラベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料はかかりません。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

投資対象ファンドの受益証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、ファンドの純資産総額に対して、合計最大年率1.175%程度を乗じた額およびその他費用となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の部分に対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から毎月後払いで、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、トルコリラクラス受益証券に帰属する純資産総額の年率0.60%に日本における販売会社が受益者である受益証券を受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、トルコリラクラス受益証券に帰属する純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては当初払込日、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日またはそれ以前に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎四半期に後払いされる、純資産総額の年率の0.35%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2020年7月31日に終了した会計期間における上記の各報酬は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	22,270米ドル
保管会社報酬	34,728米ドル
販売報酬	115,003米ドル
代行協会員報酬	1,917米ドル
報酬代行会社報酬	25,205米ドル
投資運用会社報酬	67,085米ドル

投資対象ファンド報酬

投資対象ファンドが発行したクラスC(米ドル)クラス受益証券は、投資対象ファンドの段階では管理報酬、投資助言報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象になりません。投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社の日本における関連会社である投資運用会社には投資運用会社報酬(上記のとおり)が支払われ、当該報酬から投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社に対して、その一部をそのサービスの対価を補うために支払います

投資対象ファンド管理会社は、アンブレラ・トラストおよび投資対象ファンドが必要とする一定の第三者のサービスについての費用を負担します。純資産の増加による減少を含めて、第三者のサービス費用の減少による利益を享受するのは、受益者ではなく投資対象ファンド管理会社です。

投資対象ファンド(またはそのクラス)は、以下の管理報酬、投資助言報酬、管理事務代行報酬または販売報酬によってカバーされない運用に関連するその他の費用を負担する場合があります。これらの費用には、()税金と政府に対する手数料、()仲介手数料および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む、借入金費用、()訴訟費用および補償費用を含む特別費用、ならびに()受益証券の特定のクラスに割り当てられた、または割り当てられる可能性がある費用が含まれますが、これらに限定されません。

投資対象ファンド管理会社は、アンブレラ・トラストおよび投資対象ファンドの設立に関連した初期費用を支払います。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
- () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
- () 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
- () 副資産保管会社報酬および費用
- () 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
- () 借入れにかかる利息

- () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- () 保険の費用(もしあれば)
- () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- () 登録サービスの提供
- () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) トルコリラクラス受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5会計年度年にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

2020年7月31日に終了した会計年度に係るその他の手数料等は46,067米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2020年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、（トラストに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年11月末日現在)

資産の種類	国名(地域名)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ諸島	27,462,105.89	90.5
現預金・その他の資産(負債控除後)		2,867,951.92	9.5
合計 (純資産総額)		30,330,057.81 (約3,151百万円)	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2)【投資資産】

投資有価証券の主要銘柄

(2020年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ショート・ ターム ス トラテジー クラスC (米ドル) クラス	バミュー ダ諸島	投資 信託 受益 証券	該当 事項 なし	該当事項 なし	264,211.14	101.69	26,868,440.94	103.94	27,462,105.89	90.5

<参考情報>

ファンドの投資対象であるピムコ・バーミューダ・トラスト-ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー・クラスC(米ドル)クラス(以下「投資対象ファンド」といいます。)が投資している投資有価証券について、2020年11月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

(2020年11月末日現在)

順位	銘柄名	クーポン	償還日	セクター	国・地域	格付	比率
1	CENTRAL NIPPON EXPRESSWY	0.68%	2022/2/15	政府関連債・地方債	日本	A+	1.8%
2	FED HOME LN MTGE GLBL NT	0.69%	2025/8/5	政府関連債・地方債	米国	AAA	1.3%
3	BAT CAPITAL CORP SR UNSEC	1.10%	2022/8/15	投資適格社債	英国	BBB+	1.2%
4	FORD MOTOR CREDIT CO LLC SR UNSEC	2.77%	2021/1/7	ハイイールド債	米国	BB+	1.1%
5	WELLS FARGO & COMPANY SR UNSEC	1.44%	2023/10/31	投資適格社債	米国	A+	1.1%
6	QNB FINANCE LTD SR UNSEC FRN SOFR	1.31%	2022/2/12	投資適格社債	カタール	AA-	1.0%

7	MIZUHO FINANCIAL GROUP SR UNSEC	0.84%	2024/ 5 /25	投資適格社債	日本	A +	1.0%
8	HSBC HOLDINGS PLC SR UNSEC	1.48%	2025/ 3 /11	投資適格社債	英国	A +	1.0%
9	FED HOME LN MTGE GLBL NT	0.75%	2025/ 7 /28	政府関連債・地方債	米国	AAA	1.0%
10	JPMORGAN CHASE & CO SR UNSEC	1.44%	2023/10/24	投資適格社債	米国	AA -	1.0%

(注1) 債券・短期金融資産等の組入上位10銘柄を表示しています。

(注2) 格付は、S&P社、ムーディーズ社、フィッチ社のものを原則とし、S&P社の表記方法で表示しています。格付会社により格付が異なる場合は最も高いものを採用しています。

投資不動産物件

該当事項はありません(2020年11月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません(2020年11月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

会計年度末および2019年12月末日から2020年11月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	円(千円)	トルコリラ	円
第1会計年度末 (2020年7月末日)	236,798,631	3,123,373.95	11.04	146
2019年12月末日	78,202,008	1,031,484.49	10.39	137
2020年1月末日	89,538,862	1,181,017.59	10.53	139
2020年2月末日	171,065,201	2,256,350.00	10.57	139
2020年3月末日	208,113,484	2,745,016.86	10.36	137
2020年4月末日	216,715,931	2,858,483.13	10.72	141
2020年5月末日	231,661,298	3,055,612.53	10.88	144
2020年6月末日	239,186,211	3,154,866.12	11.07	146
2020年7月末日	236,798,631	3,123,373.95	11.04	146
2020年8月末日	250,391,028	3,302,657.66	11.36	150
2020年9月末日	254,033,938	3,350,707.64	11.51	152
2020年10月末日	243,902,144	3,217,069.28	11.57	153
2020年11月末日	237,249,295	3,129,318.20	11.75	155

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

2019年7月29日から2020年7月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2019年7月29日～2020年7月末日)	10.4

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2020年7月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 受益証券1口当たり当初発行価格: 10.00トルコリラ

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)
2019年 (2019年7月29日～2019年12月末日)	3.9
2020年 (2020年1月1日～2020年11月末日)	13.1

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については11月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2019年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格: 10.00トルコリラ

(参考情報)

基準価額および純資産の推移



※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については11月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2019年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00トルコリラ)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

2019年7月29日から2020年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年7月末日時点の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2019年7月29日～ 2020年7月末日)	24,353,267 (23,773,267)	2,897,948 (2,897,948)	21,455,319 (20,875,319)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

トルコリラクラス受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券1口当たり純資産価格と同額で、投資者による募集に供されます。

当該受益証券1口当たり純資産価格は当該取引日(当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日)において計算されます。募集の単位は1口以上1口単位とします。申込金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部が受け付けられ、または拒否されることがあります。

募集

トルコリラクラス受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、トルコリラクラス受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所)を関連する取引日の午後6時(日本時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または/および日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いはトルコリラでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。加えて、当初募集に関連する申込書の原本は、国際宅配便で管理事務代行会社にアメリカ合衆国、MA02110-1548、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア50のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー方、BBHトランスファー・エージェンシー宛で送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家^(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期限内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関し

て管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、()かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが(場合による)、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、(該当する場合には)関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマネー・ロンダリング防止手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者(または譲受人)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券の収益の支払いまたは持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となる場合があります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、ファンドの条件に従って受益証券の発行を停止または買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島内の者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(2020年改正)およびケイマン諸島テロリズム法(2018年改正)に定義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(2020年改正)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または()テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法(2018年改正)に従い巡査

もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含む。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有もしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b) ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c) 適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e) 上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、償還および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または配当金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。))が自ら知り信じる限りにおいて、()米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。))に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくは英国(以下「UK」といいます。))の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有してお

らず、かつ居住していないこと、また()その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(2020年改正)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(2017年改正)または貯蓄収入情報提供法(欧州連合)(2014年改正)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法(以下「DPL」といいます。)を制定しました。DPLは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPLに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびその関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書および/または申込書への記入、ならびに該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにその関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPLの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPLを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPLに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後4時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

投資家は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日までに、日本における販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。ただし、日本における販売会社は、ファンドの受益証券の売買に関し、外貨での取扱いのみを行います。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午後6時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/も

しくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数ならびに当該受益証券のクラスが適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社に提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に適用される買戻価格で買い戻すことができます。

あるクラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日において計算された当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。ただし、(それぞれ償還対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しを延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者に適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産

価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、あるクラスの純資産総額の計算(すなわち、あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- () 投資対象ファンドが、投資対象ファンドの受益証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合
- () 管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により、ファンドの純資産総額等が、国際政治・経済情勢、取引対象国の投資方針の変更等を含む事由によって合理的にまたは公正に算出できない場合
- () トルコリラを管轄する当局により外貨との交換制限および為替管理等の通貨制限が課され、トルコリラが流動性を欠き正常な資金移動ができなくなった場合
- () 受託会社、管理会社または投資運用会社の事業運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間、および
- () 受託会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として(一定の状況下においては、償還通知が受領されたとみなされる投資対象ファンドの取引日から、8営業日(投資対象ファンドに関連した英文目論見書で定義される)(または、例外的な状況ではそれ以上)かかる可能性があります。)、買戻代金の決済は、該当する買戻日から4ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、トルコリラ建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社

が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)。

強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻日における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該取引日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後4時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)および/または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻し請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日(通常、買戻し請求受付日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに行われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社および管理会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金がその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式も

しくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直前に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)管理事務代行会社が完全に信頼性があり正確であるとする投資対象ファンドの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして(b)特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、なら

びに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
 - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、() 2163年12月1日または() 強制買戻事由発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。あるクラスの受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価格として、管理事務代行会社によって、その単独の裁量により、英文目論見書および英文目論見書補遺に従って計算されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年7月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) 管理会社が、投資運用会社および日本における販売会社と協議の上でその裁量により決定する場合
- (b) いずれかの評価日の純資産総額が、3,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が決定する場合
- (c) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適當もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (d) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (e) 基本信託証券の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (f) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (g) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (h) ファンドに関係する補足信託証券または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

ソフトワインドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

信託証券の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証券の修正信託証券により、信託証券の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、()かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、()かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、破産もしくは支払不能を宣告される場合、または適用可能な破産法、倒産法もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、その当事者が破綻もしくは支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協會員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協會員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、当初払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、(a) () 受託会社が清算する場合(報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。)、() 受託会社が支払不能にある場合、() 受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、() 受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または() 同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(b) 受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は) 受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(c) 少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、(a) 報酬代行会社が清算する場合(受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。) もしくは支払不能にある場合、もしくは

英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(b)報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は)報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(c)少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

投資運用契約

投資運用契約は、()2163年12月1日または()強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、原則として、他方当事者に対して90日以上または両当事者が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.89円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財政状態計算書

2020年7月31日

(米ドルで表示)

	2020年7月31日時点	
	USD	(千円)
資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記2.2、5、6)	\$ 34,351,706	¥ 3,568,799
現金および現金同等物(注記2.1)	189,423	19,679
前払報酬	104,059	10,811
以下に対する未収金:		
売却済有価証券(注記2.4)	440,180	45,730
発行済受益証券(注記2.10、3)	107,024	11,119
資産合計	35,192,392	3,656,138
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(注記2.2、5、6)	984,862	102,317
以下に対する債務:		
買い戻された受益証券(注記2.10、3)	186,376	19,363
投資運用会社報酬	38,709	4,021
販売報酬(注記8.1C)	34,791	3,614
専門家報酬(注記8.1F)	19,250	2,000
保管会社報酬(注記8.1B)	7,041	731
報酬代行会社報酬(注記8.2B)	3,190	331
登録事務代行報酬(注記8.1E)	2,750	286
投資対象ファンドへの投資による支出(注記2.4)	844	88
代行協会員報酬(注記8.2D)	296	31
負債(株主資本を除く)	\$ 1,278,109	¥ 132,783
株主資本(受益証券の受益者に帰属する純資産)	\$ 33,914,283	¥ 3,523,355

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

包括利益計算書

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

収益	2020年7月31日終了事業年度	
	USD	(千円)
FVTPLで測定する金融商品による純損益(1)		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る実現純損(注記2.11、7)	\$ (2,389,313)	¥ (248,226)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る未実現評価損の純変動(注記2.2、2.11、7)	(161,864)	(16,816)
受取利息(注記2.11)	154	16
外貨建取引に係る実現純損(注記2.6)	(116,465)	(12,100)
為替換算に係る未実現評価損の純変動(注記2.6)	(620)	(64)
収益(損失)合計	(2,668,108)	(277,190)
費用		
販売報酬(注記8.1C)	115,003	11,948
投資運用会社報酬	67,085	6,969
保管会社報酬(注記8.1B)	34,728	3,608
設立費用	26,817	2,786
報酬代行会社報酬(注記8.2B)	25,205	2,619
専門家報酬(注記8.1F)	19,250	2,000
登録事務代行報酬(注記8.1E)	13,888	1,443
管理事務代行報酬(注記8.1A)	8,382	871
代行協会員報酬(注記8.2D)	1,917	199
費用合計	312,275	32,442
財務費用を除く運用損失	(2,980,383)	(309,632)
包括損失合計		
(受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による減額)	\$ (2,980,383)	¥ (309,632)

- (1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現および未実現損益を含む、純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定する金融商品から発生する純損益に関するもの。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

株主資本等変動計算書

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

	USD		(千円)	
2019年7月29日時点(運用開始日)	\$	-	¥	-
受益証券の発行残高(注記3)		41,654,189		4,327,454
受益証券の買戻(注記2.8、3)		(4,759,523)		(494,467)
包括損失合計(受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による減額)		(2,980,383)		(309,632)
2020年7月31日時点	\$	33,914,283	¥	3,523,355

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

キャッシュ・フロー計算書

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

	2020年7月31日終了事業年度	
	USD	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
包括損失合計		
(受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による減額)	\$ (2,980,383)	¥ (309,632)
包括利益合計		
(受益証券の受益者に帰属する純資産に対する運用による増額)と、		
営業活動による現金とを一致させるための調整：		
投資対象ファンドへの投資による支出	(40,794,463)	(4,238,137)
投資対象ファンドへの投資の売却による収入	7,335,270	762,061
先渡契約の決済による純(支出)	(2,458,828)	(255,448)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および		
金融負債に係る実現純損	2,389,313	248,226
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および		
金融負債に係る未実現評価損の純変動	161,864	16,816
売却済有価証券に対する未収金の(増加)	(440,180)	(45,730)
前払報酬の(増加)	(104,059)	(10,811)
投資対象ファンドへの投資の購入に係る未払金の増加	844	88
その他の未払金の増加(1)	106,027	11,015
営業活動によるキャッシュ・フロー	(36,784,595)	(3,821,552)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
発行された受益証券による収入、発行された受益証券の		
未収金の変動控除後	41,547,165	4,316,335
受益証券の買戻、買い戻された受益証券の未払金の変動控除後	(4,573,147)	(475,104)
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,974,018	3,841,231
現金および現金同等物の純増額	189,423	19,679
期首における現金および現金同等物	-	-
期末における現金および現金同等物(注記2.1)	\$ 189,423	¥ 19,679
営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報		
受取利息	\$ 154	¥ 16

(1) 財政状態計算書で開示したとおり、その他の未払金には、投資運用会社報酬、販売報酬、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、代行協会員報酬が含まれる。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

1. 組成

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー(以下、「本シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2019年7月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2019年7月29日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の(修正)信託法に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島の(修正)ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9007 グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー、190(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

クレディ・スイス・インターナショナルは、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)、および通貨管理事務会社(以下、「通貨管理事務会社」という)の役割を負う。

クレディ・スイス証券株式会社は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド(以下、「投資運用会社」という)である。

管理会社は、SMBC日興証券株式会社に対し、販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストは、米ドル建て(「USD」または「\$」)で表示される。本シリーズ・トラストでは、現在、次の1種類のユニットクラスが発行可能である:トルコリラクラス。トルコリラクラスは、トルコリラ建て(「TRY」)で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主として米ドル建て投資適格債券を含む分散化されたポートフォリオに間接的に投資することにより、投資元本の保全と日々の流動性を確保しつつ、収益の最大化を目指すことである。本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストの実質的にすべての資産をピムコ・ショート・ターム・ストラテジーのクラスC(米ドル)クラス(以下、「投資対象ファンド」という)に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

投資対象ファンドはピムコ・バミュダ・トラストのシリーズ・トラストであり、これは複数シリーズ・トラストとしてバミュダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラスト(以下、「アンブレラ・トラスト」という)である。

投資対象ファンドの投資目的は、投資元本の保全と日々の流動性を確保しつつ、収益の最大化を目指すことである。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、債券商品の運用で専門性があり、投資対象ファンドの管理会社(以下、「投資対象ファンド管理会社」という)、および投資対象ファンドの投資顧問会社(以下、「投資対象ファンド投資顧問会社」という)の両方の役割を担っている。クラスC(米ドル)クラスの基準通貨は米ドルである。投資対象ファンドのポートフォリオ構築において、投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資顧問会社は、金利リスク、信用リスクを抑制し、高い流動性と安定性の確保を追求する。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうち、投資対象ファンドならびに米ドルの現金および金融市場証券(以下、「再委託されたポートフォリオ」という)に関して、投資に関する日々の意思決定および継続的な監視に責任を負うものとする。

2020年7月31日時点において、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの純資産の7.9%を保有している。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

現在、投資対象ファンドには次の6種類のユニットクラスがある：豪ドルクラス、クラスC(米ドル)、クラスJ(日本円)、クラスJ(米ドル)、日本円クラス、米ドルクラス。本シリーズ・トラストは、クラスC(米ドル)の投資対象ファンドの参加型持分を購入することで、投資対象ファンドに投資している。投資対象ファンドはいずれの営業日でも、これらの株式を買い戻すことが可能である。

投資対象ファンドのポートフォリオにおける公正価値の変動、およびこれに対応する投資対象ファンドの公正価値の変動によって、本シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2163年12月1日および強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日(以下、「最終買戻日」という)まで存続するものとする。

受託会社および管理会社がすべての受益証券を強制的に買い戻すことに合意した場合、「強制買戻事由」が発生したと見なす。

強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で買い戻される。各ユニットクラスにおける1口当たりの最終買戻価格は、目論見書および付属資料32に従い、管理事務代行会社の単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日でない場合、その直前の評価日)における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価値(「純資産価値」とは、総資産から未払いの報酬および費用を含む負債を差し引いた額をいう)として計算される。買戻日とは、各取引日であるとともに、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および/または本シリーズ・トラストについて管理会社が適宜決定する日または期間を指す。受益者は、各ユニットクラスの受益証券1口につき、最終買戻日より前の買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価値と同額(以下、「買戻価格」という)の支払いを受けるものとする。償還される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料は適用されない。

本財務諸表は、2020年11月30日付で発行が許可された。

2. 重要な会計方針

以下に、本財務諸表の作成にあたり適用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して適用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが必要となる。また、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下、「改訂」という))を採用している。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産と金融負債の分類と測定

IFRS第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている：償却原価で測定するもの、純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの(FVOCI)。IFRS第9号では、金融資産は一般的に金融資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づき分類される。

当初認識時に、本シリーズ・トラストを償却原価またはFVTPLで測定する金融資産として分類する。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

-) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で保有されている。
-) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

-) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPP1)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じない。
-) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成されるビジネスモデルの中で保有されていない。
-) 当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取消不能の指定がされており、当該指定をすることによって、資産もしくは負債の測定、またはそれらに係る損益の認識を異なる基礎で行うことから生じる可能性のある、測定または認識の不整合が除去または大幅に低減される。

契約上のキャッシュ・フローがSPP1要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす可能性のある契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、SPP1要件は満たされるかどうか)等を評価する。この評価をする際に、本シリーズ・トラストは以下を考慮する:

- キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発的事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還、および期間延長の条項
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例:ノンリコース条項)
- 貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例:定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストでは、以下の2つのビジネスモデルを採用している:

- **回収目的保有ビジネスモデル:**これには、現金および現金同等物、ならびに発行済受益証券および売却済有価証券に対する前払報酬および未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- **その他のビジネスモデル:**これには、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(投資対象ファンドの投資有価証券、およびデリバティブ金融商品)が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで運用およびパフォーマンス評価が行われ、頻繁に売却される。

金融資産の保有に関するビジネスモデルの目的を評価をする際、本シリーズ・トラストでは、ビジネスの管理方法について、以下を含むすべての関連情報を考慮する:

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の受取利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現に焦点を合わせているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの運営者への報告方法。
- ビジネスモデル(およびそのビジネスモデル内で保有される金融資産)のパフォーマンスに影響を与えるリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系:例として、報酬が運用資産の公正価値、または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- 過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、かかる売却の理由、および将来の売却に関する見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、ビジネスモデル評価の目的上売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

金融資産の減損

「予想信用損失(ECL)」モデルは償却原価で測定する金融資産とFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは、以下の理由から本シリーズ・トラストの金融資産に重大な影響を及ぼさない：

- 大部分の金融資産はFVTPLで測定されており、これらの金融商品には減損要件が適用されない。
- 償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が12カ月未満)であり、信用力が高いか、または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

2019年7月29日(運用開始日)から2020年7月31日までの期間において公表されたものの、同期間において発効していない、新たな基準、改訂、および解釈は以下のとおり：

2019年7月29日(運用開始日)以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。一方、このような新基準や改訂基準は、本シリーズ・トラストの財務諸表に対して重大な影響を与えなかったため、本シリーズ・トラストは財務諸表を作成するにあたり、これらの早期適用を実施しなかった。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。

2020年7月31日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下のとおり：

	2020
定期預金	\$ 189,423
財政状態計算書における現金および現金同等物	<u>\$ 189,423</u>

2.2 金融資産および金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債を以下のカテゴリーに分類する：

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

- ・ FVTPL測定の強制適用：投資対象ファンドの投資有価証券、およびデリバティブ金融商品。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される：

	2020年7月31日 - 公正価値	2020年7月31日 - 原価
投資対象ファンドへの投資	\$ 34,146,093	\$ 33,528,708
先渡契約への投資	205,613	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	<u>\$ 34,351,706</u>	<u>\$ 33,528,708</u>

償却原価で測定する金融資産：

- ・ 現金および現金同等物、ならびに発行済受益証券および売却済有価証券に対する前払報酬および未収金。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：

- ・ FVTPL測定の強制適用：デリバティブ金融商品。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、以下により構成される：

	2020年7月31日 - 公正価値	2020年7月31日 - 原価
先渡契約への投資	\$ 984,862	\$ -
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	\$ 984,862	\$ -

償却原価で測定する金融負債：

- その他の負債：投資対象ファンドの投資有価証券の購入、投資運用会社報酬、販売報酬、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、および代行協会員報酬。

(B) 認識/認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、かかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および売却については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または売却を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点、または本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび経済価値を他者に移転した時点において、認識を中止する。金融負債は、その契約上の債務が免責、取消、または失効となった際に認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識以降も、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融商品につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資有価証券の売却に伴う実現損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間で決済されるか、またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(上場デリバティブおよび売買目的有価証券など)の公正価値は、報告書日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値で測定されるものとする。結果として発生した未実現損益の増減は、包括利益計算書に反映される。

(E) 先渡契約

先渡契約とは、特定の金融商品、通貨、コモディティ、またはインデックスを、特定の将来の日に、特定の価格で購入または売却する約束をするもので、現金またはその他の金融資産で決済することができる。先渡契約は、該当する契約に記載された想定元本に適用される為替レートまたはコモディティ価格など、観察可能なインプットを用いて評価される。損益は、包括利益計算書上の損益を通じて、金融資産に対する実現純損益として報告される。

(F) 投資対象ファンドへの投資

投資運用会社は、原則として、純資産価値の大部分を投資対象ファンドに投資する。投資対象ファンドは米ドル建てである。投資運用会社は、非米ドル建て資産には投資しない。本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの目論見書に記載の条件に従う。本シリーズ・トラストでは、投資対象ファンドの投資有価証券を、主として、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する、投資対象ファンドの純資産価値(以下、「NAV」という)に基づく公正価値で計上する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの管理事務代行会社から得られた報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。()投資対象ファンドまたはその原投資の流動性、()NAVの評価日、()買戻制限、および()会計原則。本シリーズ・トラストは、実質的にそのすべての資産を投資対象ファンドに投資するため、本シリーズ・トラストの純資本増価または減価は通常、それぞれ、投資対象ファンドの純資本増価または減価に基づいている。本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資額は、現在入手できる情報に基づいており、最終的に実現しうる金額を必ずしも反映しない。これは、かかる金額が将来の状況に依存し、投資対象ファンドの原投資が実際に清算されない限り合理的に金額表示できないためである。さらに、本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は、間接的に、投資対象ファンドの投資有価証券の流動性に関する制約を受けている。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は、換金性が高いと見なされ、いずれの営業日でも償還可能である。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、保有する受益証券の全部または一部について、該当する買戻日に買い戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。投資対象ファンドの受託会社は、該当する買戻日の午前7時(米国東部標準時)までに電子的手段によって買戻請求を受領しなければならない。上記の請求が、本シリーズ・トラストの保有する受益証券の全部を対象としていない場合、投資対象ファンドの受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口、または10トルコリラ(または任意の通貨の換算額)と定めることができる。

2.3 金融商品の相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利を有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2020年7月31日時点において、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、総額で表示されている。そのため、財政状態計算書上でも相殺されていない。

2.4 売却済有価証券に対する未収金、および投資対象ファンドの投資有価証券の購入に対する未払金

売却済有価証券に対する未収金、および購入した有価証券に対する未払金とは、それぞれ、売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は当初認識され、その後、公正価値から売却済有価証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却済証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却済有価証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払いの不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、米ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は米ドルをもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引、各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現純損益、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動として、包括利益計算書に含まれる。

外貨建取引および外貨換算による実現および未実現の利益または損失は、別途、包括利益計算書上で開示する。

2.7 分配

本シリーズ・トラストの現行ポリシーでは、トルコリラクラスに関し、受益者に対して分配金を支払わないものと想定されている。ただし、管理会社はその裁量により、当該ユニットクラスに関し適宜分配を宣言し、支払いを行うことが認められている。投資対象ファンド管理会社は、現在、投資対象ファンドに関連した分配については予定していない。

管理会社が特定のユニットクラスに関して分配を宣言する場合、年1回の分配宣言日に発表し、当該ユニットクラスに帰属する投資元本(投資対象ファンドの受益証券の実現利益)から支払うものとする。

2020年7月31日に終了した期間において、分配の宣言および支払いは発生しなかった。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品:表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる:

- ・ かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- ・ かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- ・ 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。
- ・ かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

かかる条件を満たしたため、本シリーズ・トラストの受益証券は2020年7月31日時点において株主資本に分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの株主資本合計に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの持分合計により発行または買戻される。本シリーズ・トラストにおける受益証券1口当たりの持分は、株主資本合計を発行済受益証券の口数で除することによって算定される。

投資対象ファンドは、償還可能な受益証券を発行することにより、運用資金を獲得する。受益者は、この償還可能な受益証券に対してプット・オプションを行使できるとともに、当該シリーズ・トラストの純資産に対して各自の投資口数に応じた割合の持分を有する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの受益証券を保有する。本シリーズ・トラストが所有する投資対象ファンドに対する持分に係る損失の最大エクスポージャーは、投資対象ファンドの投資有価証券の公正価値合計額と同一である。本シリーズ・トラストが、投資対象ファンドの受益証券を売却した場合、本シリーズ・トラストにおいては、かかる投資対象ファンドに関するリスクのエクスポージャーが消滅する。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日時点で代金が未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

2.11 FVTPLで測定する金融商品による純損益

FVTPLで測定する金融商品による純損益には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現および未実現損益が含まれる。FVTPLで測定する金融商品による実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債における実現純損益は、当該の金融商品の原価と売却取引における決済価格との差額に相当する。

FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融商品の帳簿価額、または当該報告期間内に購入した場合は取引価格と、当該報告期間の終了日における帳簿価額の差額に相当する。詳細については、注記6を参照のこと。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2020年7月31日に終了した期間において、源泉徴収税は支払われなかった。

投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の証券に投資を行う場合がある。これらの国々の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2020年7月31日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上で未実現の税控除に計上すべき負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もある。その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

2.13 非連結のストラクチャード・エンティティ(組成された企業)に対する投資

本シリーズ・トラストは、次の理由により、非上場の投資対象ファンドに対するすべての投資がストラクチャード・エンティティの定義を満たすと結論づけている(本シリーズ・トラストは当該投資対象ファンドに対し持分を保有するが連結対象としていない)：

- かかるエンティティの議決権が管理業務のみに関係しているため、同エンティティの経営者を決定する際に決定的な要因とはならない。
- かかるエンティティの業務が、それぞれの投資戦略または目論見書によって制限されている。
- 投資家に対して投資機会を提供するという同エンティティの目的が、限定的で明確に定義されている。

本シリーズ・トラストが保有する他のファンドの持分の性質、および関連リスクについては、注記5で述べる。

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価値は、本シリーズ・トラストの純資産価値を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了時に本シリーズ・トラストの純資産価値を算出する。

目的の如何に関わらず、受益証券の価格はトルコリラで算出、支払いを行う。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

当初購入時における最低ユニット数は1口であり、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり10トルコリラである。受益証券に対するすべての支払いは、トルコリラで行われる。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。受益証券に対するすべての支払いは、トルコリラで行われる。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後6時(日本時間)までに、受益証券に対する募集価格の通知を受けなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2020年7月31日時点における、純資産総額、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価値は以下のとおり：

ユニットクラス	純資産総額	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価値
トルコリラクラス	\$ 33,914,283	21,455,319	\$ 1.5807

2020年7月31日時点において、全発行済受益証券は受益者2社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を譲渡する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の譲渡は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、該当する買戻日における買戻価格で買い戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の請求が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買い戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとする。ただし、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の分配による物納を行う(または一部を物納する)ことも可能である。受託会社が買戻を実施すると決定した場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準に基づく。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2020年7月31日に終了した期間における、発行された受益証券、買い戻された受益証券、および発行済受益証券による収入は以下のとおり：

ユニットクラス	2019年7月29日時点 (運用開始日)	発行された受益証券 による収入	買い戻された受益証券 による収入	2020年7月31日時点
トルコリラクラス	\$ -	\$ 41,654,189	\$ (4,759,523)	\$ 36,894,666

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

2020年7月31日に終了した期間における、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済受益証券の口数は以下のとおり:

ユニットクラス	2019年7月29日時点 (運用開始日)	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2020年7月31日時点
トルコリラクラス	-	24,353,267	(2,897,948)	21,455,319

1口当たり純資産価値の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払いは停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能な限り迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申込および買戻請求は取り消すことができず、状況に応じて、次の募集日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する可能性がある。これらの商品の公正価値については、各種のバリュエーション技法を用いて決定する。公正価値の決定にバリュエーション技法(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、主として投資対象ファンドにより構成される。本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドに投資する他の企業の行動により重大な影響を受ける場合がある。具体的には、投資対象ファンドの他の受益者が投資対象ファンドの持分のすべてまたは一部を買い戻す場合、かかる投資対象ファンドおよび本シリーズ・トラストにおける営業費用はそれに応じて増加する可能性があり、これにより投資リターンが引き下げられる可能性がある。同様に、投資対象ファンドは、他の受益者による買戻によりその多様性が低下する可能性があり、これによりポートフォリオ全体のリスクが増大する可能性がある。投資対象ファンドは、同ファンドに対する直接または間接の投資家に対する規制上の制限またはその他の理由により、同ファンドの投資活動を制限する場合や、一部の金融商品への投資が不可能になる場合があり、これにより同ファンドおよび本シリーズ・トラストのパフォーマンスに悪影響が発生する可能性がある。

(A) 市場リスク

() 通貨リスク

本シリーズ・トラストが行う、投資対象ファンドに対する投資および先渡契約は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を受ける場合がある。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への両替時において他通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入(または介入の失敗)や通貨管理の実施、その他の政治的状況の変化などが挙げられる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

本シリーズ・トラストは様々な種類の外国通貨建て取引を利用するため、本シリーズ・トラストのパフォーマンスが特定の通貨(複数の場合も含む)の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーが存在する。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できない。また、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストは為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに本シリーズ・トラストは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2020年7月31日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2020年7月31日時点	現金および 現金同等物	純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産*	先渡契約	その他の資産 および負債 (純額)	純額	純資産価値に 対する割合 (%)
トリコリラ	TRY \$ -	\$ -	\$ (779,249)	\$ 107,024	\$ (672,225)	(2,0)%
			(779,249)	107,024	(672,225)	(2,0)%
米ドル	USD 189,423	34,146,093	-	250,992	34,586,508	102.0%
	\$ 189,423	\$ 34,146,093	\$ (779,249)	\$ 358,016	\$ 33,914,283	100.0%

* デリバティブ金融商品を除く

以下の表は、2020年7月31日時点における、外国為替レートの変動に対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対米ドルレートが、表に示した割合(%)で上昇/(下落)したという想定に基づく。この表は、運営者が外国為替レートのヒストリカル・ボラティリティを考慮した上で実施した、当該レートの合理的な変動範囲に関する最善の見積りを示したものである。

通貨	2020年における 通貨レートの合理的な 変動範囲	本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響
TRY	+ / - 26.01%	- / + \$ 174,846

先物為替予約は、米ドルのエクスポージャーをトルコリラのエクスポージャーに転換することを目的として、トルコリラクラスの口座で締結される。このようなエクスポージャーの転換は、トリコリラ(トルコリラクラスの表示通貨)と米ドル(投資対象ファンドのクラスC(米ドル)クラスの表示通貨)間の為替レートの変動に対し、トルコリラクラスの受益者にトルコリラのロング・ポジションを提供することによって行われる。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

() 金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇する、または本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形で変動した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券の残存期間は債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券の残存期間が長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。このため、本シリーズ・トラストの純資産価値も変動する場合がある。

本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物と、投資対象ファンドの投資有価証券である。

投資対象ファンド(および間接的に、本シリーズ・トラスト)の投資有価証券の利回りは実勢金利の変動によって影響を受ける場合があり、これにより、投資対象ファンドの資産イールドと借入金利の間にミスマッチが発生することで、かかる投資に由来する収益が減少またはゼロになる可能性がある。

一般に、金利の上昇は債券価格の下落をもたらすため、投資対象ファンド(および間接的に、本シリーズ・トラスト)の投資有価証券の価値が下落する。金利の大幅な変動、マスター・ファンド(および間接的に、本シリーズ・トラスト)の投資有価証券の市場価値の大幅な下落、またはその他の市場事由により、マスター・ファンドの投資家による投資(および間接的に、本シリーズ・トラストにおける受益者の投資)の価値や、その利回りが低下する可能性がある。

金利が変動する場合は一般に、満期が長い債券の方が満期が短い債券に比べ大きく値動きする。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、債券投資を行う場合がある。実勢金利の変化や、将来の金利見通しの変化により、保有する証券の価値が上昇または下落する可能性がある。

2020年7月31日時点において、金利が50ベースポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、本シリーズ・トラストの包括利益合計(受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増加額)の増減幅は、およそ947米ドルである。

() 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する投資有価証券、および投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激な、または予測不能な値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、または証券市場を代表する特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通しの変化、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。

証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

時点で投資対象ファンドの投資有価証券の市場価格が1%上昇した場合、株主資本合計は341,461米ドル増加する。2020年7月31日反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、同額の逆方向の影響が発生する。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

以下の表は、2020年7月31日時点における投資対象ファンドの市場価格リスクの集中度につき、同ファンドの純資産全体に対する割合としてまとめたものである。

国名	公正価値	純資産全体に対する 割合(%)
証券への投資		
オーストラリア	\$ 3,844,830	0.9%
バミューダ	1,722,347	0.4%
カナダ	4,683,202	1.1%
ケイマン諸島	31,081,490	7.2%
チリ	795,563	0.2%
デンマーク	2,129,324	0.5%
フィンランド	1,304,029	0.3%
フランス	508,679	0.1%
ドイツ	803,034	0.2%
香港	1,702,414	0.4%
インド	3,726,978	0.9%
アイルランド	11,567,044	2.7%
イスラエル	459,158	0.1%
日本	37,248,773	8.6%
ルクセンブルク	600,223	0.1%
オランダ	8,201,924	1.9%
カタール	1,014,289	0.2%
サウジアラビア	509,670	0.1%
シンガポール	5,113,936	1.2%
韓国	2,312,473	0.5%
スイス	3,791,741	0.9%
アラブ首長国連邦	3,009,150	0.7%
英国	63,305,880	14.7%
米国	218,071,570	50.5%
バージン諸島	1,010,424	0.2%
証券投資合計	\$ 408,518,145	94.6%

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

(B) 信用リスク

発行者の信用格付けまたは発行者の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行者への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財政状態および債務の条件の両方に依存して変化する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドが保有する可能性がある債券に由来する信用リスクに対するエクスポージャーを有する。投資対象ファンドが保有する上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済/支払いが行われる。売却した証券の引渡しは、仲介業者が支払いを受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払いは、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2020年7月31日時点における、本シリーズ・トラストが保有するすべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補完措置を一切保有していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

投資対象ファンドの証券取引における清算および預託業務は、主に保管会社が担当する。2020年7月31日時点において、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資有価証券は、フィッチ信用格付けでAプラスを得ている保管会社の下で管理されている。

以下の表は、2020年7月31日時点における投資対象ファンドの負債ポートフォリオの信用品質につき、投資対象ファンドの純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

格付け*	純資産全体に対する 割合(%)
Aaa	23.4%
Aa1	0.4%
Aa2	0.4%
Aa3	2.6%
A1	7.0%
A2	6.7%
A3	10.2%
Baa1	4.8%
Baa2	11.0%
Baa3	12.0%
Ba1	1.3%
Ba2	2.0%
Ba3	0.3%
B1	0.6%
B3	0.2%
Caa1	0.2%
NR	11.5%
	<u>94.6%</u>

* 証券が格付けされている場合、ムーディーズ/S&P/フィッチの投資家サービスにより入手した。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/もしくは信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、財政状態計算書の日付時点における契約上の満期日までの残存期間に従ってグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2020年7月31日時点	1カ月未満	1~3カ月	合計
以下に対する債務:			
買い戻された受益証券	186,376	-	186,376
投資運用会社報酬	38,709	-	38,709
販売報酬	34,791	-	34,791
専門家報酬	19,250	-	19,250
保管会社報酬	7,041	-	7,041
報酬代行会社報酬	3,190	-	3,190
登録事務代行報酬	2,750	-	2,750
投資対象ファンドへの投資による支出	844	-	844
代行協会員報酬	296	-	296
契約上のキャッシュ・アウト・フロー (受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	\$ 293,247	\$ -	\$ 293,247

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の15%以下に抑えることにより管理される。

以下の表は、2020年7月31日時点における、グロス決済を伴う本シリーズ・トラストのデリバティブ金融商品の概要を示したものである。本シリーズ・トラストの投資戦略に基づきキャッシュ・フローの時期を理解する上で、グロス決済の契約満期日は極めて重要な情報と見なされる。本表に記載した額は、割引前キャッシュ・フローである。

2020年7月31日時点	1カ月未満	1~3カ月	3カ月超	合計
グロス決済されるデリバティブ				
先渡契約				
- アウトフロー	\$ 70,701,925	\$ 34,037,272	\$ -	\$ 104,739,197
- インフロー	70,341,980	33,617,968	-	103,959,948

投資対象ファンドに投資しているため、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの目論見書に記載の条件により、受益証券保有者による買戻に伴う流動性リスクを負っている。本シリーズ・トラストは、通常の流動性需要を満たすのに十分な流動性の高い投資ポートフォリオを含むよう管理されているが、本シリーズ・トラストの受益証券の大量買戻によって、投資対象ファンドが通常の場合(すなわち、買戻に必要な現金を調達する上で望ましい時期)より早期にその投資額を清算する必要が生じうる。これらの要因により、通常より多くの流動資産が買戻要求に応じるために売却された場合、買戻される受益証券の価額、買戻対象ではない発行済受益証券の評価額、および本シリーズ・トラストの残存資産の流動性が悪影響を受ける場合がある。

2020年7月31日に終了した期間において、投資対象ファンドに関して適用された買戻手数料はない。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社チームは、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援により、すべてのポートフォリオのポジションおよび定量的なリスク指標について定期的に報告を受ける。

本シリーズ・トラストの資本は、受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する：

- ・ 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが受益証券の受益者に支払う分配額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが間接的に保有する投資有価証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社、または保管会社の役割を果たすべく選定されたその他の銀行もしくは仲介業者は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州連合、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券の支払いや引渡しにおける遅延など)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。このような問題により、投資対象ファンドおよび最終的には管理会社による本シリーズ・トラストの口座を対象にした取引の実行が困難になる可能性がある。管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。

投資対象ファンドおよび最終的には管理会社が証券の売却の決済ができない、または決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) デリバティブ

管理会社は、本シリーズ・トラストの投資に対するヘッジとして、あるいは本シリーズ・トラストのリターン向上を目的として、デリバティブ商品を使用することができる。デリバティブを使用することにより、その他の種類の金融商品と比較して、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効率的に増減することができる。デリバティブは、値動きが激しく、以下を含む大きなリスクを持つ：

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

- ・信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティ(同取引の相手方)が、本シリーズ・トラストへの金融債務を履行できなくなるリスク。
- ・レバレッジ・リスク - 特定の種類の商品または取引戦略に関連して、比較的小規模な市場の変動を理由としてある商品の価値が大きく変動してしまうリスク。レバレッジを利用した一部の投資または取引戦略では、損失が当初の投資額を大きく上回る場合がある。
- ・流動性リスク - ある時点において、一部の証券が、売主が希望する価格で、または売主がその証券の価値であるとする価格で、売却することが困難であるか、不可能となるリスク。

管理会社は、本シリーズ・トラストに対して、予想ヘッジを含むヘッジを得るために、デリバティブを使用することができる。ヘッジとは、本シリーズ・トラストが保有する資産に関連するリスクを相殺するために、管理会社がデリバティブを使用する戦略である。ヘッジは損失を抑える可能性もあるが、市場が管理会社の想定とは異なる方向に動いた場合や、デリバティブのコストがヘッジによる利益を上回った場合、利益が低下または消失したり、損失が発生したりする場合もある。

ヘッジはまた、管理会社が想定するヘッジ対象の所有証券の価値に見合わない程度にデリバティブの価値が変動するリスクを抱えており、この場合、ヘッジ対象の所有証券の値下がりによる損失が軽減できないだけでなく、損失が拡大する可能性がある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減するという保証はなく、ヘッジ取引が利用可能であるか、あるいはコスト効率的であるという保証もない。管理会社は、本シリーズ・トラストのためにヘッジを利用することを義務付けられておらず、利用しないことを選択することもできる。管理会社は、本シリーズ・トラストのリターンを向上させる目的でもデリバティブを使用することができるため、そのような投資は、管理会社がデリバティブをヘッジ目的にのみ使用する場合と比べて、上述した各種リスクに対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーを拡大することになる。リターンを向上させる目的でデリバティブを使用することは、投機的であると見なされる。

2020年7月31日時点における、相殺条項および類似の条項を条件とした、本シリーズ・トラストのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである：

デリバティブ資産	カウンターパーティ	財政状態計算書上に		
		認識された 金融資産の総額	財政状態計算書上で 相殺された総額	計上された 金融資産の純額
先渡契約	CS	\$ 205,613	\$ -	\$ 205,613
		\$ 205,613	\$ -	\$ 205,613

財政状態計算書上で相殺されていない関連金額

デリバティブ資産	カウンターパーティ	財政状態計算書上に 計上された金融資産 の純額			
		金融商品	受領した現金担保	純額	
先渡契約	CS	\$ 205,613	\$ (205,613)	\$ -	\$ -
		\$ 205,613	\$ (205,613)	\$ -	\$ -

デリバティブ負債	カウンターパーティ	財政状態計算書上に		
		認識された 金融負債の総額	財政状態計算書上で 相殺された総額	計上された 金融負債の純額
先渡契約	CS	\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)
		\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)

財政状態計算書上で相殺されていない関連金額

デリバティブ負債	カウンターパーティ	財政状態計算書上に 計上された 金融負債の純額			
		金融商品	提供した現金担保	純額	
先渡契約	CS	\$ (984,862)	\$ 205,613	\$ -	\$ (779,249)
		\$ (984,862)	\$ 205,613	\$ -	\$ (779,249)

カウンターパーティ用語：

CS - クレディ・スイス・インターナショナル

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

(E) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めることを目的として、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2020年7月31日に終了した期間において、担保を一切提供していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

(F) 投資対象ファンドの持分の不存在

本受益証券のリターンは、とりわけ、投資対象ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益者に対して投資対象ファンドの直接持分を与えるものではない。

(G) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

(H) その他のリスク

本財務諸表の報告期間に、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の流行について世界的な感染拡大を宣言した。状況は絶えず変化しており、世界中の様々な都市や国がいろいろな方法で感染拡大に対処している。急速な展開や流動的な状況によって、最終的な影響の予測は困難になっている。このような状況から、経済情勢や市況が引き続き悪影響を受け、グローバルな景気後退が引き起こされる可能性がある。

運営者と受託会社は、新型コロナウイルス感染症に関連する動向を監視し、既存の事業継続計画、世界の保健機関や関連政府からのガイダンス、および感染拡大に対処する上での一般的なベストプラクティスに基づき、業務上の対応方針を調整している。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」を適用し、金融資産および金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、他のバリュエーション技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーション技法としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能な限り少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーション方法および技法に基づく、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーション技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものではない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を反映するよう修正される場合がある。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に関する活発な市場における公表価格(無調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- ・ レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的あるいは間接的に観察可能なものを指す。
- ・ レベル3のインプットとは、資産または負債に関する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定の全体を分類する際に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重要な複数のインプットのうち最も低いレベルのインプットをベースとして決定される。そのため、個々のインプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要因を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2020年7月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

	(無調整)同一商品の 活発な市場における 公表価格(レベル1)	重要度の高い その他の観察可能な インプット (レベル2)	重要度の高い 観察不可能な インプット (レベル3)	2020年7月31日 現在の公正価値
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産				
投資対象ファンドへの投資				
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー クラスC(米ドルクラス)	\$ -	\$ 34,146,093	\$ -	\$ 34,146,093
先渡契約への投資	-	205,613	-	205,613
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産				
	\$ -	\$ 34,351,706	\$ -	\$ 34,351,706
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債				
先渡契約への投資	\$ -	\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債				
	\$ -	\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)

2020年7月31日を期末とする期間において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の振替は生じなかった。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されていない(または移転に制限がある)ポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて非流動性や非移転性を反映して調整する場合がある。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- () 2020年7月31日時点において、現金および現金同等物、ならびにその他すべての金融資産および金融負債(前払報酬、発行済受益証券および売却済有価証券に対する未収金、投資対象ファンドの投資有価証券の購入に係る未払金、投資運用会社報酬、販売報酬、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、代行協会員報酬を含む)は短期の金融資産および金融負債と見なされ、短期の性質を持つことから、かかる資産または負債の帳簿価額はほぼ公正価値に等しい。バリュエーション技法の詳細については、注記2を参照のこと。

5.4 非連結のストラクチャード・エンティティへの投資

2020年7月31日現在、投資対象ファンドの純資産価値は、431,729,545ドルであった。2020年7月31日現在、投資対象ファンドの投資総額は431,148,133ドルで、その内訳は、債券(政府系機関債券、資産担保証券、社債、不動産担保証券、地方債、ソブリン債、米国政府関係機関債、米国債)が408,518,145ドル、短期金融商品(譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、米国短期国債、短期国債、レポ取引、定期預金)が33,489,616ドル、先物契約が587,258ドル、先渡契約が2,254,726ドル、リバース・レポ取引が(12,495,008)ドル、スワップ契約が(1,187,522)ドル、クレジット・デフォルト・スワップションが(1,269)ドル、売建オプション契約が(17,813)ドルであった。非連結のストラクチャード・エンティティへの投資評価額は、本シリーズ・トラストが、投資先ファンドの流動性または解約の制限およびコストに応じて、投資を現金化または償還することになった場合に受け取りを見込んでいる金額を表すものである。

投資対象ファンドは、本シリーズ・トラストを含む投資家が提供する株主資本から資金調達している。2020年7月31日に終了した期間において、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドに対し、その他いかなる金融支援も行っており、この事業体に対して金融支援やその他の支援を行う意志もない。

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドの保有に付随する権利は、他の投資家の権利と類似のものである。投資対象ファンドへの申込(購入)は目論見書で定められた権利の規定による。本シリーズ・トラストは、それぞれのファンド契約の規定に従い、定期的に投資を現金化または償還することができる。投資対象ファンドの投資目的については、注記1を参照のこと。

6. デリバティブ金融商品

先渡契約

投資対象ファンドの投資運用会社は、通常の状態においては、可能な限り純資産価値の米ドルエクスポージャーのおよそ100%(未実現為替差損益を除く)と同等の金額で先渡契約を購入することにより、投資対象ファンドの先渡契約を締結する。

通貨管理事務会社は、トルコリラベースでの安定性の確保を目的として、トリコリラクラスの口座において受託会社(本シリーズ・トラストの受託会社としての権限のみに基づく)との間で先物為替予約を締結する。先物為替予約に従い、受託会社は(本シリーズ・トラストの受託会社としての権限のみに基づき)、それぞれの先渡基準(通常1カ月)ごとに、可能な限り純資産価値のおよそ100%(未実現為替差損益を除く)と同等の金額で、米ドル売り、トルコリラ買いを実施する。先物為替予約は、満期日に、差金決済ではなく受渡決済によって実行される。先物為替予約は、通貨管理事務会社により管理される。

2020年7月31時点で未決済の先渡契約(純資産の(0.0)%)

決済日	カウンターパーティ	通貨	購入額	通貨	売却額	未実現評価純益 /(損)
2020年8月7日	CS	TRY	245,795,107	USD	(35,633,741)	\$ (565,558)
2020年8月7日	CS	USD	35,273,796	TRY	(245,795,107)	205,613
2020年9月10日	CS	TRY	241,472,316	USD	(34,037,272)	(419,304)
						\$ (779,249)

カウンターパーティ用語:

CS - クレディ・スイス・インターナショナル

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

7. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純損失

	2020年7月31日終了 事業年度	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る 純損失は、以下により構成される：		
債券への投資に係る実現純益	\$	(2,389,313)
先渡契約への投資に係る実現純損		69,515
		(2,458,828)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る 実現純損合計	\$	(2,389,313)
債券への投資に係る未実現評価純益の変動	\$	617,385
先渡契約への投資に係る未実現評価損の変動		(779,249)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る 未実現評価損の純変動合計	\$	(161,864)

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行費用

管理事務代行会社は、純資産総額の5億米ドル以下に対して0.06%、5億米ドル超10億米ドル以下に対して0.05%、10億米ドル超に対して0.04%を年当たりの報酬として受け取るが、最低月額報酬は3,750米ドルとする。2020年7月31日に終了した期間において管理事務代行会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、純資産価値の0.025%を年当たりの報酬として受け取る。2020年7月31日に終了した期間において保管会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 販売報酬

販売会社は、トルコリラクラスに帰属する純資産価値の0.60%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで支払われる。販売報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年7月31日に終了した期間において販売会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での販売会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、純資産価値の0.35%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は四半期ごとに後払いで支払われる。2020年7月31日に終了した期間において投資運用会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での投資運用会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、年当たりの報酬として純資産価値の0.01%、および1取引当たりの報酬として10ドルを本シリーズ・トラストの資産から受け取るものとする。2020年7月31日に終了した期間において登録事務代行会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(F) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査報酬が含まれる。2020年7月31日に終了した期間に支払われた報酬、および2020年7月31日時点における未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、代行協会、およびデリバティブ・カウンターパーティは、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が運営費用報酬から前払いで支払われるものとする。2020年7月31日に終了した期間において受託会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での受託会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、報酬代行会社報酬の一部として、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産価値の0.12%を年当たりの報酬(以下、「運営費用報酬」という)として受け取るものとする。運営費用報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年7月31日に終了した期間において報酬代行会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、ならびに報酬代行会社による合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するものと判断された経費および費用(以下、「通常経費」という)の支払いに責任を負う。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査経費、本シリーズ・トラストまたは本トラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、目論見書および目論見書補遺32ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入および処分に関する税金、法定費用または補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、ならびに通常は発生しないその他の臨時経費および諸費用の支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、Actual/365の日数計算ベースで毎日累積し、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する最初の期間に限り、初回の期間終了日の翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。2020年7月31日に終了した期間において管理会社が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での管理会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、報酬代行会社報酬の一部として包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 代行協会報酬

代行協会は、トルコリラクラスに帰属する純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期ごとに後払いで支払われる。代行協会報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年7月31日に終了した期間において代行協会が獲得した報酬、および2020年7月31日時点での代行協会に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) デリバティブ・カウンターパーティ

本シリーズ・トラストは、管理会社の関連当事者であるクレディ・スイス・インターナショナルとの間で先渡契約を行うことが許可されている。2020年7月31日に終了した期間に、クレディ・スイス・インターナショナルとの先渡契約において、2,457,984ドルの実現純損、および779,249ドルの未実現評価損の変動を計上した。これらは、包括利益計算書に記載されている。

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

財務諸表に対する注記(続き)

2019年7月29日(運用開始日)~2020年7月31日

(米ドルで表示)

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価値の最大10%までを借り入れることが可能である。2020年7月31日に終了した期間において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

10. 後発事象

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は2020年8月1日以降も続いており、金融市場に悪影響を与えているのは明白である。急速な展開や流動的な状況によって、最終的な影響の予測は困難になっている。

このような状況から、経済情勢や市況が引き続き悪影響を受け、グローバルな景気後退が引き起こされる可能性がある。管理会社および受託会社は、このような後発事象によって2020年7月31日付の財務諸表が財務的な影響を受けることはないと考えている。

運営者と受託会社は、新型コロナウイルス感染症に関連する動向を監視し、既存の事業継続計画、世界の保健機関や関連政府からのガイダンス、および感染拡大に対処する上での一般的なベストプラクティスに基づき、業務上の対応方針を調整している。

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2020年11月30日までのすべての後発取引および事象を評価した。2020年2月1日から2020年11月30日までの期間において、3,814,044ドルの申込を受け、5,520,468ドルの買戻を実行した。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

<参考情報>

以下は、ピムコ・バーミューダ・トラスト - ピムコ ショート・ターム ストラテジーの財務書類を抜粋し翻訳したものである。原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書においては、関係するシリーズ・トラストであるピムコ ショート・ターム ストラテジーに関連する部分のみを記載している。また、ピムコ ショート・ターム ストラテジーには複数のクラスが存在するが、本書にはクラスC(米ドル)クラスに関連する部分を抜粋して記載している。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
資 産・負 債 計 算 書
2020年5月31日現在
(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	(千米ドル)	(百万円)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	463,931	48,198
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	565	59
店頭取引金融デリバティブ商品	1,289	134
現金	1	0
相手方への預託金	4,670	485
外国通貨、時価	26	3
未収投資有価証券売却金	1,603	167
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	25,176	2,616
未収ファンド受益証券売却金	2,958	307
未収利息および/または未収分配金	1,479	154
	501,698	52,121
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約にかかる未払金	35,587	3,697
売却/買戻し取引にかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	697	72
店頭取引金融デリバティブ商品	2,284	237
未払投資有価証券購入金	3,948	410
TBA投資有価証券購入未払金	25,097	2,607
相手方からの預託金	1,020	106
未払ファンド受益証券買戻金	2,653	276
未払分配金	0	0
未払管理報酬	93	10
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務代行報酬	0	0
未払代行協会員報酬	21	2
未払販売報酬	99	10
未払税金	0	0
	71,499	7,428
純 資 産	430,199	44,693

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	467,651	48,584
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	24	2
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム、純額	(16)	(2)
 *レボ契約を含む：	 5,000	 519
 純 資 産：		
米ドル(C)クラス	32,539	3,380
 発行済受益証券口数：		
米ドル(C)クラス	320 千口	
 発行済受益証券1口当たり純資産価格および買戻価格：		
米ドル(C)クラス (機能通貨による)	101.67 米ドル	10,562 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

運用計算書

2020年5月31日終了年度

(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息	13,093	1,360
その他の収益	0	0
収益合計	13,093	1,360
費用：		
投資顧問報酬	該当なし	
管理報酬 - 豪ドルクラス(ヘッジあり)	178	18
管理報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	246	26
管理報酬 - 米ドルクラス	614	64
管理事務代行報酬	該当なし	
販売報酬	0	0
販売報酬 - 豪ドルクラス(ヘッジあり)	225	23
販売報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	225	23
販売報酬 - 米ドルクラス	765	79
代行協会員報酬	0	0
代行協会員報酬 - 豪ドルクラス(ヘッジあり)	41	4
代行協会員報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	56	6
代行協会員報酬 - 米ドルクラス	140	15
支払利息	1,945	202
その他の費用	108	11
費用合計	4,543	472
純投資利益	8,550	888
実現純利益(損失)：		
投資有価証券(外国税控除後)*	5,078	528
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(7,728)	(803)
店頭取引金融デリバティブ商品	4,208	437
外国通貨	(356)	(37)
実現純利益	1,202	125
未実現利益(損失)純変動額：		
投資有価証券(外国税控除後)	(5,170)	(537)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	2,697	280
店頭取引金融デリバティブ商品	(7,038)	(731)
外国通貨建て資産および負債	14	1
未実現利益(損失)純変動額	(9,497)	(987)
純利益(損失)	(8,295)	(862)
運用の結果による純資産の純増加(減少)額	255	26
* 外国源泉徴収税	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
純資産変動計算書
2020年5月31日終了年度
(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資利益	8,550	888
実現純利益	1,202	125
未実現利益(損失)純変動額	(9,497)	(987)
運用の結果による純増加(減少)額	<u>255</u>	<u>26</u>
受益者への分配金：		
分配金	該当なし	
分配金合計	<u>0</u>	<u>0</u>
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額 [*]	<u>44,274</u>	<u>4,600</u>
純資産の増加(減少)額合計	<u>44,529</u>	<u>4,626</u>
純資産：		
期首残高	<u>385,670</u>	<u>40,067</u>
期末残高	<u>430,199</u>	<u>44,693</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

キャッシュ・フロー計算書

2020年5月31日終了年度

(単位:千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
営業活動からのキャッシュ・フロー:		
運用の結果による純資産の純増加額	255	26
運用の結果による純資産の純増加(減少)額を 営業活動から得たキャッシュ純額に一致させる調整:		
長期有価証券の購入	(851,077)	(88,418)
長期有価証券の売却による手取金	871,206	90,510
空売りにかかる支払	(19,507)	(2,027)
空売りによる手取金	19,502	2,026
短期投資有価証券の(購入)、純額	(19,178)	(1,992)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品の(購入)、純額	(5,072)	(527)
店頭取引金融デリバティブ商品の売却、純額	4,188	435
相手方への預託金の(増加)減少	(547)	(57)
未収投資有価証券売却金の減少	583	61
TBA投資有価証券売却未収金の(増加)	(194)	(20)
未収利息および/または未収分配金の減少	751	78
未払投資有価証券購入金の(減少)	(3,569)	(371)
繰延受渡による投資有価証券購入未払金の(減少)	(4,042)	(420)
TBA投資有価証券購入未払金の増加(減少)	(2,091)	(217)
未払利息の(減少)	(48)	(5)
相手方からの預託金の(減少)	(3,620)	(376)
未払管理報酬の増加	30	3
未払投資顧問報酬の増加	0	0
未払管理事務代行報酬の増加	0	0
未払代行協会員報酬の増加	7	1
未払販売報酬の増加(減少)	26	3
未払設立費用の払戻しの(減少)	(69)	(7)
未払税金の(減少)	0	0
その他の負債の(減少)	(84)	(9)
投資有価証券にかかる実現純(利益)	(5,078)	(528)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品にかかる実現純損失	7,728	803
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる実現純(利益)	(4,208)	(437)
投資有価証券にかかる未実現(利益)損失の純変動	5,170	537
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品にかかる 未実現(利益)の純変動	(2,697)	(280)
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる 未実現損失の純変動	7,038	731
保証金(利益)損失	363	38
投資有価証券にかかる純減価(増価)	219	23
営業活動から得た(に使用された)キャッシュ純額	(4,015)	(417)
財務活動からのキャッシュ・フロー:		
受益証券売却による手取金	234,894	24,403
受益証券買戻しにかかる支払	(188,814)	(19,616)
逆レポ契約による手取金	3,209,370	333,421
逆レポ契約にかかる支払	(3,225,419)	(335,089)

売却/買戻し取引による手取金	4,547,788	472,470
売却/買戻し取引にかかる支払	(4,573,808)	(475,173)
財務活動から得た(に使用された)キャッシュ純額	<u>4,011</u>	<u>417</u>
現金および外国通貨の純(減少)額:	<u>(4)</u>	<u>(0)</u>
現金および外国通貨:		
期首現在	<u>31</u>	<u>3</u>
期末現在	<u>27</u>	<u>3</u>
キャッシュ・フロー情報についての補足開示:		
当期支払利息	<u>1,993</u>	<u>207</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

資産合計に関連する未決済平均借入額合計に基づき、ファンドが当期中に重要な借入額を有していた場合、またはファンドのほぼすべての投資有価証券が公正価値の階層のレベル1または2に分類されなかった場合に、キャッシュ・フロー計算書が作成される。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

経理のハイライト

2020年5月31日終了年度

	米ドル(C)クラス ⁽¹⁾	
	(米ドル)	(円)
1口当たり特別情報： [^]		
期首純資産価格	100.00	10,389
純投資利益	(a) 1.33	138
実現/未実現純(損失)	0.34	35
投資運用からの増加(減少)合計	1.67	173
期末1口当たり純資産価格	101.67	10,562
トータル・リターン(機能通貨による)	(b) 1.67 %	
期末純資産総額(千米ドル)	32,539 千米ドル	3,380 百万円
費用の対平均純資産比率 [*]	0.53 %	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率 [*]	0.04 %	
純投資利益の対平均純資産比率 [*]	1.57 %	

[^] ゼロ残高は、0.01%未満または機能通貨における1ペニー未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 年率換算済み(設立費用(もしあれば)を除く。)

(1) 期間は2019年7月29日(開始日)から2020年5月31日までである。

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額(もしあれば)およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 107.9%		
社債 62.8%		
銀行業およびファイナンス 31.1%		
ABN AMRO Bank NV		
0.939% due 08/27/2021	\$ 200	\$ 200
AerCap Ireland Capital DAC		
4.450% due 12/16/2021	900	855
4.500% due 05/15/2021	1,700	1,657
4.625% due 10/30/2020	400	398
AIA Group Ltd.		
1.636% due 09/20/2021	1,700	1,678
Air Lease Corp.		
2.500% due 03/01/2021	300	292
2.750% due 01/15/2023	500	461
3.500% due 01/15/2022	700	670
Aircastle Ltd.		
5.125% due 03/15/2021	1,700	1,667
Allstate Corp.		
2.005% due 03/29/2023	300	297
Ally Financial, Inc.		
4.250% due 04/15/2021	100	101
7.500% due 09/15/2020	600	607
American Tower Corp.		
3.375% due 05/15/2024	400	432
Aozora Bank Ltd.		
3.810% due 09/07/2021	700	721
Athene Global Funding		
2.667% due 07/01/2022	3,650	3,577
Avolon Holdings Funding Ltd.		
2.875% due 02/15/2025	600	460
5.500% due 01/15/2023	300	265
Banco Santander Chile		
1.571% due 11/28/2021	800	786
Bank of America Corp.		
2.083% due 10/01/2021	700	701
2.104% due 03/05/2024	1,500	1,479
Barclays Bank PLC		
1.771% due 01/11/2021	300	300
Barclays PLC		
2.558% due 08/10/2021	1,420	1,434
2.936% due 01/10/2023	2,500	2,477
BOC Aviation Ltd.		
1.606% due 05/02/2021	1,200	1,184
2.375% due 09/15/2021	1,700	1,700
2.750% due 09/18/2022	200	200
Boston Properties LP		
4.125% due 05/15/2021	500	510
Brimor Operating Partnership LP		
1.737% due 02/01/2022	1,000	972
Citibank N.A.		
0.977% due 05/20/2022	400	398
Citigroup, Inc.		
1.373% due 06/01/2024	300	295
1.486% due 05/17/2024	2,100	2,079
1.780% due 09/01/2023	1,300	1,309
1.970% due 07/24/2023	1,500	1,489
Cooperatieve Rabobank UA		
1.791% due 01/10/2023	2,000	1,991
Credit Suisse Group AG		
2.024% due 06/12/2024	1,000	984
Credit Suisse Group Funding Guernsey Ltd.		
3.450% due 04/16/2021	500	512

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Danske Bank A/S		
1.844% due 09/12/2023	\$ 500	\$ 483
2.800% due 03/10/2021	900	911
3.001% due 09/20/2022	600	606
DBS Group Holdings Ltd.		
1.611% due 07/25/2022	1,500	1,490
DNB Bank ASA		
0.964% due 12/02/2022	800	797
First Abu Dhabi Bank PJSC		
2.126% due 04/16/2022	3,000	2,991
Goldman Sachs Group, Inc.		
1.562% due 11/15/2021	1,300	1,303
2.020% due 07/24/2023	400	397
2.101% due 04/26/2022	700	701
2.351% due 04/23/2021	500	503
Goodman U.S. Finance Two LLC		
6.000% due 03/22/2022	500	531
Hitachi Capital UK PLC		
1.067% due 11/20/2020	2,600	2,607
HSBC Holdings PLC		
1.386% due 05/18/2024 (f)	5,500	5,435
1.434% due 09/11/2021	2,000	2,001
ICICI Bank Ltd.		
3.125% due 08/12/2020	1,000	1,002
ING Groep NV		
2.451% due 10/02/2023	300	295
2.525% due 03/29/2022	700	700
International Lease Finance Corp.		
8.625% due 01/15/2022	1,100	1,128
Jackson National Life Global Funding		
1.997% due 06/27/2022	500	494
JPMorgan Chase & Co.		
1.933% due 07/23/2024	200	197
2.250% due 10/24/2023	3,900	3,911
KEB Hana Bank		
2.151% due 10/02/2022	1,200	1,195
LeasePlan Corp. NV		
2.875% due 10/24/2024	400	402
Lloyds Banking Group PLC		
1.995% due 06/21/2021	2,700	2,697
2.907% due 11/07/2023	300	309
Mirae Asset Daewoo Co. Ltd.		
4.125% due 11/07/2021	400	412
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.		
1.084% due 03/02/2023	1,900	1,865
1.278% due 02/22/2022	500	497
1.781% due 07/25/2022	3,750	3,725
1.833% due 09/13/2021	762	763
Mitsubishi UFJ Lease & Finance Co. Ltd.		
2.652% due 09/19/2022	1,500	1,538
2.750% due 10/21/2020	700	704
Mizuho Financial Group, Inc.		
0.990% due 05/25/2024	3,700	3,569
1.311% due 02/28/2022	2,400	2,392
1.623% due 09/13/2023	1,300	1,276
1.648% due 09/11/2022	1,200	1,190
Morgan Stanley		
0.751% due 01/20/2023	2,300	2,256
1.668% due 05/08/2024	1,800	1,792
2.420% due 10/24/2023	100	100

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Nationwide Building Society		
2.000% due 01/27/2023	\$ 500	\$ 511
3.622% due 04/26/2023	300	309
NatWest Markets PLC		
2.775% due 09/29/2022	1,600	1,593
Navient Corp.		
5.000% due 10/26/2020	300	296
Nomura Holdings, Inc.		
2.648% due 01/16/2025	800	826
Nordea Bank Abp		
1.303% due 08/30/2023	1,000	980
ORIX Corp.		
2.650% due 04/13/2021	3,450	3,471
2.900% due 07/18/2022	650	673
3.200% due 01/19/2022	200	203
Park Aerospace Holdings Ltd.		
3.625% due 03/15/2021	400	368
5.250% due 08/15/2022	1,300	1,148
Piper Sandler Cos.		
4.740% due 10/15/2021	200	195
5.200% due 10/15/2023	600	584
Qatari Diar Finance QSC		
5.000% due 07/21/2020	1,300	1,308
QNB Finance Ltd.		
1.281% due 02/12/2022	4,100	4,069
1.556% due 05/02/2022	1,200	1,184
1.713% due 05/31/2021	400	401
Royal Bank of Scotland Group PLC		
1.862% due 05/15/2023	3,150	3,106
2.766% due 06/25/2024	800	783
Santander Holdings USA, Inc.		
4.450% due 12/03/2021	900	939
Santander UK Group Holdings PLC		
3.373% due 01/05/2024	1,100	1,142
Santander UK PLC		
0.970% due 06/01/2021	900	902
1.052% due 11/15/2021	400	399
2.100% due 01/13/2023	400	411
SBA Tower Trust		
2.877% due 07/09/2021	700	704
Scentre Group Trust 1		
2.375% due 04/28/2021	655	658
Sinochem Overseas Capital Co. Ltd.		
4.500% due 11/12/2020	800	813
Skandinaviska Enskilda Banken AB		
1.429% due 12/12/2022	400	400
SL Green Operating Partnership LP		
1.366% due 08/16/2021	500	485
Springleaf Finance Corp.		
7.750% due 10/01/2021	300	308
8.250% due 12/15/2020	460	467
Standard Chartered PLC		
2.096% due 09/10/2022	2,200	2,189
3.785% due 05/21/2025	200	209
Starwood Property Trust, Inc.		
3.625% due 02/01/2021	400	393
State Bank of India		
4.000% due 01/24/2022	400	410
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.		
1.875% due 10/18/2022	400	397
2.091% due 07/12/2022	1,300	1,289
2.421% due 07/14/2021	400	402

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Swedbank AB		
1.441% due 03/14/2022	\$ 500	\$ 499
Synchrony Bank		
3.650% due 05/24/2021	2,000	2,025
UBS Group AG		
1.342% due 08/15/2023	500	498
1.578% due 05/23/2023	1,565	1,570
WEA Finance LLC		
3.250% due 10/05/2020	500	501
Wells Fargo & Co.		
1.990% due 10/31/2023	1,400	1,401
2.625% due 07/22/2022	500	516
Wells Fargo Bank N.A.		
0.989% due 05/27/2022	1,500	1,492
		133,730
産業 26.1%		
AbbVie, Inc.		
0.724% due 05/21/2021	1,000	998
0.841% due 11/19/2021	300	298
1.024% due 11/21/2022	1,000	992
2.150% due 11/19/2021	1,400	1,426
3.375% due 11/14/2021	500	520
Altria Group, Inc.		
3.490% due 02/14/2022	500	521
American Honda Finance Corp.		
1.118% due 06/11/2021	1,400	1,393
1.609% due 09/09/2021	500	498
Arrow Electronics, Inc.		
3.500% due 04/01/2022	600	616
Aviation Capital Group LLC		
1.300% due 06/01/2021	400	368
1.430% due 07/30/2021	1,400	1,298
2.875% due 01/20/2022	1,200	1,009
6.750% due 04/06/2021	200	186
7.125% due 10/15/2020	606	584
BAT Capital Corp.		
1.272% due 08/15/2022 (f)	4,800	4,701
Bayer U.S. Finance II LLC		
1.751% due 12/15/2023	1,100	1,072
1.846% due 06/25/2021	400	398
3.500% due 06/25/2021	400	409
BMW Finance NV		
1.225% due 08/12/2022	1,500	1,451
BMW U.S. Capital LLC		
0.934% due 08/13/2021	2,475	2,445
Broadcom Corp.		
2.200% due 01/15/2021	1,500	1,508
Broadcom, Inc.		
3.125% due 04/15/2021	3,000	3,023
Caterpillar Financial Services Corp.		
0.776% due 05/17/2021	900	901
Central Nippon Expressway Co. Ltd.		
0.852% due 02/15/2022	7,000	6,939
2.113% due 04/23/2021	300	303
2.241% due 02/16/2021	200	201
2.273% due 03/03/2022	300	299
2.293% due 04/23/2021	1,000	1,007
2.567% due 11/02/2021	1,000	1,022

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Charter Communications Operating LLC		
2.337% due 02/01/2024	\$ 3,700	\$ 3,668
3.579% due 07/23/2020	1,100	1,100
4.464% due 07/23/2022	1,000	1,065
Cigna Corp.		
1.493% due 09/17/2021	1,000	995
2.109% due 07/15/2023	2,800	2,766
CNH Industrial Capital LLC		
4.875% due 04/01/2021	900	913
Conagra Brands, Inc.		
3.800% due 10/22/2021	500	520
Constellation Brands, Inc.		
1.092% due 11/15/2021	500	497
D&E Funding LLC		
4.000% due 08/01/2020	400	398
Daimler Finance North America LLC		
0.808% due 02/22/2021	500	493
1.211% due 11/05/2021	3,700	3,595
1.238% due 02/22/2022	671	650
1.292% due 02/15/2022	1,000	965
Danone S.A.		
2.077% due 11/02/2021	500	507
Dell International LLC		
4.420% due 06/15/2021 (f)	4,300	4,381
DR Horton, Inc.		
4.375% due 09/15/2022	500	525
EMC Corp.		
2.650% due 06/01/2020	148	148
Equifax, Inc.		
1.262% due 08/15/2021	1,000	988
2.300% due 06/01/2021	400	404
Ford Motor Credit Co. LLC		
3.937% due 01/07/2021	4,400	4,292
Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc.		
4.125% due 10/15/2020	700	701
GATX Corp.		
1.261% due 11/05/2021	1,000	979
General Mills, Inc.		
6.610% due 10/15/2020	500	511
General Motors Co.		
1.274% due 08/07/2020	400	398
General Motors Financial Co., Inc.		
1.601% due 11/06/2021	2,900	2,772
2.170% due 04/09/2021	1,100	1,071
3.700% due 11/24/2020	1,000	1,005
Harley-Davidson Financial Services, Inc.		
2.400% due 06/15/2020	500	500
Hewlett Packard Enterprise Co.		
2.093% due 10/05/2021	600	593
Hyundai Capital America		
1.604% due 03/12/2021	1,150	1,131
1.689% due 09/18/2020	600	598
2.292% due 07/08/2021	472	460
2.375% due 02/10/2023	300	297
2.750% due 09/18/2020	400	400
3.450% due 03/12/2021	500	503
Hyundai Capital Services, Inc.		
2.625% due 09/29/2020	700	699
Imperial Brands Finance PLC		
2.950% due 07/21/2020	1,600	1,602
3.125% due 07/26/2024	1,300	1,318
3.750% due 07/21/2022	1,300	1,333

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
John Deere Capital Corp.		
1.479% due 09/08/2022	\$ 900	\$ 898
Kraft Heinz Foods Co.		
1.268% due 08/10/2022	1,100	1,079
3.375% due 06/15/2021	200	203
Las Vegas Sands Corp.		
2.900% due 06/25/2025	200	189
3.500% due 08/18/2026	200	192
Marriott International, Inc.		
1.649% due 03/08/2021	300	292
Masco Corp.		
3.500% due 04/01/2021	200	203
Mylan NV		
3.150% due 06/15/2021	900	917
3.750% due 12/15/2020	68	69
Nissan Motor Acceptance Corp.		
1.701% due 07/13/2020	500	498
1.825% due 09/21/2021	1,700	1,578
1.961% due 07/13/2022	1,500	1,327
2.065% due 09/28/2022	1,000	869
NTT Finance Corp.		
1.900% due 07/21/2021	1,000	1,009
NXP BV		
3.875% due 09/01/2022	300	315
4.125% due 06/01/2021	400	412
4.625% due 06/15/2022	200	211
Occidental Petroleum Corp.		
1.842% due 08/15/2022	4,900	4,289
Pacific National Finance Pty Ltd.		
4.625% due 09/23/2020	2,201	2,217
Penske Truck Leasing Co. LP		
3.300% due 04/01/2021	400	405
3.650% due 07/29/2021	200	203
Pentair Finance Sarl		
3.625% due 09/15/2020	600	601
Reckitt Benckiser Treasury Services PLC		
1.764% due 06/24/2022	650	641
Shire Acquisitions Investments Ireland DAC		
2.400% due 09/23/2021	1,000	1,020
SMBC Aviation Capital Finance DAC		
3.000% due 07/15/2022	200	199
3.550% due 04/15/2024	1,450	1,453
Spectra Energy Partners LP		
2.014% due 06/05/2020	321	321
Spirit AeroSystems, Inc.		
1.541% due 06/15/2021	1,000	903
Volkswagen Group of America Finance LLC		
2.064% due 09/24/2021	3,900	3,845
3.875% due 11/13/2020	1,000	1,012
Vulcan Materials Co.		
1.000% due 03/01/2021	505	500
Westinghouse Air Brake Technologies Corp.		
2.041% due 09/15/2021	900	856
Woolworths Group Ltd.		
4.000% due 09/22/2020	400	403
Zimmer Biomet Holdings, Inc.		
1.802% due 03/19/2021	700	694
Zoetis, Inc.		
0.817% due 08/20/2021	400	400
		112,350

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
公益事業 6.6%		
AT&T, Inc.		
1.314% due 02/15/2023	\$ 600	\$ 590
1.964% due 06/12/2024	3,300	3,233
2.169% due 07/15/2021	1,700	1,710
Centrica PLC		
2.216% due 09/25/2020	400	400
Duke Energy Corp.		
0.924% due 05/14/2021	1,600	1,598
Enbridge, Inc.		
0.881% due 02/18/2022	3,300	3,246
1.441% due 06/15/2020	800	800
Israel Electric Corp. Ltd.		
6.875% due 06/21/2023	400	452
Sabine Pass Liquefaction LLC		
5.625% due 02/01/2021	4,100	4,182
Sempra Energy		
1.719% due 01/15/2021	750	747
Sinopec Group Overseas Development 2016 Ltd.		
2.750% due 05/03/2021	200	202
Southern Power Co.		
1.666% due 12/20/2020	2,500	2,496
Sprint Communications, Inc.		
6.000% due 11/15/2022	400	426
Sprint Corp.		
7.125% due 06/15/2024	100	114
Verizon Communications, Inc.		
1.492% due 05/15/2025	2,100	2,098
1.741% due 03/16/2022	1,600	1,604
		23,898
社債合計		269,978
(取得原価\$272,876)		
地方債 0.2%		
Dauphin, Pennsylvania, Pennsylvania Higher Education Assistance Agency Revenue Bonds, Series 2006		
1.121% due 10/25/2036	300	283
Sacramento, California, General Obligation Bonds, Series 2017		
1.110% due 04/01/2047	200	200
Salt Lake, Utah, Utah State Board of Regents Revenue Bonds, Series 2017		
0.918% due 01/25/2057	157	153
		636
地方債合計		636
(取得原価\$653)		
米国政府機関債 3.1%		
Fannie Mae		
0.968% due 03/25/2038	139	141
1.318% due 04/25/2023	3	3
Freddie Mac		
1.335% due 03/15/2037 (f)	973	970
1.335% due 10/15/2037	1,358	1,340
1.335% due 08/15/2042 (f)	696	701
1.385% due 01/15/2040 (f)	660	662
2.500% due 06/25/2034 (f)	1,283	1,298
2.500% due 10/25/2048 (f)	3,484	3,547
Ginnie Mae		
1.496% due 03/20/2061	80	80
1.716% due 08/20/2066	110	111

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
1.816% due 05/20/2066	\$ 159	\$ 160
1.866% due 07/20/2066	83	83
1.866% due 11/20/2066	180	181
2.500% due 01/20/2049 (f)	1,071	1,097
2.500% due 10/20/2049 (f)	1,954	2,002
2.675% due 11/20/2067 (f)	960	981
米国政府機関債合計		13,357
(取得原価\$13,355)		
米国財務省証券 5.6%		
Treasury Inflation Protected Securities (b)		
0.375% due 07/15/2025	7,075	7,414
0.750% due 07/15/2028 (f)	15,219	16,835
米国財務省証券合計		24,249
(取得原価\$22,466)		
モーゲージ・バック証券 14.7%		
ACE Securities Corporation Home Equity Loan Trust		
0.948% due 04/25/2034	343	325
AREIT Trust		
1.164% due 11/14/2035	486	464
1.204% due 09/14/2036	500	477
2.883% due 04/14/2037	1,100	1,103
Atrium Hotel Portfolio Trust		
1.134% due 06/15/2035	700	637
BAML Commercial Mortgage Securities Trust		
1.234% due 04/15/2036	400	376
1.384% due 03/15/2034	400	365
Bancorp Commercial Mortgage Trust		
1.084% due 09/15/2035	463	442
1.234% due 09/15/2036	491	473
Bayview Opportunity Master Fund IVa Trust		
3.967% due 03/28/2034	21	21
Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust		
4.016% due 04/25/2033	9	9
4.131% due 08/25/2033	24	23
Bear Stearns Asset-Backed Securities I Trust		
0.723% due 09/25/2034	597	568
Bear Stearns Second Lien Trust		
1.518% due 01/25/2036	581	570
Brass No. 8 PLC		
1.086% due 11/16/2066	345	345
Canterbury Finance No. 1 PLC		
1.643% due 05/16/2056	GBP 1,000	1,188
Citigroup Mortgage Loan Trust		
3.228% due 09/25/2059	\$ 187	185
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
0.448% due 11/25/2036	688	678
Commercial Mortgage Trust		
0.828% due 03/10/2046	32	32
Countrywide Asset-Backed Certificates		
0.458% due 08/25/2036	240	235
Credit Suisse Mortgage Capital Certificates		
3.543% due 08/26/2058	370	375
Credit Suisse Mortgage Capital Trust		
0.934% due 07/15/2032	300	281
3.106% due 10/27/2059	683	695
3.322% due 10/25/2058	189	188
CS First Boston Mortgage-Backed Trust		
0.908% due 10/25/2034	11	11

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
European Loan Conduit No.36 DAC				
1.000% due 02/17/2030	EUR	999	\$	1,074
Finance America Mortgage Loan Trust				
0.993% due 08/25/2034	\$	177		171
Finsbury Square PLC				
0.000% due 03/16/2070	GBP	3,000		3,660
1.457% due 06/16/2069		1,499		1,840
1.722% due 12/16/2069		1,550		1,900
Firstmac Mortgage Funding Trust No. 4				
0.998% due 03/08/2049	\$	409		407
Freemont Home Loan Trust				
0.903% due 01/25/2035		355		345
GPMT Ltd.				
1.071% due 11/21/2035		197		189
GS Mortgage Securities Corporation Trust				
0.884% due 07/15/2032		300		293
Hawksmoor Mortgage Funding PLC				
1.287% due 05/25/2053	GBP	718		883
Hawksmoor Mortgages				
1.287% due 05/25/2053		1,167		1,435
Holmes Master Issuer PLC				
1.579% due 10/15/2054	\$	371		371
1.639% due 10/15/2054		2,180		2,177
HPLY Trust				
1.184% due 11/15/2036		328		305
Ispac CMB Trust				
0.418% due 05/25/2035		1,507		1,440
0.808% due 03/25/2035		177		167
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust				
1.094% due 06/15/2035		485		451
1.184% due 06/15/2032		419		391
1.634% due 12/15/2031		400		391
Lanark Master Issuer PLC				
2.453% due 12/22/2069		608		608
Legacy Mortgage Asset Trust				
3.438% due 05/25/2059		802		796
3.750% due 04/25/2059		352		356
London Wall Mortgage Capital PLC				
1.142% due 11/15/2049	GBP	148		180
Long Beach Mortgage Loan Trust				
1.143% due 04/25/2035	\$	1,000		967
MASTR Asset-Backed Securities Trust				
0.868% due 09/25/2034		159		145
MFI Ltd.				
1.298% due 12/25/2034		400		382
Mill City Mortgage Loan Trust				
2.750% due 08/25/2059		905		926
Morgan Stanley Asset-Backed Securities Capital I, Inc. Trust				
1.068% due 05/25/2034		406		389
Morgan Stanley Capital I Trust				
1.184% due 05/15/2036		700		644
6.014% due 06/11/2042		200		208
Motel 6 Trust				
1.104% due 08/15/2034		295		278
New Residential Mortgage Loan Trust				
2.750% due 07/25/2059		2,330		2,394
2.750% due 11/25/2059		2,413		2,479
4.500% due 05/25/2058		218		231
Nomura Resecuritization Trust				
2.414% due 10/26/2036		1,626		1,620
NovaStar Mortgage Funding Trust				
0.828% due 01/25/2036		399		389

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
Permanent Master Issuer PLC				
1.599% due 07/15/2058	\$	250	\$	250
1.769% due 07/15/2058		300		300
PFP Ltd.				
1.154% due 04/14/2036		1,800		1,750
1.234% due 04/14/2037		2,200		2,084
Precise Mortgage Funding PLC				
0.996% due 10/16/2056	GBP	1,087		1,320
Residential Mortgage Securities 31 PLC				
1.737% due 09/20/2065		164		203
Ripon Mortgages PLC				
1.056% due 08/20/2056		3,840		4,708
Silverstone Master Issuer PLC				
1.235% due 01/21/2070		365		452
1.679% due 01/21/2070	\$	161		161
Stanwich Mortgage Loan Co. LLC				
3.375% due 08/15/2024		240		236
Structured Asset Investment Loan Trust				
0.718% due 09/25/2034		1,922		1,733
Tharaldson Hotel Portfolio Trust				
0.997% due 11/11/2034		810		766
Towa Point Mortgage Trust				
1.392% due 07/20/2045	GBP	1,319		1,614
Towd Point Mortgage Funding				
1.475% due 02/20/2054		563		690
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC				
1.677% due 10/20/2051		238		294
Towd Point Mortgage Trust				
1.168% due 05/25/2058	\$	608		600
1.168% due 10/25/2059		598		592
Trinity Square PLC				
1.818% due 07/15/2051	GBP	132		163
UBS-Barclays Commercial Mortgage Trust				
0.988% due 04/10/2046	\$	300		306
Warwick Finance Residential Mortgages No One PLC				
1.522% due 09/21/2049	GBP	819		1,012
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust				
0.915% due 12/15/2036	\$	1,393		1,329
1.041% due 12/13/2031		500		468
1.234% due 07/15/2046		300		305
4.218% due 07/15/2046		400		429
WFRBS Commercial Mortgage Trust				
0.974% due 12/15/2045		622		631
モーゲージ・バック証券合計				63,344
(取得原価\$65,096)				
アセット・バック証券 12.1%				
Arbor Realty Collateralized Loan Obligation Ltd.				
1.174% due 12/15/2027		500		476
Arbor Realty Commercial Real Estate Notes Ltd.				
1.334% due 05/15/2037		300		289
Arbour CLO IV DAC				
0.870% due 01/15/2030	EUR	400		439
Atrium XII				
1.928% due 04/22/2027	\$	992		972
B&M CLO Ltd.				
1.906% due 04/16/2026		218		217
Benefit Street Partners CLO VII Ltd.				
1.915% due 07/18/2027		765		749

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
Black Diamond CLO Designated Activity Co.				
2.487% due 10/03/2029	\$	989	\$	982
Bumper UK Finance PLC				
0.666% due 12/20/2028	GBP	2,500		3,075
Carlyle Global Market Strategies Euro CLO DAC				
0.730% due 09/21/2029	EUR	391		429
Cent CLO 19 Ltd.				
2.171% due 10/29/2025	\$	91		90
Chesapeake Funding II LLC				
1.910% due 08/15/2029		248		249
3.230% due 08/15/2030		592		603
Commercial Industrial Finance Corporation Funding Ltd.				
1.851% due 10/25/2027		400		393
Contego CLO II BV				
0.657% due 11/15/2026	EUR	990		1,085
Dartry Park CLO DAC				
0.830% due 04/28/2029		257		285
Dell Equipment Finance Trust				
2.260% due 06/22/2022	\$	900		905
Dorchester Park CLO DAC				
2.035% due 04/20/2028		500		493
Dryden 46 Euro CLO BV				
0.880% due 01/15/2030	EUR	400		442
ECMC Group Student Loan Trust				
0.918% due 02/27/2068	\$	542		523
1.218% due 05/25/2067		958		930
EPS Volunteer LLC				
1.841% due 10/25/2035		127		123
Evans Grove CLO Ltd.				
1.291% due 05/28/2028		3,371		3,292
Fair Oaks Loan Funding II DAC				
1.900% due 07/15/2031	EUR	1,800		2,002
Figueroa CLO Ltd.				
2.119% due 01/15/2027	\$	262		261
Flagship Credit Auto Trust				
2.830% due 10/16/2023		286		290
Ford Auto Securitization Trust				
2.321% due 10/15/2023	CAD	1,200		873
Ford Credit Floorplan Master Owner Trust A				
0.584% due 10/15/2023	\$	700		685
0.784% due 09/15/2024		600		579
Gallatin CLO IX Ltd.				
2.159% due 01/21/2028		1,097		1,077
GMF Floorplan Owner Revolving Trust				
0.504% due 09/15/2022		400		399
Goldentree Loan Management U.S. CLO Ltd.				
2.085% due 04/20/2029		1,100		1,084
Halcyon Loan Advisors Funding Ltd.				
2.055% due 04/20/2027		542		536
Hertz Fleet Lease Funding LP				
3.230% due 05/10/2032		640		629
Jamestown CLO IV Ltd.				
1.909% due 07/15/2026		201		198
LoanCore Issuer Ltd.				
1.314% due 05/15/2036		700		676
LP Credit Card Asset-Backed Securities Master Trust				
2.323% due 08/20/2024		689		692
Marathon CLO V Ltd.				
1.244% due 11/21/2027		1,370		1,346
Marlette Funding Trust				
3.130% due 07/16/2029		739		740
3.710% due 12/15/2028		169		168
Master Credit Card Trust II				
0.661% due 07/21/2024		500		494

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
MMAF Equipment Finance LLC		
2.920% due 07/12/2021	\$ 125	\$ 125
Mountain View CLO LLC		
2.266% due 10/16/2029	700	685
Mountain View CLO X Ltd.		
2.131% due 10/13/2027	913	894
Navient Private Education Loan Trust		
2.650% due 12/15/2028	84	85
Navient Student Loan Trust		
3.430% due 12/15/2059	181	182
Nelnet Student Loan Trust		
0.868% due 09/27/2038	1,890	1,819
0.968% due 09/25/2065	133	130
0.968% due 08/25/2067	930	911
1.018% due 02/25/2066	1,849	1,787
1.068% due 06/27/2067	1,528	1,493
Ocean Trails CLO IV		
1.334% due 08/13/2025	28	28
OCP CLO Ltd.		
2.019% due 07/15/2027	564	558
OneMain Financial Issuance Trust		
2.370% due 09/14/2032	103	103
OSCAR U.S. Funding Trust IX LLC		
3.150% due 08/10/2021	34	34
Oscar U.S. Funding X LLC		
3.100% due 04/11/2022	198	200
Palmer Square CLO Ltd.		
1.242% due 08/15/2026	502	496
Ponarth Master Issuer PLC		
0.632% due 09/18/2022	500	499
0.722% due 07/18/2023	2,000	1,986
PFS Financing Corp.		
0.734% due 04/15/2024	900	869
SLC Student Loan Trust		
0.452% due 05/15/2029	183	177
0.851% due 03/15/2027	614	608
SLM Private Education Loan Trust		
2.434% due 05/16/2042	171	172
SLM Student Loan Trust		
1.081% due 01/26/2026	800	794
1.211% due 12/15/2027	63	62
2.491% due 04/25/2023	173	169
SoFi Consumer Loan Program LLC		
2.770% due 05/25/2026	29	29
SoFi Consumer Loan Program Trust		
2.900% due 05/25/2028	529	535
3.010% due 04/25/2028	191	193
3.240% due 02/25/2028	374	377
SoFi Professional Loan Program LLC		
1.118% due 01/25/2039	30	30
2.720% due 10/27/2036	107	109
SoFi Professional Loan Program Trust		
3.080% due 01/25/2048	141	142
Sound Point Clo XIV Ltd.		
2.193% due 01/23/2029	1,500	1,476
SpringCastle Funding Asset-Backed Notes		
3.200% due 05/27/2036	597	562
THL Credit Wind River CLO Ltd.		
2.099% due 01/15/2026	238	236
Tikehau CLO BV		
0.600% due 08/04/2028	EUR 1,470	1,603

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
TRIX Issuer Ltd.				
1.334% due 10/15/2034	\$	1,000	\$	965
Upstart Securitization Trust				
2.684% due 01/21/2030		311		306
2.897% due 09/20/2029		302		296
Venture XVII CLO Ltd.				
2.099% due 04/15/2027		248		242
Voya CLO Ltd.				
1.711% due 07/25/2026		96		95
Whitellhorse IX Ltd.				
2.295% due 07/17/2026		46		46
アセット・バック証券合計 (取得原価\$52,914)				51,878
ソブリン債 2.5%				
Canada Government Bond				
1.500% due 05/01/2022	CAD	10,000		7,403
Export-Import Bank of India				
1.374% due 08/21/2022	\$	2,350		2,268
Qatar Government International Bond				
2.375% due 06/02/2021		1,000		1,012
ソブリン債合計 (取得原価\$10,545)				10,683
短期金融商品 6.9%				
譲渡性預金証券 0.4%				
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
0.891% due 11/05/2021		1,800		1,799
コマーシャル・ペーパー 4.8%				
American Honda Finance Corp.				
1.907% due 07/20/2020 (c)		300		299
1.978% due 09/03/2020 (d)		1,500		1,493
2.104% due 06/03/2020 (c)		2,700		2,700
Bayer Corp.				
2.365% due 08/03/2020 (c)		2,400		2,396
BP Capital Markets PLC (c)				
1.629% due 09/08/2020		3,000		2,997
1.809% due 08/03/2020		1,000		1,000
General Dynamics Corp.				
2.264% due 07/20/2020 (c)		1,000		999
HSH Portfoliomanagement AoeR				
0.722% due 11/19/2021 (c)		800		803
Schlumberger Investment S.A.				
1.969% due 10/27/2020 (c)		1,000		995
Shell International Finance BV (c)				
2.103% due 02/03/2021		500		495
2.340% due 01/19/2021		4,000		3,967
Syngenta Wilmington, Inc.				
2.267% due 06/05/2020 (c)		1,200		1,200
Toyota Motor Credit Corp.				
1.425% due 07/31/2020 (c)		900		899
Walt Disney Co.				
1.961% due 07/14/2020 (c)		500		500
				20,743

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
レポ契約 (e) 1.2%			
		\$	5,000
定期預金 0.3%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
0.010% due 06/01/2020	AUD	3	2
0.010% due 06/01/2020	\$	3	3
0.050% due 06/02/2020	NZD	7	4
Bank of Nova Scotia			
0.010% due 06/01/2020	\$	2	2
0.040% due 06/01/2020	CAD	276	200
BNP Paribas Bank			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	91	1
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.600%) due 06/02/2020	DKK	2	0
(0.270%) due 06/01/2020	¥	1	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	3	4
0.040% due 06/01/2020	CAD	14	10
Citibank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	\$	95	95
DBS Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		19	19
JPMorgan Chase Bank N.A.			
0.010% due 06/01/2020		190	190
MFG Bank Ltd.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	1,202	11
National Australia Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020	AUD	7	5
0.010% due 06/01/2020	\$	2	2
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	207	2
0.010% due 06/01/2020	GBP	17	22
0.010% due 06/01/2020	\$	342	342
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	19	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	207	256
0.010% due 06/01/2020	\$	139	139
			1,309
米国短期財務省証券 (c) (j) 0.2%			
0.098% due 06/02/2020		57	57
0.120% due 08/06/2020		898	898
			955
短期金融商品合計			
(取得原価\$29,747)			29,806
投資有価証券合計 (a) 107.9%			
(取得原価\$467,651)		\$	463,931
金融デリバティブ商品			
(g) (i) (0.3%)			(1,127)
(取得原価またはプレミアム、純額 \$(16))			
その他の資産および負債、純額 (7.6%)			
			(32,605)
純資産 100.0%		\$	430,199

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

PIMCO Short Term Strategy
Statement of Financial Position
July 31, 2020

(Expressed in U.S. Dollars)

	<u>July 31, 2020</u>
Assets	
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5, 6)	\$ 34,351,706
Cash and cash equivalents (Note 2.1)	189,423
Prepaid fees	104,059
Receivables for:	
Securities sold (Note 2.4)	440,180
Units issued (Note 2.10, 3)	107,024
Total assets	<u>35,192,392</u>
Liabilities	
Financial liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5, 6)	984,862
Payables for:	
Units repurchased (Note 2.10, 3)	186,376
Investment advisory fees	38,709
Distribution fees (Note 8.1C)	34,791
Professional fees (Note 8.1F)	19,250
Custody fees (Note 8.1B)	7,041
Fee agent fees (Note 8.2B)	3,190
Transfer agent fees (Note 8.1E)	2,750
Purchase of Investment in the Selected Fund (Note 2.4)	844
Agent member company fees (Note 8.2D)	296
Liabilities (excluding equity)	<u>1,278,109</u>
Equity (being net assets attributable to the holders of units)	<u>\$ 33,914,283</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PIMCO Short Term Strategy
Statement of Comprehensive Income
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

	<u>July 31, 2020</u>
Income	
Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL	
Net realized loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.11, 7)	\$ (2,389,313)
Net change in unrealized depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 2.11, 7)	(161,864)
Interest income (Note 2.11)	154
Net realized loss on foreign currency transactions (Note 2.6)	(116,465)
Net change in unrealized depreciation on foreign currency translations (Note 2.6)	(620)
Total income/(loss)	<u>(2,668,108)</u>
Expenses	
Distribution fees (Note 8.1C)	115,003
Investment advisory fees	67,085
Custody fees (Note 8.1B)	34,728
Organization expenses	26,817
Fee agent fees (Note 8.2B)	25,205
Professional fees (Note 8.1F)	19,250
Transfer agent fees (Note 8.1E)	13,888
Administrator fees (Note 8.1A)	8,382
Agent member company fees (Note 8.2D)	1,917
Total expenses	<u>312,275</u>
Operating loss before finance costs	<u>(2,980,383)</u>
Total comprehensive loss (being decrease in net assets attributable to the holders of units from operations)	<u>\$ (2,980,383)</u>

⁽¹⁾ This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including realized and unrealized gains/losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PIMCO Short Term Strategy
Statement of Changes in Equity
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020

(Expressed in U.S. Dollars)

At July 29, 2019 (Commencement of Operations)	5	—
Issue of units (Note 3)	41,654,189	
Repurchases of units (Note 2.8, 3)	(4,759,523)	
Total comprehensive loss (being decrease in net assets attributable to the holders of units from operations)	(2,980,383)	
At July 31, 2020	\$ 33,914,283	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PIMCO Short Term Strategy
Statement of Cash Flows
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020

(Expressed in U. S. Dollars)

	<u>July 31, 2020</u>
Cash flows from operating activities:	
Total comprehensive loss (being decrease in net assets attributable to the holders of units from operations)	\$ (2,980,383)
Adjustments to reconcile total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holders of units from operations) to cash provided by operating activities:	
Purchases of Investment in the Selected Fund	(40,794,463)
Proceeds from disposition of Investment in the Selected Fund	7,335,270
Net (payments) from settlement of forward contracts	(2,458,828)
Net realized loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2,389,313
Net change in unrealized depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	161,864
(Increase) in receivables for securities sold	(440,180)
(Increase) in prepaid fees	(104,059)
Increase in payables for purchase of Investment in the Selected Fund	844
Increase in other payables	106,027
Net cash (used in) operating activities	<u>(36,784,595)</u>
Cash flows from financing activities:	
Proceeds from units issued, net of change in receivables for units issued	41,547,165
Repurchases of units, net of change in payables for units repurchased	(4,573,147)
Net cash provided by financing activities	<u>36,974,018</u>
Net increase in cash and cash equivalents	189,423
Cash and cash equivalents at beginning of period	-
Cash and cash equivalents at end of period (Note 2.1)	<u>\$ 189,423</u>
Supplementary information on cash flows from operating activities	
Interest received	<u>\$ 154</u>

⁽¹⁾ Other payables comprise of investment advisory fees, distribution fees, professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees and agent member company fees, as disclosed in the Statement of Financial Position.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

1. ORGANIZATION

PIMCO Short Term Strategy (the "Series Trust") is a Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated July 5, 2019 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on July 29, 2019.

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands.

The manager of the Series Trust is Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

Credit Suisse International acts as the Fee Agent (the "Fee Agent") and Currency Administrator (the "Currency Administrator").

Credit Suisse Securities (Japan) Limited acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company").

The Investment Manager of the Series Trust is PIMCO Japan Ltd (the "Investment Manager").

The Manager has authorized SMBC Nikko Securities Inc. to act as the Distributor (the "Distributor") of the units in Japan.

The Series Trust is denominated in U. S. Dollars ("USD" or "\$"). One class of units in the Series Trust is currently available for issue: TRY Class Units. The TRY Class Units are denominated in Turkish Lira ("TRY").

The investment objective of the Series Trust is to seek maximum current income, consistent with preservation of capital and daily liquidity, by investing indirectly in a diversified portfolio of mainly investment grade debt securities denominated in U.S. Dollars. The Series Trust seeks to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the Class C (USD) Class Units of PIMCO Short-Term Strategy (the "Selected Fund").

The Selected Fund is a series trust of PIMCO Bermuda Trust, an umbrella unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust (the "Umbrella Trust").

The investment objective of the Selected Fund is to seek maximum current income, consistent with preservation of capital and daily liquidity. Pacific Investment Management Company LLC, which has expertise in managing fixed income instruments, is acting as both manager of the Selected Fund (the "SF Manager") and investment adviser of the Selected Fund (the "SF Investment Adviser"). The base currency of the Class C (USD) Class Units is USD. In constructing the portfolio of the Selected Fund, the SF Manager and SF Investment Adviser seek to ensure high liquidity and stability by controlling interest rate and credit risks.

The Investment Manager of the Series Trust shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust's portfolio comprising the Selected Fund and USD cash and money market securities (the "Subadvised Portfolio").

At July 31, 2020, the Series Trust held 7.9% of the Selected Fund's net assets.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020

(Expressed in U.S. Dollars)

Currently the Selected Fund has six Classes of units - Class AUD, Class C (USD), Class J (JPY), Class J (USD), Class JPY and Class USD. The Series Trust invests into the Selected Fund by purchasing the Selected Fund's participating shares in the Class C (USD). The Selected Fund allows repurchases of these shares on any business day.

Movements in the fair value of the Selected Fund's portfolio and corresponding movements in the fair value of the Selected Fund may expose the Series Trust to a loss.

Final Repurchase Day

The Series Trust will continue until the earlier of December 1, 2163 and the earliest practicable repurchase day following the occurrence of a compulsory repurchase event (the "Final Repurchase Day"), unless terminated earlier in accordance with the provisions of the Trust Deed.

If the Trustee and the Manager agree that all of the units are compulsorily repurchased (such event, a "Compulsory Repurchase Event").

Upon the occurrence of a Compulsory Repurchase Event, each unit is repurchased on the Final Repurchase Day at the final repurchase price per unit. The final repurchase price per unit of a class of units is calculated by the Administrator in its sole discretion in accordance with the Offering Memorandum and the Appendix 32 as the net asset value ("Net Asset Value" being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) per unit of such class of units on the Final Repurchase Day (or if such day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). Repurchase Day is each dealing day which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust. Unitholder is able to receive an amount in respect of each unit of a class of units repurchased on any Repurchase Day prior to the Final Repurchase Day equal to the Net Asset Value per unit of such class of units as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day) (the "Repurchase Price"). There is no repurchase fee applied to the Repurchase Price in respect of each unit being repurchased.

The financial statements were authorized for issue on November 30, 2020.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL. A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash and cash equivalents, prepaid fees and receivables for units issued and securities sold. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- **Other business model:** this includes financial assets at fair value through profit or loss (Investment in the Selected Fund and derivative financial instruments). These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Impairment of financial assets

The 'expected credit loss' (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investments at FVOCI, but not to investments in equity instruments.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.
- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020:

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after July 29, 2019 (Commencement of Operations) and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

2.1 Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents.

At July 31, 2020 the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents:

	<u>2020</u>
Time deposit	\$ 189,423
Cash and cash equivalents in the Statement of Financial Position	<u>\$ 189,423</u>

2.2 Financial Assets and Liabilities

(A) Classification

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

- Mandatorily at FVTPL: Investment in the Selected Fund and derivative financial instruments.

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	<u>July 31, 2020</u> <u>- Fair Value</u>	<u>July 31, 2020</u> <u>- Cost</u>
Investment in the Selected Fund	\$ 34,148,093	\$ 33,528,708
Investment in forward contracts	205,613	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>\$ 34,351,706</u>	<u>\$ 33,528,708</u>

Financial assets at amortized cost:

- Cash and cash equivalents, prepaid fees and receivables for units issued and securities sold.

Financial liabilities at fair value through profit or loss:

- Mandatorily at FVTPL: derivative financial instruments.

Financial liabilities at fair value through profit or loss consist of the following:

	<u>July 31, 2020</u> <u>- Fair Value</u>	<u>July 31, 2020</u> <u>- Cost</u>
Investment in forward contracts	\$ 984,862	\$ -
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	<u>\$ 984,862</u>	<u>\$ -</u>

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

Financial liabilities at amortized cost:

- Other liabilities: purchase of investment in the Selected Fund, investment advisory fees, distribution fees, professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees and agent member company fees.

(B) Recognition/Derecognition

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

(C) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

(D) Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

(E) Forward Contracts

Forward contracts are commitments either to purchase or sell a designated financial instrument, currency, commodity or an index at a specified future date for a specified price and may be settled in cash or another financial asset. Forward contracts are valued using observable inputs, such as currency exchange rates or commodity prices, applied to notional amounts stated in the applicable contracts. Gains and losses are reported in net realized gain or loss on financial assets through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

(F) Investment in the Selected Fund

In principle, the Investment Manager will invest a majority of the Net Asset Value in the Selected Fund. The Selected Fund is denominated in USD. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated assets. The Series Trust's investment in the Selected Fund is subject to the terms and conditions of the Selected Fund's offering documentation. The Series Trust records its investments in the Selected Fund at fair value based primarily on the Selected Fund's net assets value ("NAV"), as determined by the administrator of the Selected Fund. The Series Trust reviews the details of the reported information obtained from the Selected Fund's administrator and considers: (i) the liquidity of the Selected Fund, or its underlying investments, (ii) the value date of the NAV provided, (iii) any restrictions on redemptions, and (iv) the basis of accounting. Since the Series Trust invests substantially all of its assets in the Selected Fund, net capital appreciation or depreciation, respectively, of the Series Trust is generally based on net capital appreciation or depreciation, respectively, of the Selected Fund. The value of the Series Trust's investment in the Selected Fund is based on available information and does not necessarily represent the amount that might ultimately be realized, as such amount depends on future circumstances and cannot reasonably be denominated until the Selected Fund's underlying investment are actually liquidated. Further, the Series Trust's investment in the Selected Fund is indirectly subjected to restrictions, if any, of the liquidity of the Selected Fund's investments.

The Series Trust's investment in the Selected Fund is considered to be liquid and can be redeemed on any business day. The Series Trust may submit to the Trustee of the Selected Fund or its duly designated agent a Repurchase Notice requesting to have all or a portion its units repurchased on the relevant repurchase date. The Trustee of the

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

Selected Fund should receive the repurchase notice by electronic transmission on or prior to 7:00 a.m. Eastern Time in the United States of America on the applicable repurchase date. If such notice is not respect of the entire holding units of the Series Trust, then the Trustee of the Selected Fund in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of more than one unit or TRY 10 (or its equivalent in any currency).

2.3 Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. As at July 31, 2020 all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

2.4 Receivables for securities sold and payables for purchase of investment in the Selected Fund

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date, respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

2.5 Expenses

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

2.6 Foreign Currency Translation

(A) Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in U.S. Dollars. The Trustee considers the U.S. Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in U.S. Dollars, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

(B) Transactions and Balances

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in U.S. Dollar amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. Dollar amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Realized and unrealized appreciation or depreciation from foreign currency transactions and translation are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

2.7 Distributions

The current policy of the Series Trust, in respect of the TRY Class Units, is that it is not expected to pay distributions provided that, the Manager may, in its discretion, declare and pay distributions in respect of such class of units from time to time. The SF Manager does not currently expect to declare distributions with respect to the Selected Fund.

If the Manager does declare any distributions in respect of a class of units, it is anticipated that any such distributions are declared on an annual basis on each distribution declaration date and may be made from investment principal (a realization of units in the Selected Fund) attributable to such class of units.

There were no distributions declared and paid during the period ended July 31, 2020.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

2.8 Repurchases of Units

The Series Trust has units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment) *Financial instruments: Presentation*. The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's units have been classified as equity at July 31, 2020.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total equity.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total equity per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's equity per unit is calculated by dividing the total equity by the total number of outstanding units.

The Selected Fund finances its operations by issuing redeemable shares which are puttable at the holder's option and entitles the holder to a proportional stake in the respective Series Trust's net assets. The Series Trust holds shares in the Selected Fund. The Series Trust's maximum exposure to loss from its interests in the Selected Fund is equal to the total fair value of its investments in the Selected Fund. Once the Series Trust has disposed of its shares in the Selected Fund the Series Trust ceases to be exposed to any risk from the Selected Fund.

2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

2.10 Receivables for Units Issued and Payables for Units Repurchased

Receivable for units issued is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

2.11 Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gain/losses on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss. Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first in, first out method. Net realized (loss)/gain on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade.

Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period. Refer to Note 6 for further details.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020

(Expressed in U.S. Dollars)

2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid during the period ended July 31, 2020.

The Selected Fund may choose to invest in securities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

In accordance with IAS 12 – *Income Taxes*, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at July 31, 2020, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

2.13 Investment in unconsolidated structured entities

The Series Trust has concluded that all investments in the unlisted Selected Fund, in which it holds an interest but does not consolidate, meets the definition of structured entities due to the following:

- the voting rights in these entities are not the dominant rights in deciding who controls them as they relate to administrative tasks only;
- the entities' activities are restricted by their respective investment strategy or offering documents; and
- these entities have a narrow and well-defined objective to provide investment opportunities to investors.

The nature of and risks associated with the Series Trust's interest in the other funds are disclosed in Note 5.

3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, is calculated and paid in Turkish Lira.

The minimum initial subscription must be no less than 1 unit. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is TRY10 per unit. All payments for the units must be made in Turkish Lira. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments for the units shall be made in Turkish Lira. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

The Trustee or its duly designated agent must receive the subscription price for the units on or prior to 6:00 p.m. (Japan time) by no later than the second business day after the relevant subscription date. Subscription applications are irrevocable.

The total net assets, units outstanding and net assets value per unit as of July 31, 2020 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
Class TRY Units	\$ 33,914,283	21,455,319	\$ 1.5807

As of July 31, 2020, all issued units were held by two unitholders, who holds 100% of interest in the net assets.

Unitholders may transfer their holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

At the time of each repurchase of units prior to the Final Repurchase Day, no repurchase fee is applied to each unit being repurchased.

Amounts payable to the unitholders in connection with the repurchase of units of any class are paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholders. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholders on the same day are made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholders may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholders. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the period ended July 31, 2020, the proceeds from units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At July 29, 2019 (Commencement of Operations)	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased	At July 31, 2020
Class TRY Units	\$ -	\$ 41,654,189	\$ (4,759,523)	\$ 36,894,666

During the period ended July 31, 2020, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At July 29, 2019 (Commencement of Operations)	Units issued	Units repurchased	At July 31, 2020
Class TRY Units	-	24,353,267	(2,897,948)	21,455,319

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholders of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT

5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust

The Series Trust's investment portfolio mainly comprises of the Selected Fund. The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust may be materially affected by the actions of another entity investing in the Selected Fund. For example, if another unitholder of the Selected Fund repurchases some or all of its interests in the Selected Fund, the Selected Fund and, in turn, the Series Trust, may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Similarly, the Selected Fund may become less diverse due to repurchases from its other unitholders, resulting in increased portfolio risk. The Selected Fund may restrict its investment activities or be precluded from investing in certain instruments due to regulatory restrictions on certain of its direct or indirect investors or otherwise, which may have an adverse effect on the performance of the Selected Fund, and, in turn, the Series Trust.

(A) Market Risk

(i) Currency Risk

Investment in the Selected Fund and forward contracts in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value.

This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by the governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign-currency denominated securities may reduce its returns. Certain positions taken by the Series Trust are designed to profit from forecasting currency price movements. Predicting future prices is inherently uncertain and the losses incurred, if the market moves against a position, will not be hedged. The speculative aspect of attempting to predict absolute price movements is generally perceived to exceed that involved in attempting to predict relative price fluctuations.

Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust. There can be no assurance that the Manager will employ a successful currency program and the Series Trust could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust. In addition, the Series Trust will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Manager.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks at July 31, 2020:

At July 31, 2020	Cash and Cash Equivalents	Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss*	Forward Contracts	Other Assets and Liabilities (Net)	Net	% of Net Asset Value
Turkish Lira TRY	\$ -	\$ -	(779,249)	\$ 107,024	\$ (672,225)	(2.0)%
			(779,249)	107,024	(672,225)	(2.0)%
United States Dollar USD	189,423	34,148,093	-	250,992	34,588,508	102.0%
	\$ 189,423	\$ 34,148,093	(779,249)	\$ 358,016	\$ 33,914,283	100.0%

*Excluding derivative financial instruments.

The following table summarizes the sensitivity of the Series Trust's assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at July 31, 2020. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/(decreased) against the U.S. Dollar by the percentages disclosed in the table, with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonably possible shift in the foreign exchange rates, having regard to historical volatility of those rates.

Currency	Reasonably possible shift in currency rate 2020	Impact to Series Trust Net Assets
TRY	+/- 28.01%	+/- \$ 174,845

Currency Forwards are entered into for the account of the TRY Class Units with the aim of converting the U.S. Dollar exposure into a Turkish Lira exposure by providing the unitholders of the TRY Class with a long Turkish Lira exposure to foreign exchange rate fluctuations in the currency rate between Turkish Lira (in which the TRY Class Units are denominated) and U.S. Dollar (in which the Class C (USD) Class Units of the Selected Fund are denominated).

(ii) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Series Trust management. When interest rates fluctuate, the duration of the security may be used as an indication of the degree of change in the debt price of the debt security. The bigger the security's duration value, the larger the change in the price of the debt security for a given movement in interest rates may be. Therefore, the Net Asset Value may fluctuate.

Interest bearing assets held by the Series Trust are comprised of cash and cash equivalents whose maturity is less than three months and the investment in the Selected Fund.

The yield on the Selected Fund's (and indirectly, the Series Trust's) investments may be sensitive to changes in prevailing interest rates, which may result in a mismatch between the Selected Fund's asset yield and borrowing rates and consequently reduce or eliminate income derived from its investments.

If interest rates increase, prices of fixed income securities generally decline, reducing the value of the Selected Fund's (and indirectly, the Series Trust's) investments. A major change in interest rates or a significant decline in the market value of the Master Fund's (and indirectly, the Trust's) investments, or other market event, could cause the value of the investments of the Master Fund's investors (and indirectly the unitholders' investments in the Series Trust), or its yield, to decline.

If interest rates change, the values of longer-duration debt securities are usually subject to greater change than the values of shorter-duration debt securities.

The Series Trust may invest in fixed income securities through its indirect exposure to the investments of the Selected Fund. Any changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held.

PIMCO Short Term Strategy**Notes to Financial Statements (continued)****For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020***(Expressed in U.S. Dollars)*

At July 31, 2020, should interest rates have lowered or risen by 50 basis points with all other variables remaining constant, the increase or decrease in total comprehensive income of the Series Trust (being increase in net assets attributable to the holders of units from operations for the period) would amount to approximately \$947, assuming that the cash position will be held for one year.

(iii) Market Price Risk

The market price of investments owned by the Series Trust and securities held by the Selected Fund may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also

decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple asset classes may decline in value simultaneously. Equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

An increase in market prices of the investment in the Selected Fund of 1% at July 31, 2020, would have increased the total equity by \$341,461. A decrease of 1% would, all else being equal, have an equal but opposite effect.

The following table summarizes the concentration in market price risk of the Selected Fund's at July 31, 2020 as a percentage of net assets of the Selected Fund.

Country Name	Fair Value	% of Net Assets
Investments in securities		
Australia	\$ 3,844,830	0.9%
Bermuda	1,722,347	0.4%
Canada	4,683,202	1.1%
Cayman Islands	31,081,490	7.2%
Chile	795,563	0.2%
Denmark	2,129,324	0.5%
Finland	1,304,029	0.3%
France	508,679	0.1%
Germany	803,034	0.2%
Hong Kong	1,702,414	0.4%
India	3,726,978	0.9%
Ireland	11,567,044	2.7%
Israel	459,158	0.1%
Japan	37,248,773	8.6%
Luxembourg	600,223	0.1%
Netherlands	8,201,924	1.9%
Qatar	1,014,289	0.2%
Saudi Arabia	509,670	0.1%
Singapore	5,113,936	1.2%
South Korea	2,312,473	0.5%
Switzerland	3,791,741	0.9%
United Arab Emirates	3,009,150	0.7%
United Kingdom	63,305,880	14.7%
United States	218,071,570	50.5%
Virgin Islands	1,010,424	0.2%
Total investment in securities	\$ 408,518,145	94.6%

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

(B) Credit Risk

Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the credit risk associated with debt instruments that may be held by the Selected Fund. All transactions in listed securities held by the Selected Fund are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Investment Manager monitors the Series Trust's credit position on an on-going basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets of the Series Trust as of July 31, 2020 is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position. No collateral or other credit enhancements are held by the Series Trust. None of these assets are impaired or past due.

The clearing and depository operations for the Selected Fund's security transactions are mainly concentrated with the Custodian. At July 31, 2020, substantially all cash and cash equivalents and investments are placed in custody with the Custodian, with a Fitch credit rating of A+.

The following table summarizes the credit quality of the Selected Fund's debt portfolio at July 31, 2020 as a percentage of net assets of the Selected Fund.

<u>Rating*</u>	<u>% of Net Assets</u>
Aaa	23.4%
Aa1	0.4%
Aa2	0.4%
Aa3	2.6%
A1	7.0%
A2	6.7%
A3	10.2%
Baa1	4.8%
Baa2	11.0%
Baa3	12.0%
Ba1	1.3%
Ba2	2.0%
Ba3	0.3%
B1	0.6%
B3	0.2%
Caa1	0.2%
NR	11.5%
	<u>94.6%</u>

*Security ratings, if any, are obtained from /Moody's/ S&P's/ Fitch's Investor Service.

(C) Liquidity Risk

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

The table below analyzes the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows.

At July 31, 2020	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Payables for:			
Units repurchased	186,376	—	186,376
Investment advisory fees	38,709	—	38,709
Distribution fees	34,791	—	34,791
Professional fees	19,250	—	19,250
Custody fees	7,041	—	7,041
Fee agent fees	3,190	—	3,190
Transfer agent fees	2,750	—	2,750
Purchase of investment in Selected Fund	844	—	844
Agent member company fees	296	—	296
Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of units)	\$ 293,247	\$ —	\$ 293,247

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an on-going basis.

Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Net Asset Value in illiquid assets.

The following table summarizes the Series Trust's derivative financial instruments at July 31, 2020, with gross settlement for which the contractual maturities are considered to be essential to an understanding of the timing of cash flows based on the Series Trust's investment strategy. The amounts disclosed in the table represent the undiscounted cash flows.

At July 31, 2020	Less than 1 month	1-3 months	Greater than 3 months	Total
Gross settled derivatives				
Forward contracts				
-Outflow	\$ 70,701,925	\$ 34,037,272	\$ —	\$ 104,739,197
-Inflow	70,341,980	33,617,968	—	103,959,948

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the liquidity risk associated with unitholders repurchases in accordance with the terms in the Selected Fund's Prospectus. The Series Trust is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial repurchases of Units in the Series Trust could require the Selected Fund to liquidate its investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the repurchases. These factors could adversely affect the value of the units repurchased and the valuation of the units that remain outstanding and the liquidity of the Series Trust's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet the repurchases.

There were no repurchase fees applied in respect to the Selected Fund for the period ended July 31, 2020.

(D) Risk Management

The Series Trust's Investment Manager's team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures.

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of units. The amount of net assets attributable to the holder of units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of units.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of units.

5.2 Additional Series Trust's Risks

(A) Custody Risk

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's entire holding of indirect investments. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

(C) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Selected Fund and ultimately, the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some period.

If the Selected Fund and ultimately, the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the underlying security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Series Trust could be liable for any losses incurred.

(D) Derivatives

The Manager may use derivative instruments to hedge the Series Trust's investments or to seek to enhance the Series Trust's returns. Derivatives allow the risk exposure of the Series Trust to increase or decrease more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- **Credit Risk** — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- **Leverage Risk** — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- **Liquidity Risk** — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

The Manager may use derivatives for hedging purposes for the Series Trust, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Manager uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust's holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Manager or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Manager, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There is no assurance that the Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions are either available or cost effective. The Manager is not required to use hedging for the Series Trust and may choose not to do so. Because the Manager may use derivatives to seek to enhance the Series Trust's returns, its investments will expose the Series Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Manager used derivatives solely for hedging purposes. Use of derivatives to seek to enhance returns is considered speculative.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020

(Expressed in U.S. Dollars)

As of July 31, 2020, had the Series Trust been subject to netting arrangements and similar agreements, the derivative assets and liabilities would have been presented as follows:

Derivative Assets	Counterparty	Gross Amounts of Recognized Financial Assets	Gross Amounts Offset in the Statement of the Financial Position	Net Amounts of Financial Assets Presented in the Statement of Financial Position
Forward contracts	CS	\$ 205,613	\$ -	\$ 205,613
		\$ 205,613	\$ -	\$ 205,613

Related amounts not offset in the Statement of Financial Position

Derivative Assets	Counterparty	Net Amounts of Financial Assets Presented in the Statement of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Received	Net Amount
Forward contracts	CS	\$ 205,613	\$ (205,613)	\$ -	\$ -
		\$ 205,613	\$ (205,613)	\$ -	\$ -

Derivative Liabilities	Counterparty	Gross Amounts of Recognized Financial Liabilities	Gross Amounts Offset in the Statement of the Financial Position	Net Amounts of Financial Liabilities Presented in the Statement of Financial Position
Forward contracts	CS	\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)
		\$ (984,862)	\$ -	\$ (984,862)

Related amounts not offset in the Statement of Financial Position

Derivative Liabilities	Counterparty	Net Amounts of Financial Liabilities Presented in the Statement of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Pledged	Net Amount
Forward contracts	CS	\$ (984,862)	\$ 205,613	\$ -	\$ (779,249)
		\$ (984,862)	\$ 205,613	\$ -	\$ (779,249)

Counterparty Glossary:

CS – Credit Suisse International

(E) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions. No collateral was pledged by the Manager during the period ended July 31, 2020.

The Series Trust has not offset any financial assets or financial liabilities in the Statement of Financial Position.

(F) No Interest in the Selected Fund

The return on the units depends, amongst other things, on the performance of the Selected Fund. An investment in units does not give a unitholder a direct interest in the Selected Fund.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

(G) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for December 1, 2163, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

(H) Other Risk

During the period, the COVID-19 outbreak was declared a pandemic by the World Health Organization. The situation is dynamic with various cities and countries around the world responding in different ways to address the outbreak. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown.

Management and the Trustees are monitoring developments relating to COVID-19 and are coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS 13 *Fair value measurement*, and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of July 31, 2020 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Asset at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at July 31, 2020
Investment in the Selected Fund				
PIMCO Short-Term Strategy Class C (USD Class)	\$ -	\$ 34,148,093	\$ -	\$ 34,148,093
Investment in forward contracts	-	205,613	-	205,613
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ -	\$ 34,351,706	\$ -	\$ 34,351,706
Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss				
Investment in forward contracts	\$ -	\$(984,862)	\$ -	\$(984,862)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	\$ -	\$(984,862)	\$ -	\$(984,862)

During the period ended July 31, 2020, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives and debt securities. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

- (i) At July 31, 2020, cash and cash equivalents and all other assets and liabilities (including prepaid fees, receivables for units issued and securities sold and payables for purchase of investment in the Selected Fund, advisory fees, distribution fees, professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees and agent member company fees) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.

5.4 Investments in unconsolidated structured entities

As of July 31, 2020, the Selected Fund's net asset value was \$431,729,545. As of July 31, 2020 the Selected Fund held total investments of \$431,148,133 comprising of fixed income securities (agency bonds, asset backed-securities, corporate bonds and notes, mortgage-backed securities, municipal bonds and notes, sovereign issues, U.S. government agencies, U.S. government obligations) of \$408,518,145, short-term instruments (certificates of deposit, commercial paper, U.S. treasury bills, short-term notes, repurchase agreements and time deposits) of \$33,489,616, futures contracts of \$587,258, forward contracts of \$2,254,726, reverse repurchase agreements of \$(12,495,008), swaps contracts of \$(1,187,522), written credit default swaptions of \$(1,269) and written options contracts of \$(17,813). The valuation of investments in unconsolidated structured entities represents the amount the Series Trust would expect to receive if it were to liquidated or redeem its investments subject to the underlying fund's liquidity or redemption restrictions and costs.

The Selected Fund is financed through equity capital provided by investors, include the Series Trust. During the period ended July 31, 2020 the Series Trust did not provide any other financial support to the Selected Fund and has no intention of providing financial or other support to this entity.

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

The rights attached to the Series Trust's holding in the Selected Fund is similar to those of other investors. Subscriptions into the Selected Fund are governed by the rights stipulated in their offering documents. The Series

Trust has the ability to liquidate or redeem its investments periodically in accordance with the provisions of the respective fund agreements. Refer to Note 1 for information regarding the investment objectives of the Selected Fund.

6. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Forward Contracts

The Investment Manager for the Selected Fund enters into forward contracts for the Selected Fund by buying forward contracts, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of the USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or losses).

The Currency Administrator enters into currency forward transactions with the Trustee (solely in its capacity as trustee of the Series Trust) for the account of the TRY Class Units, with the aim of ensuring stability on a TRY basis. Pursuant to the Currency Forwards, the Trustee (solely in its capacity as trustee of the Series Trust) sells U.S. Dollars and buys Turkish Lira, in each case on a forward (typically one month) basis, in a notional amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or losses). In addition, Currency Forwards are to be executed by delivery settlement on their maturity date but not by net settlement. The Currency Forwards are administered by the Currency Administrator.

Forward Contracts Outstanding at July 31, 2020 ((0.0)% of Net Assets)

Settlement Date	Counterparty	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
08/07/2020	CS	TRY	245,795,107	USD	(35,633,741)	\$ (565,556)
08/07/2020	CS	USD	35,273,796	TRY	(245,795,107)	205,613
09/10/2020	CS	TRY	241,472,316	USD	(34,037,272)	(419,304)
						\$ (779,249)

Counterparty Glossary:

CS – Credit Suisse International

7. NET LOSS ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	July 31, 2020
Net loss on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss consist of the following:	
Net realized gain on investments in debt securities	\$ 69,515
Net realized loss on investments in forward contracts	(2,458,828)
Total net realized loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ (2,389,313)
Movement in net unrealized appreciation on investments in debt securities	\$ 617,385
Movement in unrealized depreciation on investment in forward contracts	(779,249)
Total net change in unrealized depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ (161,864)

8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

8.1 Fees and Expenses

(A) Administrator Fees

The Administrator receives an annual fee of 0.06% on the first US\$500 million of the net assets, 0.05% on the next US\$500 million of the net assets and 0.04% on the net assets over US\$1 billion, subject to a monthly minimum fee of

PIMCO Short Term Strategy
Notes to Financial Statements (continued)
For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020
(Expressed in U.S. Dollars)

\$3,750. The fees earned by the Administrator during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Administrator as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(B) Custody Fees

The Custodian receives an annual fee of 0.025% of Net Assets Value. The fees earned by the Custodian during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Custodian as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(C) Distribution Fees

The Distributor receives an annual fee of 0.60% of the Net Asset Value attributable to the TRY Class Units payable monthly in arrears. The Distribution Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Distributor during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Distributor as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(D) Investment Management Fees

The Investment Manager receives an annual fee of 0.35% of the Net Asset Value payable quarterly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Investment Manager as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(E) Transfer Agent Fees

The Transfer Agent receives an annual fee of 0.01% of the Net Asset Value and a \$10 fee per transaction out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Transfer Agent during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(F) Professional Fees

Professional fees include legal and audit fees. The fees paid during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

8.2 Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager, Agent Member Company and Derivative Counterparty are all related parties to the Series Trust.

There were no other transactions with related parties other than those in the normal course of business.

(A) Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive out of the Operational Costs Fee a fixed annual fee of \$10,000 payable annually in advance. The fees earned by the Trustee during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Trustee as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of fee agent fees.

(B) Fee Agent Fees

The Fee Agent receives an annual fee of 0.12% of Net Assets Value (the "Operational Costs Fees"), accrued on and calculated as at each valuation day. The Operational Costs Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Trustee out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Fee Agent during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Fee Agent as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

The Fee Agent is responsible for paying the manager fees, the trustee fees and costs and expenses, which are, in the reasonable judgement of the Fee Agent, determined as associated costs and expenses of the manager fees and trustee fees (the "Ordinary Costs").

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of the investment manager fees, audit fees, formation expenses, distribution fees, administration fees, custody fees, any broker fees relating to security

PIMCO Short Term Strategy**Notes to Financial Statements (continued)****For the Period from July 29, 2019 (Commencement of Operations) through July 31, 2020***(Expressed in U.S. Dollars)*

transactions, any legal and auditing costs that are not included in the audit fees and expenses, annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies, any insurance costs, any costs relating to the Offering Memorandum and Appendix 32 and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents and any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing, tax reporting, anti-money laundering compliance and monitoring, expenses related to the termination or the liquidation of the Series Trust and any other extraordinary costs and expenses that would not usually occur.

To the extent that the Operational Costs Fee is not sufficient to cover the Ordinary Costs, the Fee Agent is liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs shall be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as fee agent in respect of the Series Trust.

The Operational Costs Fees accrue daily on an actual / 365 day count fraction basis and are payable quarterly in arrears in the amount accrued, from and excluding, for the first accrual period only, the initial closing day, and for all other accrual periods, the last day of each calendar quarter.

(C) Manager Fees

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fee, a management fee of \$5,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the period ended July 31, 2020 and outstanding fees payable to the Manager as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of fee agent fees.

(D) Agent Member Company Fees

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value attributable to the TRY Class Units payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Manager out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Agent Member Company during the period ended July 31, 2020, and outstanding fees payable to the Agent Member Company as of July 31, 2020, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(E) Derivative Counterparty

The Series Trust is permitted to enter into forward contracts with Credit Suisse International, a related party to the Manager. During the period ended July 31, 2020, there was net realized loss of \$2,457,984, and there was change in unrealized depreciation of \$779,249, on forward contracts with Credit Suisse International which is disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

9. BORROWING AND LEVERAGE POLICY

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the period ended July 31, 2020, the Series Trust did not incur any borrowings.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The development of the COVID pandemic since August 1, 2020 is ongoing and its impact has proven to have an adverse effect on financial markets. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown. Manager and the Trustee do not believe that there is any financial impact to the financial statements as at July 31, 2020 as a result of this subsequent event.

Management and the Trustee are monitoring developments relating to coronavirus and is coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through November 30, 2020, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective February 1, 2020 through November 30, 2020, there were subscriptions of \$3,814,044 and repurchases of \$5,520,468. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

(2) 【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第二部 ファンド情報 - 5 運用状況 - (2) 投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年11月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
・ 資産総額	30,633,720.52	3,182,537,225
・ 債務総額	303,662.71	31,547,519
・ 純資産総額(-)	30,330,057.81	3,150,989,706
・ 発行済口数	20,195,686口	
・ 1口当たり純資産価格(/)	1.50	156

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国 マサチューセッツ州02110 - 1548 ボストン ポストオフィススクエア 50

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2020年11月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約7,636万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2020年11月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	10	583,412,703米ドル
			33,736,095豪ドル
			7,438,415,543円
			237,249,295トルコリラ
	私募	30	236,257,547,964円

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日までおよび2019年1月1日から2019年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2020年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.89円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

損益およびその他の包括利益計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
損益計算書(米ドル)					
受取利息		34,534	3,588	22,534	2,341
- うち、償却原価で測定される 金融商品にかかる受取利息		34,534	3,588	22,534	2,341
純受取利息	4	34,534	3,588	22,534	2,341
サービス報酬収入	5	215,000	22,336	205,000	21,297
その他(損失)/収益		(21)	(2)	8	1
純収益		249,513	25,922	227,542	23,639
一般管理および営業費	6	(143,734)	(14,933)	(121,067)	(12,578)
引当金繰入および税引前営業利益		105,779	10,989	106,475	11,062
税引前利益		105,779	10,989	106,475	11,062
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		105,779	10,989	106,475	11,062

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財政状態計算書(2019年12月31日現在)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
資産(米ドル)					
現金預け金	9	1,436,186	149,205	1,213,367	126,057
その他資産	10	217,427	22,588	206,873	21,492
資産合計		1,653,613	171,794	1,420,240	147,549
負債(米ドル)					
その他負債	10	131,329	13,644	3,735	388
負債合計		131,329	13,644	3,735	388
株主資本(米ドル)					
資本金	11	735,000	76,359	735,000	76,359
利益剰余金		787,284	81,791	681,505	70,802
株主資本合計		1,522,284	158,150	1,416,505	147,161
負債および株主資本合計		1,653,613	171,794	1,420,240	147,549

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
)
)

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

持分変動計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2019年度						
2019年度持分変動計算書(米ドル)						
2019年1月1日現在の残高	735,000	76,359	681,505	70,802	1,416,505	147,161
当該年度の利益	-	-	105,779	10,989	105,779	10,989
2019年12月31日現在の残高	735,000	76,359	787,284	81,791	1,522,284	158,150
2018年度						
2018年度持分変動計算書(米ドル)						
2018年1月1日現在の残高	735,000	76,359	575,030	59,740	1,310,030	136,099
当該年度の利益	-	-	106,475	11,062	106,475	11,062
2018年12月31日現在の残高	735,000	76,359	681,505	70,802	1,416,505	147,161

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

キャッシュ・フロー計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	2019年度		2018年度		
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
営業活動による キャッシュ・フロー(米ドル)					
当該年度の利益		105,779	10,989	106,475	11,062
純利益を営業活動より生じた 現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前 純利益に含まれる非現金項目:					
受取利息	4	(34,534)	(3,588)	(22,534)	(2,341)
未実現損益		21	2	(8)	(1)
営業資産および負債変動前の 営業活動より生じた現金		71,266	7,404	83,933	8,720
営業資産の純(増)/減:					
その他資産		(10,575)	(1,099)	92,358	9,595
営業資産の純(増)/減:		(10,575)	(1,099)	92,358	9,595
営業負債の純増/(減):					
その他負債および引当金		127,594	13,256	(1,639)	(170)
営業負債の純増/(減)		127,594	13,256	(1,639)	(170)
法人税等の支払額		-	-	-	-
営業活動より生じた現金		188,285	19,561	174,652	18,145
財務活動による キャッシュ・フロー(米ドル)					
受取利息	4	34,534	3,588	22,534	2,341
財務活動により生じた現金(米ドル)		34,534	3,588	22,534	2,341
現金および現金同等物の純増額		222,819	23,149	197,186	20,486
期首における現金および現金同等物		1,213,367	126,057	1,016,181	105,571
期末における現金および 現金同等物(米ドル)		1,436,186	149,205	1,213,367	126,057
現金預け金	9	1,436,186	149,205	1,213,367	126,057
期末における現金および 現金同等物(米ドル)		1,436,186	149,205	1,213,367	126,057

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(d) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失(ECL)モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- 当社を支配している、または共同支配している。
- 当社に重要な影響を与える。
- 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している。)
- その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している。)
- 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

- ・ IFRIC第23号：国際会計基準審議会(IASB)は2017年6月にIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。IFRIC第23号は、法人所得税務処理に関する不確実性について明確化を図るものであり、IAS第12号に基づく法人所得税務処理に関して不確実性が存在する場合に、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、未使用の欠損金、未使用の繰越税額控除および税率の決定に適用される。IFRIC第23号は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRIC第23号を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

2. 重要な会計方針(続き)

- ・ IFRS年次改善2015 - 2017年サイクル：IASBは、2017年12月に「IFRS年次改善2015 - 2017年サイクル」(IFRS改善2015 - 2017年)を公表した。IFRS改善2015 - 2017年は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRS年次改善2015 - 2017年サイクルを適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。
- ・ IAS第19号の改訂：制度改訂、縮小または清算：IASBは2018年2月に「制度改訂、縮小または清算」(IAS第19号の改訂)を公表した。これは確定給付年金制度に変更が生じた場合に企業が年金費用をどのように決定するかを規定するものである。IAS第19号の改訂は2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIAS第19号の改訂を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

3. 会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない(注記17)。

4. 純受取利息

	2019年度	2018年度
純受取利息(米ドル)		
現金預け金にかかる受取利息	34,534	22,534
受取利息	34,534	22,534

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2019年度	2018年度
収益(米ドル)		
サービス報酬収入	215,000	205,000
収益合計	215,000	205,000

6. 一般管理および営業費

	2019年度	2018年度
一般管理および営業費(米ドル)		
その他費用	(34,668)	(1,315)
銀行手数料	(191)	(545)
営業費	(34,859)	(1,860)
監査報酬	(3,119)	(3,117)
役員報酬	(105,756)	(106,500)
専門家サービス	-	(9,590)
一般管理費	(108,875)	(119,207)
一般管理および営業費合計	(143,734)	(121,067)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2029年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT@ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2018年:5,000米ドル)を受け取っているが、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・ファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツイン・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
J-REITファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンドリアル・エステート・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2019年度	2018年度
現金預け金(米ドル)		
現金預け金	1,436,186	1,213,367
現金預け金合計	1,436,186	1,213,367

10. その他の資産および負債

	2019年度	2018年度
その他資産(米ドル)		
未収利息および報酬	217,427	206,873
その他資産合計	217,427	206,873

	2019年度	2018年度
その他負債(米ドル)		
未払利息および報酬	131,329	3,735
その他負債合計	131,329	3,735

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2019年度		2018年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
授権株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

11. 資本金(続き)

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2019年および2018年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2019年および2018年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2019年および2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産(米ドル)						
その他資産	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
資産合計	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
負債および資本(米ドル)						
その他負債	25,573	-	25,573	3,735	-	3,735
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	760,573	-	760,573	738,735	-	738,735

b) 関連当事者間の収益および費用

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
その他収益(米ドル)						
その他収益	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
その他費用(米ドル)						
その他費用	34,668	-	34,668	1,315	-	1,315

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬(米ドル)	2019年度	2018年度
短期従業員給付	105,756	106,500
経営幹部報酬合計	105,756	106,500

14. 親会社および最終的な持株会社

2019年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス(ホンコン)リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 比較対象期間の数値修正再表示

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

16. 修正を要しない後発事象

2019年度において、修正を要しない重要な事象は存在しない。

17. 公表後、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表では採用されていない複数の改訂、新基準、IFRS第17号「保険契約」を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

	発効する会計期間の期首
IFRS第3号の改訂、「事業の定義」	2020年1月1日
IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」	2020年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。本修正は、2020年1月1日以降に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。2020年1月1日の適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended
31 December 2019**

	Reference to Note	2019	2018
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		34,534	22,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		34,534	22,534
Net interest income	4	34,534	22,534
Service Fee Income	5	215,000	205,000
Other (losses)/revenues		(21)	8
Net revenues		249,513	227,542
General, administrative and trading expenses	6	(143,734)	(121,067)
Operating profit before allowance and taxation		105,779	106,475
Profit before tax		105,779	106,475
Income tax expense	7	-	-
Profit after tax		105,779	106,475

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position at 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Other assets	10	217,427	206,873
Total assets		1,653,613	1,420,240
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	131,329	3,735
Total liabilities		131,329	3,735
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		787,284	681,505
Total shareholders' equity		1,522,284	1,416,505
Total liabilities and shareholders' equity		1,653,613	1,420,240

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2020



) Director

Nicolas Papavoine
Director
Credit Suisse Management (Cayman) Limited

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019**Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019**

	Share capital	Retained earnings	Total
2019			
2019 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2019	735,000	681,505	1,416,505
Profit for the year	—	105,779	105,779
Balance at 31 December 2019	735,000	787,284	1,522,284
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year	—	106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of Cash flow for the year ended 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		105,779	106,475
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest income	4	(34,534)	(22,534)
Unrealised gain and loss		21	(8)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities			
		71,266	83,933
Net (increase)/decrease in operating assets:			
Other assets		(10,575)	92,358
Net (increase)/decrease in operating assets			
		(10,575)	92,358
Net increase/(decrease) in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		127,594	(1,639)
Net increase/(decrease) in operating liabilities			
		127,594	(1,639)
Income taxes paid		—	—
Net cash generated from operating activities			
		188,285	174,652
Cash flows from financing activity (USD)			
Interest income	4	34,534	22,534
Net cash generated from financing activity (USD)			
		34,534	22,534
Net increase in cash and cash equivalents			
		222,819	197,186
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)			
		1,436,186	1,213,367
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)			
		1,436,186	1,213,367

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) *Foreign currency*

The Company's functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Cash and Cash Equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2 Significant accounting policies (continued)

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

- IFRIC 23: In June 2017, the IASB issued IFRIC 23 'Uncertainty over Income Tax Treatments' (IFRIC 23). IFRIC 23 clarifies the accounting for uncertainties in income taxes and is to be applied to the determination of taxable profit (tax loss), tax bases, unused tax losses, unused tax credits and tax rates, when there is uncertainty over income tax treatments under IAS12. IFRIC 23 was effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted IFRIC 23 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.
- Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle: In December 2017, the IASB issued 'Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 cycle' (Improvements to IFRSs 2015-2017). The improvements to IFRSs 2015-2017 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

2 Significant accounting policies (continued)

- Amendments to IAS 19: Plan Amendment, Curtailment or Settlement: In February 2018, the IASB issued 'Plan Amendment, Curtailment or Settlement' (Amendments to IAS 19) that specifies how companies determine pension expenses when changes to a defined benefit pension plan occur. The Amendments to IAS 19 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Amendments to IAS 19 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2019	2018
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	34,534	22,534
Interest income	34,534	22,534

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2019	2018
Revenues (USD)		
Service fee income	215,000	205,000
Total revenues	215,000	205,000

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**6. General, Administrative and Trading Expenses**

	2019	2018
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other expenses	(34,668)	(1,315)
Bank charges	(191)	(545)
Trading expenses	(34,859)	(1,860)
Auditor remuneration	(3,119)	(3,117)
Directors' remuneration	(105,756)	(106,500)
Professional Services	—	(9,590)
General and administrative expenses	(108,875)	(119,207)
Total general, administrative and trading expenses	(143,734)	(121,067)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2029. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities*Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2018: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

8. Unconsolidated Structured Entities (Continued)

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**9. Cash and Due from Banks***Cash and cash equivalents comprise:*

	2019	2018
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,436,186	1,213,367
Total cash and due from banks	1,436,186	1,213,367

10. Other Assets and Other Liabilities

	2019	2018
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	217,427	206,873
Total other assets	217,427	206,873

	2019	2018
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	131,329	3,735
Total other liabilities	131,329	3,735

11. Share Capital**(a) Authorised and issued share capital**

	2019		2018	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

11. Share Capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2019 and 2018, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2019 and 2018, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2019 and 2018.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**13. Material Related Party Transactions**

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business.

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Total assets	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities	25,573	—	25,573	3,735	—	3,735
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	760,573	—	760,573	738,735	—	738,735

b) Related party revenues and expenses

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Other expenses (USD)						
Other expenses	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2019	2018
Short-term employee benefits	105,756	106,500
Total Remuneration of Key Management Personnel	105,756	106,500

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2019, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Restatement of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period**

There are no material non-adjusting events for 2019.

17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and a new standard, IFRS 17, Insurance contracts, which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	Effective for accounting periods beginning on or after
Amendments to IFRS 3, <i>Definition of a business</i>	1 January 2020
Amendments to IAS 1 and IAS 8, <i>Definition of material</i>	1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2020 with an early adoption permitted. The adoption on 1 January 2020 did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or cash flows.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在の額は、100米ドル(1万389円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの居住者会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの2020年12月末日現在の資本金の額は、10億4,000万米ドル(約1,080億4,560万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

(3) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、総合的に証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

(4) S M B C日興証券株式会社(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2020年9月末日現在 100億円

(ロ) 事業の内容

S M B C日興証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、受益証券販売・買戻業務および日本における代行協会員業務を提供している。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約1兆1,808億1,374万円)です。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナル(以下「C S I」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました(登記番号2500199)。C S Iは、1990年7月6日に「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名で無限責任会社として登記され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。C S Iは英国法の下で設立された英国の銀行であり、クレディ・スイス・アー・ゲーの完全間接子会社です。登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は+44(0)20 7888 8888です。C S Iの取引主体識別子(L E I)は、E58DKGMJYYYYJLN8C3868です。C S Iは、プルーデンス規制機構(P R A)の認可を受けており、金融行為監督機構(F C A)およびP R Aによる規制を受けています。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、債権者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50カ国以上に拠点をもち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

(6) ピムコジャパンリミテッド(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在 1,341万1,674.44米ドル(約13.93億円)

(ロ) 事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

金融商品取引法に基づき、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

(3) クレディ・スイス証券株式会社

日本における代行協会会員業務を行います。

(4) S M B C日興証券株式会社

ファンドの受益証券の販売・買戻業務を行います。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

(6) ピムコジャパンリミテッド

投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2021年改正)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(2021年改正)または地域会社(管理)法(2019年改正)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
- (a) 1993年7月に施行されたミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
- (b) 2020年2月に施行された2020年プライベート・ファンド法(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。)は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857(2,886のマスター・ファンドを含む。)であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、その主たる業務が投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集または発行することであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2021年改正)または2010年保険法に基づき免許を付与された者

(b) 建設社会法(2020年改正)または友好社会法(1998年改正)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年(改正)ミューチュアル・ファンド法(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るよ

うにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。

4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュア

ル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 当該免許が、以下各号のいずれかにおいて「企業サービスプロバイダー」として定義されている場合、
 - (A) 会社法(2021年改正)(以下「会社法」という。)の第XVIIA。
 - (B) 有限責任会社法(2020年改正)の第12。
 - (C) 2017年有限責任パートナーシップ法の第8。
 - (併せて、以下「受益権法令」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益権法令を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払

いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。

- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他

の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(2013年改正)の下、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報法(2017年改正)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ビークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア-オフショアのファンド構造においてオンショア・ビークルとの一層の調和をもたす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるビークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。契約法(第三者の権利法)(2014年)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確

保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替をを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (c) 受益権法令に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、受益権法令に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
- (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同レベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法または受益権法令の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、C I M Aは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事項。
- (c) 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) 例えば秘密情報開示法(2016年)、犯罪収益に関する法律(2020年改正)または薬物濫用法(2017年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (b) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合。
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とC I M Aの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してC I M Aが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとC I M Aが認めることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改正)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、

計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照:第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法(2020年改正)第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動を含む。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資

顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。

- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや
図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商
品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す
記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
- 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当
該販売会社を通じて交付される旨
EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳
細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
投資リスクの項の冒頭において、()投資家の投資元本は保証されているものではなく、
ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある
旨、()ファンドの運用および為替相場の変動による損益は、全て投資者に帰属する旨、
()投資信託は預貯金と異なる旨、()トルコリラクラスはトルコリラ建てのため、当該
通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資
元本を割り込むことによる損失を被ることがある旨、ならびに、()ファンドは、その財産
のおおむね全てを投資対象ファンドに投資するため、ファンドへの投資には、投資対象ファン
ドにおけるリスクも伴う旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)の表紙において、「ファンドは、トルコリラクラスの受益証券を
発行します。」、「トルコリラクラスはトルコリラにより表示され、かかるクラスの表示通貨を
「基準通貨」といいます。」、「投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象ではありません。」、「投
資信託は、元本・利回りの保証はありません。」、「ファンドは、主に米ドル建てのピムコ・パー
ミュューダ・トラスト - ピムコ ショート・ターム ストラテジークラスC(米ドル)クラス(以下
「投資対象ファンド」ということがあります。)を投資対象としています。ファンドの受益証券1
口当たり純資産価格は、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、また、組
み入れられた債券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によ
り値動きするため、投資元本を割り込むことがあります。また、トルコリラクラスの受益証券は、
1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨にて外貨建て資産を評価する際には為替
相場の影響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、
ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むこと
があります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、全て投資者の皆様は帰属いたしま
す。投資信託は預貯金と異なります。」、「ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動
要因としては、「価格変動リスク(債券市場リスク)」「価格変動リスク(信用リスク)」「為替
リスク(トルコリラクラス)」「カントリーリスク」「流動性リスク」「ハイイールド債リスク」
「新興市場リスク」「発行体リスク」「デリバティブ・リスク」「マネジメント・リスク」など
があります。」、および投資リスクにおいて「ファンドの受益証券はトルコリラ建てで発行されるた
め、日本円をトルコリラに替えて投資する際には、トルコリラ対日本円の為替リスクを伴いま
す。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

受託会社への独立監査法人の報告書

KPMG

P.O. Box493

SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands

電話+1 345 949 4800

Fax +1 345 949 7164

Internet www.kpmg.ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラストである、ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー(以下、「本シリーズ・トラスト」という)について、添付の財務諸表の監査を実施した。財務諸表は、2020年7月31日現在の財務状態計算書、2019年7月29日から2020年7月31日までの期間を対象とする包括利益計算書、株主資本等変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要とその他の説明事項から成る注記により構成される。

当監査法人の意見では、上記の財務諸表は、2020年7月31日現在の本シリーズ・トラストの財政状態、ならびに同日を期末日とする期間における財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)に準拠し、あらゆる重要な点において適正に表示している。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に準拠し監査を実施した。同基準に基づく当監査法人の責任については、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」という)および当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

財務諸表に対する経営者および統治責任者の責任

経営者の責任は、IFRSに準拠してこれらの財務諸表を作成し、適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、経営者は本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、経営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はこの限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視に責任を有する。

受託会社への独立監査法人の報告書(続き)

財務諸表監査における監査人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施する監査において常にこれを発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、また、単独でまたは全体としてこれらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合に、重要性があるとみなされる。

ISAに従って実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体にわたって専門的判断を下し、職業的専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを特定および評価し、これらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。これは、不正には共謀、偽造、意図的な省略、不当表示、または内部統制の無視を伴うことが多いためである。
- ・ 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。ただし、これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性、ならびに経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項に注意を喚起し、当該開示が不十分である場合は、監査意見を修正する必要がある。当監査法人の意見は、監査報告書の発行日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容を評価するとともに、財務諸表の適正表示を達成する形で対象取引や事象が表示されているかどうかについても評価を行う。

当監査法人は、統治責任者に対して、他の事項のなかでもとりわけ、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の実施過程で特定した内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について報告を行う。

2020年11月30日

Independent Auditors' Report to the Trustee

P.O. Box493
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of PIMCO Short Term Strategy (the "Series Trust"), a series-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III, which comprise the statement of financial position as at July 31, 2020, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the period from July 29, 2019 to July 31, 2020, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at July 31, 2020, and its financial performance and its cash flows for the period then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

November 30, 2020

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから17ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2019年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定(「IESBA基準」)ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島に設立された有限会社）
取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島に設立された有限会社)
取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階
チャーター・ロード10
香港、セントラル

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 4 to 17, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit and loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flow for the year other than ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard ("IFRS").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong